

正の船旗を立て、わき目も振らずに漕ぎ進むやうな手荒い航海業者は、彼等の苦手とする所であつた。即ち、研究會の幹部は伯を嫌つた。『加藤に總理大臣になられては堪らぬ』と云ふ感情は、斯くして貴族院の實權者を支配した。

そのやうな經緯のある所へ、研究會の政權的進出を撃つ爲の護憲運動が起つた。其運動は徹底的の勝利を收め、而して伯は凱旋軍を率ゐて政府に入城したのである。研究會が伯に對し、二重の不快を構へたのは必然の勢でもあつた。

(二) 研究會の一角を占領す

(堅く水野子の一派を捉へた成功)

伯に大命降下を奏薦した西園寺公さへ、伯と研究會との關係を憂慮した事は隠れもない事實であつた。之は我が政治史の一頁を染め得る事實であらう。

研究會は伯に悪い。而して研究會を措いて貴族院の政治は通らぬ。況して護憲の戦に敗れた怨恨もある。若しも、研究會が、伯の内閣に突き當るやうならば、政界の不安は絶えない。再び解散以て民意を問ふの大政戦を現出し、第二次護憲の

火の手は、政財兩面に多くの負傷者を生ずるかも知れぬ。護憲政戦後の靜謐を望む西園寺公が、之を憂慮したのは當然であらう。否な、本尊の伯こそ、最も此事なきを祈つた第一人者であつたから、如何にして研究會に架橋す可きかは、組閣第一日に、或は夫れ以前から、重く伯の心に懸つた所である。

然るに其橋桁の第一本は、實に西園寺公の心遣に依つて贈呈され、伯の苦心に依つて補充され、急造ながらも、研究會の一角に架橋されたのであつた。

組閣の第一日に、中川氏(小十郎)が伯に傳へた所は、西公の對研究會策の注意であつた。直ちに近衛公(文鷹)が伯と會見して、長時間の談合があつた。伯は是等の會談の結果、研究會の一角を捉へる工夫の不可能でない事に氣付いた。而して相當の犠牲を拂つても、この方針を確守し、且つ達成しやうと決心した。

伯の眼は水野子(直)に注がれた。小笠原伯(長登)に留まつた。研究會は必ずしも一絲亂れぬ結束の一派では無い。その一角は、崩すことは出来なくとも、少なくとも傾けることは出来ると見極はめた。伯の心の鏡には、朧ろ氣ながら、研究會の二潮流が映じて來た。一は政府に對し好意の中立を守り得るもの、他の一は、政本合

同に依つて伯を覆さんと願ふものが曖昧ながら二分され得ると睨んだ。前者を水野、小笠原兩氏の勢力に認め、後者を青木(信光)、渡邊(千冬)兩子の本流に發見した。茲に於て、伯は後者には構はず、前者との假り橋の補強工事に全力を擧げた。江木、伊澤、塚本、松本の諸氏を此方面の使者として諒解を期すると同時に、主義に反せぬ限りは此一派の註文にも傾聴し、誠意と實力とを點綴して、諒解の歩を深めて行つたのである。

水野、小笠原兩氏を圍む一派は、進歩的思想を辿つて行つた。普選も時勢である、貴革も或る程度までは忍ばねばなるまい、若しも研究会が之と正面衝突をしては、貴族院は愈々國民の怨府となり、聽ては自身の破滅を招くかも知れぬ、と考へた。そこで、過激でない限り、伯の政綱を支持しやうと念慮するやうになつた。然るに青木、渡邊兩子の本流は、依然として『普選阻止貴革撃退』の主張を秘藏し、機會にあらば、反撃の矢を放たうとして居た。

筆者は、水野、青木の兩子が、裏面に於て靈犀相通じて居たか何うかを知らない。少なくとも、水野子は第二次加藤内閣に政務次官として堂々と結合した程である

から、伯が研究会の一角を堅く捉へると云ふ集中主義の策戦は成功したものと云はざるを得ない。況んや、研究会が最も嫌つた政策を、二つ迄も同時に成し遂げたのは、素より三派の力、國民の後援に俟つ所が多かつたに相違ないけれども、『戦はずして人の兵を屈するは善の善なる者なり』と云ふ兵法から考察すれば、伯の策戦に勝利の余光を認めて差支へ無からう。

否な、次節に述べる、貴革及び普選の交渉當時——成案から成立までの長い間——研究会の本流が、如何に伯の足許を洗ひ倒さうとしたかを回顧すれば、首相の苦心と成功とは、一層の光度を以て照明されるであらう。

(三) 爆彈を抱いて？

(普選阻止の倒閣陰謀は其一例)

研究会の一角に橋を架けたことは、正に『敵前架橋』に譬ふ可きものであつた。苦戦惡闘に依つて獲得した勝利の一階段であつた。然も最後の勝利は、敵の破壊運動と戦ひつゝ、其橋を維持する事に依つてのみ全うされる。而して茲に、名状す

可からざる苦心があつた。その敵對運動が常に暗夜に行はれ、發見に困難であつたゞけ、その對策の苦心は深大であつた。然も敵軍の暗撃の目標が、『普選』と云ふ伯の牙城に集中され、時に『貴革』を襲はれるに至つて、苦戦は愈々形容の外にあつたと言はねばならなかつた。

誰か、この苦戦が、伯の健康から『抵抗力』の一半を奪ひ去つた事を否定し得るであらう？ 伯の研究會への架橋は、實に内外兩面からの暗撃中に敢行された。普選史の裏面を知らんとする人々は、此頁を逸してはならない。伯の内閣を、普選と共に倒しにいよいよ企圖した陰謀は、實に内外兩面から迫つたのである。

研究會の他の一角—政友會中の一派—政友本黨。それは、實に、伯を側背より挾撃した聯合軍に外ならなかつたのである。

よしや研究會中に水野子の一派を捉へ得たとは云へ、研究會の本流は、飽く迄も伯に悪い。この掩ふ可からざる大事實は、之を利用する政黨人の暗躍と相俟つて絶えず伯の内閣を脅威した。研究會をして普選(または貴革)を否決せしむれば、解散か總辭職か、孰れにしても政機は一轉せざるを得ない—之を狙つたのが、前記の

聯合軍であつた。

『爆弾を抱いて？』。夫れは伯の内閣に聯立加盟して居た政友會の中に、伯の足許を狙ふ一派の存在した事實を指す。而してこの一派は、内閣成立直後の特別議會に、普選と貴革の兩案を提出せよと主張した事に依つて、早くも爪牙の尖端を閃めかし、次で特別議會に、研究會をして政務官新設案を拒否せしめんとした事に依つて陰影を見せ、翌年普選阻止の陰謀を運らした事に依つて、其本體を露現した。

誤解なきやう確言して置くが、之は政友會内の一派である。政友會では無い。政友會は、伯の内閣に加盟したが、會内には正純と不滿の二派を生じ、不滿の一派は、研究會に通じ、政友本黨に通じ、時勢や輿論に關せず、機會だにあらば伯の内閣を倒さうと不斷に策謀した。閣僚の高橋、横田兩氏、閣外の望月、野田、岡崎の諸氏に即接する多數は、護憲三派の精神を、理由なくして蹂躪するやうな不純には與みしなかつた。假りに之を正統派と呼ぶ。然も他の一派も侮り難く、うまく行けば正統派の一半をも誘導しかねまじき勢であつた。之を合同派と名附けて置く。

さて合同派の策動は、第五十議會の近づくに及んで度を加へて行つた。而して

其方法は一律一途を進んだ。一言以て掩へば、陰謀と云ふの外は無い。而して其着想と手段とは、

(イ) 政友閣僚をして、普選、貴革その他の政策に就いて急進的の主張を爲さしめ、
(ロ) 研究会の青木、渡邊兩子の本流に對し、之を政略的意味(内閣倒壞)のあるものとして通牒し、依つて兩案の阻止を訴へ、

(ハ) 斯くて内閣瓦解すれば、政友閣僚も斷然協調を去り、政友本黨との合同に贊するの諒解ある旨を告げ、以て後繼内閣の乗っ取りを夢みた

のであつた。元來、政友會閣僚は、黨議も左うであつたが、個人的にも、伯の一派に較べて急進的であつた。普選及び貴革に就いても急進的の主張をした。然るに此主張は、前記策士の手を経て、研究会へは『故意』の言動として通牒された。

茲に於てか、研究会の本流は、普選及び貴革に關して政友閣僚に二心あるものと信じた。そこで政府の此死活的政策を阻んで内閣を傷つけた後、自己の味方たる政本合同の内閣を迎へ、以て大嫌ひの普選及び貴革を葬り去ることを夢みるに至つた。横田氏の死後は、一倍之を現實的に考策するやうになつた。斯くて、缺格條

項に『生活の爲め公私の救恤云々』の修正案を固執して、審議未了の致命傷を負はせやうとする策動は生れたのである。

而して其以前、即ち政府の普選案が衆議院に提出されたとき、政友會から急進的の修正案が突發して暴風雨の天候を見せたのも(次編第三章參照)此陰謀の一連鎖であつた。此修正案は、主として樞密院の修正を否認するもので、政府には出來ない相談を強ひたものであつた。而して、斯かる主張を擔ぎ出し、油を注ぎ、火を付けたのは、前記の不滿分子の策動であつて、之が不成功に終るや、今度は最後の日に貴族院と通謀して缺格條項をものにしようとなつた。

會期を延長すること實に三回、而して岡崎邦輔氏の妥協案に依り漸く纏まつた其裏面には、正に右の倒閣的陰謀が動き、遂に元老をも煩はすの危機を誘致したのであつた。否な、岡崎氏が妥協の偉功を奏して黨に歸るや、焉んぞ圖らん、幹部會の席上、『岡崎君は黨議にも諮らず、何の資格あつて斯かる專斷を敢てせしや』とて、滿面朱を注いで痛罵した幹部があつたのは周知の事實である。是れ即ち『普選阻止に依る倒閣の陰謀』の破滅を怒號するの聲に外ならなかつたのである。

思へば是等は、伯の懷中に、少なくとも其側近に伏せられた爆彈では無かつたか。而して世間には正義の勇者がある。この陰謀は、或る人々を通じて伯に報告されて居たのである。伯の心は、憤りと悲しみとを禁じ得なかつたが、然も大事の前には何事をも忍び、ひたすら夫れ等の陰謀に身を回避しつゝ、善處するに苦心した。この伯の心勞は普選と共に高く評量されねばなるまい。少なくとも、次編の普選成立記は、この陰謀の實在を知つて初めて正當に理解されるのである。

(四) 少數の大敵—政本合同

(三派協調の底邊を流れた暗流)

政友本黨は物の數では無かつた。併し乍ら、夫れは研究會の外藩であると云ふ關係に於て、一種の破壊力ある政敵と認められた。況して、政友會の合同派が、この中間に暗躍して、隙だにあれば聯立の一鼎足を奪ひ去るの實狀にあつたので、伯の目からは、單なる百十餘名の頭數とのみは輕視することが出来なかつた。

伯の三派統制—元來、政策と感情とを異にした三派の協調統一——が、若しも自他

孰れかの原因に依つて搖げば、其所へ直ちに來る脅威は、政本の合同であつた。その勢の激する所、高橋總裁の犠牲などは茶飯事とするかも知れぬ。素より高橋總裁健在にして、横田氏之を助くる間、容易に合同は出来ない。併し、地盤傳統を同じくする其上に、研究會の媒介がある。斯くの如く尋ね來れば、不安は果てしも無く想像し得る状態であつた。

否な、伯の耳には、組閣後間もなく、重大なる秘報が傳へられて居た。夫れは、政本合同して後藤新平伯を擔ぐと云ふ策動が、清浦内閣の辭職前後に行はれ、有力者が之に参加した一事である。之は陰謀では無いが、政權を伯に歸せしめない爲の運動には相違なかつた。後藤伯を動かさうとしたのは、研究會の幹部中の一派で、要は、清浦内閣辭職の直前に、政本を合同して二百十餘名の第一黨を築き上げ、以て政權の到來を期する手筈であつた。

その中に、内閣辭職して大命は伯に降下したので、此計畫は自ら潰れて了つた。併し乍ら、斯かる計畫が、發生し得る素地のあつた事實は、伯の頭から消え去る筈は無かつた。恰かも、健康の衰弱を待つて活動し來る病菌の存在の如く、不用意一步

を亡れば、我身を侵し來る必然的の勢力として、注視せねばならぬものであつた。現に、政友本黨が研究會の公然の味方として正面に控へた其側面には、政友會の一派が虎視眈々として待機して居たのであるから、本黨は即ち『少數の大敵』に外ならなかつたのである。

況んや政友會は、その傳統策を悉く縛られて拘禁の精神苦を忍ぶ身であつた。所謂積極政策の根幹は伯の緊縮の一撃に依つて覆され、その枝葉は整理の斧に依つて刈られた。鐵道計畫を初め、總ての傳統的事業は壓縮されて、啻ならぬ苦痛を忍ばねばならなかつた。故に護憲の民論も一先づ鎮まつた上は、何時までも伯の統制下に忍従して居る譯には行かぬと云ふ黨論が、組閣後數箇月を出ない前に、早く既に世間に漏れたのも決して怪しむに足らぬ。

別に是れと云ふ政策の對抗は無かつたとしても、所謂積極政策と云ふ漠然たる呼稱の下に、政友會が特色を彩り、之を匡正する所に憲政會の使命があつた事だけは確實であつた。そこには、重大なる利害の衝突もあつた。故に若し、日本が外敵と戦ふやうな場合であつたならば、舉國一致の名に於て、政友會は尙ほ長く伯の下

に協調したであらう。然るに、目標は單に『護憲』の一事のみであつた。而して其目的は大半既に遂げられ、謂はゞ戦争は既に勝利の大勢を見極はめたのである。果して然らば、政友會が、何時までも不自然の協調に縛られて居なくてはならぬ義理は無い。早くも、組閣の當時から『壊れる場合』を考へて居た策士も居た程である。この頃になつて、黨員の一半に、伯の内閣から離れ度いと願ふものが生じて、直ちに夫れを責む可きではなかつた。

然も離脱す可き適當の理由も無く、また、伯の誠意と統制とは乗す可き間隙を與へなかつたので、協調は意外に續いた。遂に、横田氏の歿後、冷たくも高橋氏を田中男に代へて片足を拭ひ、間もなく税整案に口實を求めて去つたこと後述の通りである。而して其爲に伯の辭職するや、直ちに『政本提携』の俄か芝居を打つたのは、是れぞ曩に清浦内閣辭職の直後に企てられた政本合同の變形であつて、伯が、久しい間、その發生を用心して居た反噬の實現に外ならなかつたのである。されば、伯が敵前に架橋し、その占有に心を勞したのは、當然の負擔であつた。而して第五十議會中にも、亦その前後にも、此不安の潮流は、政海の底を同一方向に流れて止まな

かつたのである。

第一次首相篇中の史述は、前記諸節の事情を吟味して初めて紙背まで透見する事が出来る。伯の統制・操守・妥協・交譲の経緯も、此政情の表裏を知つて初めて完全に理解されるであらう。

第二十編 第一次首相—完成篇

第一章 緊縮整理の豫算成る

(一) 伯の確信と施政演説

(『借金取に責め立てられ』の諷刺)

第一次加藤内閣が、普選以下の劃紀的重要政策を具現す可き第五十議會は、大正十三年十二月二十六日、國民期待の花々しい政治氣分裡に開かれた。その前日、伯は憲政會大會に臨んで抱負を述べた後、宴會の席上、次のやうな諧謔交りのテーブル・スピーチを試みた。

『今まで屢々大會を開いたが今日のやうな盛んな事はない。兎角政府黨でなくてはならぬものである。勿論、天氣にも晴雨あるが如く、政府黨ばかりで行けるものではない。併しながら地平線を見渡せば、當分は遣つて行けさうである。不時の突發事件が起らない限り、諸君と共に所信を實行する事が出来ると思ふ。相變らず御援助を請ふ。今日は遠路御出席にな

つた勞に酬い度いと思ふが、何分借金取に責め立てられ、晝夜多忙を極めて居る爲め、何等の設備をもする事が出来なかつた。』

即ち國民に公約した三大政策の實現に努めつゝあることを語り、晴々しい確信を以て、未曾有の重大國策を遂行しやうとする歡びを告げたものであつた。休會明けて間も無い二月四日、横田法相の死は、與黨協調の大立物を奪ひ去つたが、伯は、法相の椅子を、一時高橋農相の兼攝に委ねた後、あっさりと政友會側の推薦に一任した。間もなく小川平吉氏が法相に就任した。

さて第五十議會に臨む三派の陣營は、憲政會百六十名、政友會百九名、革新俱樂部二十八名を合せた絶對多數で、第四十九議會當時よりも増加し、正面の反對黨たる政友本黨は、依然百十四名に過ぎず、中正會三十三名、實業同志會八名、無所屬十名足らずで、伯の内閣の衆議院に於ける基礎は尙ほ頗る鞏固であつた。而して大正十四年一月二十二日、伯は貴族院に於て次のやうな施政方針演説を試み、同日衆議院に於ても略ぼ同様の演説をした。

『諸君、茲に今議會の劈頭に於て再び諸君と相見え政府所見の概要を陳述することは私の洵

に光榮とする所であります(中略)。長く北京に於て繼續し來りました日露兩國間の交渉も、一昨日に至り結了しまして調印することに爲りました事を、茲に報告致し得ますことは、私の最も悦ぶ所であります。御承知の如く、露國は長く文明社會より遮斷せられて居り、我國との交際も斷絶の形と爲つて居たのであります。此に國交恢復に關する基礎協定其他が成立に至りまして、我威信と利益とを保全することを得、兩國間に存したる幾多の懸案を解決し、依て以て多年の親交を恢復し、俱に共に文明の惠澤に頼り得るに至りましたことは眞に幸とすべきであります。

國防は我が地理的地位並に特殊の條件等を考量に加へ、國の安全を保障し、國際義務の履行に支障を及ぼさざる限度を標準として保持せざるべからざること、言を須ひない處であります。但、世界の大戰を経たる列國の陸軍は、其の武器の威力精銳等、従前に比し全く面目を一新致しました觀があります。に反し、我陸軍は之に隨伴し能はない憾があります。政府は世論の趨向を察し、一面に既設師團に減縮を施し、一面に新兵器の充實等に關する施設を爲すの計畫を樹て、之に由り、國防力を減退せしめざることを期したのであります。

近年財政が著しく膨脹し、頻年困難に陥りましたことは顯著な事實でありまして、行政、財政の整理、緊縮を爲すの必要がありますことは、前議會の劈頭に於て陳述した所であり、

會閉會後、政府は直ちに調査に着手いたし、慎重なる審議を経、政府部内の組織の改廢、經費の節約、事業の繰延等を決定致し、之に由り既定計畫に對し、一般特別兩會計を通じて二億五千六百餘萬圓を減じ、大正十四年度の財政計畫は此の基礎の上に計上したのであります(中略)。

右に述べました整理緊縮に依り、一般的行政組織の改廢及經費の節約は一段落を告げたのであります。行政事務を簡捷にし、吏員の能率を増進する方法等に至りましては、向後機に觸れ時に臨み實行すべきは勿論でありまして、本問題に就ては別に行政部内に委員會を組織し、成可く速に其の成案を得ん事を期する次第であります。行政財政整理は一段落を告げましたけれども、他面に於て國民の政費負擔の狀況を見ますれば、必ずしも均衡を得たものとは認め難い所があります。政府は本議會終了後、直に税制整理に關する慎重なる調査を遂げ、次期通常議會に成案を提出するに至らんことを期するのであります。

義務教育費、國庫負擔額増加の件は、一面に於て教育の伸張に關する所大なるものがあります。又一面には、市町村負擔の輕減にも資する次第でありますから、財政の狀態を考慮し、大正十五年度に於て實現せしむべく努力する積りであります(编者註——普選提案理由は第三章に詳しく就き中略)。

貴族院の改善は明治四十三年以來、本院に於ても屢々其議を見たる所であります。衆議院

議員選舉法改正の急を要する今日に於て、特に時機を逸しない方が宜しからうと察するのであります。貴族院の組織は當初制定以來、只僅かに數回に亙りて議員定數を増加したる外、著しき改正を加へたることなく、社會狀態の變化に伴はぬ憾がなしとせぬ。固より憲法が二院制を採りました趣旨は、飽迄尊重せざる可らざるは勿論でありますけれども、之と同時に時勢の進運を明察して、之に適應したるの制を樹てますことは、憲政有終の美を濟す上に於て必要なることと信するのであります。政府は是等の點をも考量に入れまして、目下調査を進捗せしめつゝあります。政府に於て案を得ますれば、直に相當の手續を経て本院に附議せんことを期するのであります。諸君は政府の意の在る所を諒とせられ、各案に對し、協贊を與へられんことを切望します。

伯は「悠揚迫らざるの態度を以て施政方針に關する演説を朗讀した。その聲量、抑揚態度等は、前議會の夫れに比して頗る明瞭且つ沈着、重厚であつて、議場に十分徹底した」とは、貴族院に於ける演説振りに對する新聞の批評であつた。

(二) 逆襲的な答辯振り

(兩院内の質問戦に面して)

重大懸案が立て込んだ議會なので、大臣に對する質問戦に、衆議院は五日間、貴族院は七日間を費した。伯は、二月一日の車中談で『僕の健康は最近は非常によい。特別議會の時は夏まけのする質なので、すっかり困らせられたが、今日では在野當時にも増してピン／＼して居る。この點は前の議會よりはズツと樂だ』と語つたやうに、潑刺たる精力を以て應酬し、其餘力は、持前の皮肉を誘發し、度び／＼貴族院の反感をさへ招いたのであつた。

衆議院に於ては、唯一の反對黨たる政友本黨から、別に内容のある質問が出なかつたので、伯の應酬にも手痛いものは無かつたが、貴族院の質問戦は、自家頭上の貴族院改革を中心にして、相當深刻且つ執拗であつた。然も、理窟にかけては、到底、伯を演り込める道が無いと知つたので、貴族院の一派は、戦法を一轉して伯の答辯態度を攻撃して來た。

『政府の演り方がなつて居らぬから質問する』と云ふ前觸れで湯地氏(幸平)は政府の主義を枉げた理由を聞き度いと迫つた。然るに伯の之に對する答辯は『主義には大きいものもあれば、小さいものもある。大きいものに對しては譲れないが、小さいものに對して互に譲つて行くのである』と云ふ皮肉なものであつた。湯地氏は遂に『元來總理大臣は答辯が不親切で困る。之には貴族院議員皆、私と同感と思ふ。もう少し温か味を以て答辯されたい』といきり立つた。『同感』の聲が期せずして起つた。其翌日、板倉子(勝憲)も、『由來、首相は片言隻語を捉へて彼れ是れ言はれることは甚だ遺憾である』と追加して、研究會側の『加藤首相貴族院侮辱説』を代辯した。

伯としては、青年時代以來の癖ではあるが、斯くも正面から無愛想と揚げ足取りとを攻撃されては、流石に捨て、も置けない。貴族院各派の控室を廻つて、あツさりとして諒解に努め、更に議場でも結局『……私は言訥にして思ふに任せぬから成るべく簡單に答へるので、之が不親切に聞え、冷淡と云はれることは不徳の致す所で誠に遺憾の極みである。各位に對しては十分の敬意を表して居る』と釋明せねば

ならなかつた。併し乍ら、この釋明の次に、『たゞ質問に際しては成るべく要點を述べ、餘り形容詞を用ひられぬ様にしたならば、相互に利益ではあるまいか』と追加した。之は如何にも伯らしい『逆襲的釋明』で、其免かれぬ性癖の一面を流露すると同時に、此議會に臨む伯の霸氣と闘志との、自らなる發現とも見られた。夫れだけに、伯個人に對する貴族院議員一部の反感が最後まで存したのは已むを得ない所であつた。

二月二日、貴族院本會議の大臣に對する質疑は了つた。その感想を叩かれた伯は、『これまでの質問は「首相には良心があるか」とか「政府の所見如何」とか云つた様なもので案外樂だつた』と、新聞記者に語つて居る。蓋しこの種の應酬は、伯の五十年來鍛へ上げた所で、決してソツのあるものではなかつたが、同時に相手の感情を害するの副作用も亦免かれなかつたのである。

(三) 衆議院は無疵に通る

(豫算案と治安維持法案)

第一次加藤内閣の抱負を實現し、二億五千六百萬圓を節減する行政・財政整理計畫を骨子とした大正十四年度豫算案は、(一)財政の基礎を鞏固にする爲の行政・財政整理、(二)公債額減少と其市場不公募、(三)臨時國庫證券收入金特別會計の廢止、(四)臨時軍事費特別會計の廢止、(五)貨幣鑄造益金の運用に依る師範教育改善及び農村振興、(六)陸軍の整理と併行する航空隊充實と兵器改良、(七)農林・商工省分立、(八)電話擴張計畫、(九)預金部制度改正と運用の公明の九項を方針として編成された。斯くして一月休會明けの衆議院に提出された總豫算案は、歳入歳出各十五億二千四百四十萬圓で、前年度實行豫算に比して尙ほ九千百萬圓を減じた。

衆議院の豫算委員會では、何等手痛い質問は出なかつた。諧謔や皮肉の應酬が主であつた。此方面でも伯は人に敗けるものでは無かつた。劈頭(二月二十六日)反對黨を代表した鬮將鳩山一郎氏が貴草案を一夜漬と評したのに對して『特別調査機關を設け、鳩山氏の様な博學な人の御意見を参考にしなかつた事は悪かつたかも知れぬ』と擲諭したり、また或る時は、伯が外務省で一緒に苦勞した先輩鳩山和夫氏の記憶を述べ、一郎君に對し『君は未だ子供だ』と言はん許りの皮肉を吐

など、例に依つて一流の應酬に問題を起したりした。

豫算案は無事に通過(二月十二日)したが、文政に關する諸問題は兩院を通じて、最も喧ましい議場を現出した。加ふるに、本黨の義務教育費増額案の戰略に惱まされて、與黨も苦戦を免かれなかつた。本問題は、議會前、一時は與黨對政府の協調を脅かした程の微妙な問題であつた。質問、應答に力が入り、伯は、自ら文相と共に矢面に立つて、十四年度増額不可能を眞摯に答辯した。

他に此議會に於て相當に論議を捲き起したものは治安維持法案であつた。本案は全文七箇條、國體若くは政體の變革又は私有財産制度否認の結社を罰する事を主目的とし、若槻内相の提案説明に依れば、明かに無政府主義者、共產主義者等の所謂極左傾運動の取締を期するものであつた。蓋し、普選の實施と對露復交に刺戟されて、思想の矯激を虞れる保守的議論が(樞府や貴院に多かつた)政府を動かした産物とも云へる。要するに、曾て政友會内閣が提案して失敗した過激思想取締法案に似たものと評された。反動主義的な法案と言はれ、立案中から頗る不評判で、言論界労働界の新人は擧つて此案を『惡法』と罵つた。議會が開けてからも、肝腎

の與黨内部に反對論が高く、殊に革新俱樂部では絶對反對者が最後まで主張を枉げなかつた。異論は到底熄まぬ、左りとて普選の通過及び日露條約の批准を得る關所の手形なので、政府としては是非共實現せねばならず、伯も一方ならぬ苦心をして與黨幹部を説き、遂に二月十九日の衆議院本會議に上程され、三派の修正(『若くは政體』の五字を削る)の上、三月七日に可決された。

其後總ての問題の中心は全く貴族院に移り、與黨絶對多數の衆議院は、お土産案にのみ賑ふのであつた。

(四) 『思はぬ苦勞』

(文政問題に貴族院の執拗なる牽制)

伯に對する『答辯不親切』の攻撃は、貴族院の一半の感情を代表した。一撃を與へてやらうと云ふ反感的の空氣は、簡單には一掃されなかつた。加ふるに、貴族院改善案に對して牽制を試みることも、期せずして同院多數の意思となつて居た。そんな關係で、伯の諸政策は、必要以上に、また豫想以上に、貴族院で阻まれるやうな

形勢となつたのである。衆議院に於ける無敵の優勢に引替へ、貴族院に於ける防戦には幾多の不利を實驗した。

貴族院改善案に對する牽制並びに感情に基く同院一派の攻撃焦點は、内閣の最も不利とする二方面に集中された。即ち最も非妥協的なる仙石、岡田の二大臣を目標とし、旁々、三派聯合の接觸點に向つて襲來した。内閣の生命を保險する行財兩政整理の豫算は、此二點で堰き止められ、三月中旬になつても通過の見込が立たなかつた。伯は豫期せぬ難戦に、普選の『大借金』を脊負ひ乍ら、議會の表裏に大童となつて應策せねばならなかつた。

鐵道會議の無視、建設年度割の緩急及び信濃川發電所問題の諸點を捉へて、貴族院の多數派は、豫算大削減か乃至は鐵道豫算返上を以て脅かした。一方に、交友俱樂部は、師範教育改善に第一部擴張を主とする岡田文相案に對し、第二部主體論の鼓を鳴らして迫つた。然も、改良事業の先行は仙石鐵相の賭職の主張、又師範教育改善策は岡田文相の死活的抱負であつたから、此敗戦は即ち内閣の崩壊を誘くの危機を孕んだのである。兩相の答辯、その他閣僚の奔走も容易に效を奏しない。

思ふに貴族院策士の眞意は、貴革案を骨抜きにし、互選規則不改正に關する政府の言質を得んが爲の敵本主義であつた。之と同時に、鐵道及び教育費問題では、三派の足並が亂れ勝な實情にあつたので、此點を狙ひ、旁々兩大臣に對する復讐的の意思も手傳つて居たのであるから、諒解運動も並大抵では成功しなかつた。即ち三月十八日、研究會が、鐵道並びに師範教育費の豫算を一部削除することに決議して以來、政府は、一週間に互つて説得に努めたが效を奏しなかつた。

伯は、生來好まぬ諒解運動に、自らも當らねばならなくなつた。そこで、十九日には研究會の青木、水野、渡邊の三子に接して妥協を交渉し、二十一日には更に近衛公と會見して斡旋を依頼した。伯の誠意は、議場で逆襲癖を見せる人とは、全く別人であつた。其結果漸く交讓の曙光は見え、二十二日には、研究會幹部を代表した近衛公、水野子の二人が伯を訪れて妥協案を提示する迄になつた。要は、鐵道會議の尊重と諸計畫の次期改訂、教育費の金額のみの削除等であつた。

伯は普選、貴革及び整理豫算の爲に、枉げて此妥協案を承認するに決した。即ち閣議に諮つて岡田文相の辭意を思ひ止まらせた上、憲政會の安達氏を招いて妥協

承認を求め、高橋、犬養兩黨首も自黨の幹部に此旨を語つて諒解を得、流石に紛糾を極めた豫算案も、漸く解決されるかに見えた。二十三日朝刊新聞は何れも、『妥協成立』『貴族院の暗雲去る』ことを報じたのである。

然るに、研究会幹部は、會内の硬論に引摺られ、翌日になつて伯との約を翻へし、師範教育費削減理由は、第二部中心主義に依つて第一部擴張費を削る意味であると念を押して來た。併し、伯の腰を弱いと見た其人々の考は皮相であつた。伯は約束と主義とを賣ることは、如何なる場合にも爲さぬ人である。茲に於て、色を作して憤つた。決然、その不信を難詰して、直ちに通告の受理を拒絶して了つた。即ち政府對研究会の豫算問題關係は、茲に斷絶して了つたのである。

併し、金額は僅に九十餘萬圓で、然も夫れは、豫算の『目』に屬するものであるから、『流用』の便法もある。即ち貴族院は單なる『文相虐め』の術を見せたもので、文相が辭職云々と騒ぐ程のものでは無いと判つた。世間が騒いだのも騒ぎ過ぎであつた。結局、主義の否定で無いと云ふ諒解が出來て、この難問題も片付いた。いろいろ心配させられた伯は、『思はぬ苦勞をした』と、議會後に回顧して居る。

第二章 貴族院の改善

(一) 用心し過ぎた貴革觀

(輿論政治及び協調安全瓣としての價值)

普通選舉法と相並んで、國民の輿論が、伯の内閣に要求したものは、實に貴族院改革であつた。『何故に國民は護憲運動に共鳴したか。之は多年政界の積弊が、政黨の腐敗と貴族院の政治的増長の結果に在るを痛感し、普選の實行と貴族院の改革とを一舉に遂げんとした爲に外ならぬ。即ちこの兩政策の實行は、政界幾多の懸案あるが中にも、護憲運動に共鳴を求めた三派の國民に與へた約束である』とは多數識者の抱いた感想であつた。併し、伯は、貴族院改革の聲徒らに大にして、實效の期し難きを豫見する冷靜なる理智を以て此狀勢に面した。

即ち、組閣の初めに聲明した三政綱から貴革を除外し、友黨首領に入閣を求むる際にも同様であつた。然も改革兩派は、此問題を眞ツ向に振り翳した言質を國民

に有する。寄り合世帯となれば、各派を満足せしむる必要もある。即ち既に前篇に書いた通り、第四十九議會の伯の施政方針演説は、貴族院の『改善に就き善處す』と、言明を薄めながら、兎に角、此問題の解決を約したのである。

併し與黨は到底『善處』では満足しなかつた。然も貴族院改革の内容如何。互選規則の改正と云ひ、権限の縮小と云ひ、群議は喧ましいけれども、何の程度に、如何なる改革を貴族院に加へるかに就いては、何等の成案も無かつた。而して貴族院自身は、強ひられて改革するよりも、自ら改革す可しとの識者の言を餘所に、たゞ何となく不安の胸を抑へて、政府に嫌がらせや牽制策を宣傳するのみであつた。斯くて八月・九月は経過した。九月末になると、『政府は速かに具體的措置を取られんことを望む』と云ふ決議が與黨三派の交渉會から伯に持ち込まれた。素より催促されずとも、公約を反故にするやうな伯では無い。即ち十月十日、行政財政整理案を終了した閣議の席上に於て貴族院問題を發議し、直ちに若槻内相、横田法相、江木内閣書記官長、塚本法制局長官の四氏を調査委員として、制度改革の原案を作成せしめることになつた。

併し乍ら、普選案の衆議院に於ける重要さと比較して、今度の改革案の貴族院に對する價值は、大したもので無いと、伯は初めから考へて居た。また大した改革を不要と認めて居たことも既述の通りである。而して十月二十七日、憲政會の東海大會で述べた演説は、一層その意圖を明示して居る。

『貴族院の改善と云ふことも、政府の曩に聲明したる所ではありますが、是れは憲法の運用に直接關係あることで、頗る慎重なる考慮を運らさねばならぬ問題であります。固より憲法制定の趣旨を尊重しなければならぬことは申すまでもありません。憲法既に二院制度を樹つる以上は、吾々は何處までも其立制の本旨と其の効用とを完くしなければならぬ義と信ずるのであります。立制の本旨には、上流代表の意義があり、經驗學識代表の意義があり、慎重練熟耐久代表の意義が存することも略明瞭でありますと同時に、其効用に於て、感情の反射と理想の奔放を抑へ、上下調和の任を帯ぶることも認められます。而して之と同時に吾々は時勢の進運に隨伴せる時代の要求を斟酌しなければならぬのであります。此の要求に就いては、緩急を測り、先後を案ずる等、頗る慎重なる攻究を遂げなければならぬのであります。』

併し、何分此問題は、改革兩派の面目を立てる聯立内閣の結束上の大問題であり、且つ又、輿論の人氣物でもあつたから、輿論政治、並びに、退^つ引ならぬ三派協調の安

全辦として、伯も消極的に之を斷行するに決心した。但し、斯んな問題の爲に、當の貴族院方面に、無用の反感を醸して、他の一層重要な案の實現を妨げてはならぬと考へた。茲に於てか、案の激越を避けるやう命ずる一方に、早くから、江木、伊澤、塚本の諸氏を通じて貴族院方面の實情に、接觸を保たしめ、用心しつゝ、漸進した。

(二) 世間の不満を冷視す

(伯の心は普選の一途へ)

伯の貴革—實は改善方針—は、前記のやうに、慎重でもあり、又、事實に於て『熱』も低かつた。世上の要求及び三派の主張と、伯の肚裡との間には、大きい距離があつた。政府の調査は、伯の此方針を體して進められたが、與黨三派は自由に議を練つた。多額議員廢止、民選議員、勅選任期、有爵議員單記無記名の選舉等に就いて一致し、更に政友會は、貴族院の豫算審議期間を二週間に限定する案をも加へて急進の旗印を鮮明にした。一見、政府の態度の慎重を見越して、殊更ら實現せざる急進説を唱ふるの觀さへあつた。加ふるに少壯幹部の一派は『政海の暗礁となるとも之

が實現に努力する』と放言し、或は政府の弱腰を非難宣傳したり、又は貴族院側の反感を殊更らに挑發した形跡さへあつた。其頃政界の所謂玄人筋が、早くも政友會の協調の眞意を疑ひ初めた所以である(前編「敵前架橋」の章第三節参照)。

而して伯の微温的な態度に満足しなかつた與黨三派及び中正俱樂部の有志は、十二月二十五日、『政府は速かに貴族院令及び貴族院に關する法令の改正を行ふ可し』と云ふ決議案の緊急上程を申合はせ、三派幹部の交渉會は、卒然として此決議案上程に賛成して了つた。驚ろいたのは政府である。伯は二十六日、開院式終了早々、高橋、横田、犬養、濱口、仙石の五大臣を院内大臣室に招いて該案の提出阻止を求めた。五大臣は各派を宥めに廻つた結果、決議案の代りに緊急質問を試み、政府が答辯すると云ふ妥協案に一致した。斯くて、二十八日の衆議院本會議に、緊急質問が發せられ、政府を代表した横田法相は、貴族院改善案を今期議會に提出するの言質を提供するに至つたのである。

此一事は、一般に三派協調の衰頹、所謂聯立内閣の短命を豫想させた。又伯の態度を軟弱であると評する議論も聞えた。今假りに、夫れを仕組まれた狂言(倒閣促

進の爲の)であると云つた世評を正しいとしても、伯の心底は微動をも感じなかつた。即ち貴族院の同意を得る程度の案である限り、公約通り提出して通過に努めやう。たゞ今は不快も總て忍んで、普選案の通過のみを見詰めて居たのである。是れ伯の傳記には漏らし得ない重要な一點と言はねばならない。

一方に、政府の具體案は、一月二十七日に出来上つた。伯は一月二十九日、先づ高橋、犬養兩相を招き、三黨首鼎坐して、委員案に就いて懇談を遂げ、『不徹底の所もあらうが、暫らく忍んで之を承認するやう』勸説して其同意を得、次で閣議で小修正を経た上、二月十六日上奏、直ちに樞密院へ御諮詢となつた。樞府は數箇條の修正を加へて三月二日に之を可決したが、夫れは有爵議員の絶對多數打破等に關する政府案の主義に觸れて居なかつたので、全部之を容認し、三月十日、愈々當の貴族院に提出される運びとなつたのである。貴族院には反對の氣勢も相當に旺んであつたが、政府は『互選規則の改正(連記制を單記制に)は、敢て貴族院の同意を要しない』との理由で、態と政府の態度を表明しなかつた。即ち之を切り札として保留し、以て普選案に對する貴族院側の反對氣勢を牽制したのであつた。

而して貴族院改善案は、微温姑息不満足と、與黨の幹部さへも公言して憚らないものであつた。輿論は幻滅を感じた。『其内容極めて貧弱にして、姑息不徹底の甚だしきもの』と評された。併し伯自身としては、之は最初から豫期した非難で、更に意に介する所なく、その成立を以て成功と主觀し、何よりも先づ普選への一途に心を集中するのであつた。

(三) 貴族院の改善成る

(追加負擔を卸した伯の満足)

伯が第五十議會で、豫算案に普選案に、不測の難關に逢着し、『思はぬ苦勞』をしたのは、一は貴族院改革案實は改善案に捧げた犠牲と云へる。況んや、自らは餘り進まなかつたのを、友黨との協調から即行した一事を顧みれば、伯には正に『犠牲』でなければなるまい。此議會後の述懐にも『貴革問題は現内閣本來の政綱ではなく、私がいゝ加減重荷を脊負つて居る所へ後からソツと荷物を載せたやうなものである』と言つて居る。即ち政策滿載の船に更に重荷を載せたもの、その貴族院に於

ける難航は、炯眼なる伯の初めから豫期した所であつた。

併し一度斷行を決心した以上、決して曖昧なことは言はない。二月下旬、貴族院本會議の一般質問中、中川男(良長)に對して『貴族院改善案は必ず今期議會中に解決されること、思ふ』と答へ、志水氏(小一郎)に答辯した中にも『貴族院改善案は決して否決されるやうな事はあるまいと確信する』と斷言し、大膽率直に、其最後の結果の豫測さへ言明したのである。而して三月十日、改善案を貴族院本會議に上程するに當り、伯は提案の理由を次のやうに述べた。

『……憲法既に二院制を採る。……各院機能の發揮を期するを要旨とせば、各院の組織内容等時代の進展に順應して改善充實を圖るの必要がある。……政府は虚心坦懷に内外の情勢時代の趨向を察し、今に於て貴族院の組織に對し穩健にして適正なる改正を施すは憲法制定の本旨を擴充する上に於ても、政治的勢力の偏重偏輕に陥るを防ぐ上に於ても、將又、目下朝野の間に懸案となれる政治的問題を決裁して煩累を一掃する上に於ても、機宜に適すると考へ……此程度の改正案を以て極めて穩健にして公正なるものと認める……』

劈頭永田氏(秀次郎)の質問に對し、伯は、『今に於て改正することが貴族院の爲め』

である、と答へ、又鎌田氏(勝太郎)の『微温不徹底』説に對しては『政治家として空論を避け、實行し得るか否かを考へなければならぬ』と反駁し、『爲すは爲さざるに優る』と掛値のない告白を答辯した。また委員會に於ては、池田男(長康)の立法精神に關する質問に對し、『今にして相當の改正をなすに非ずんば、或は民論を驅つて奔流の赴くところ其改正をして必要以上に至らしむることなきを保せず』と言明した。何れも伯の此問題に對する態度を語るものであつた。

元來、本案は貴族院に味方の少ない伯にとつては不安な提案であつた。また、普選と云ふ劃紀的且つ死活的の大案を負擔する伯にとつては、非常な重荷に相違なかつた。何となれば、『激しい貴革案を出すなら、普選を阻止する』と云ふ攻勢防禦の好陣地を、貴族院に提供するに異ならなかつたからである。

果然、この陣形は議會前から明かに想見された。隨つて貴革案は激しい内容を備へる餘裕が無かつた。伯は、思想的にも『善處』と言明して『改革』を嫌つたのであつたが、政略的にも、大改革は望み得なかつた。併し乍ら、貴族院、就中研究會が此案を逆用して、普選を脅かす形勢歴然たるを見ては、伯も亦、對抗牽制の爲に、初めか

らカードを全部曝さずに保留した。換言すれば、普選を阻止するやうならば、貴族院現勢力の分野に對し、鐵槌的改革を敢て辭せないと云ふ決心を仄めかすの必要を感じた。そこで二枚の切り札を用意した。而して或は研究會の一角との諒解固めに使用し、或は本案の通過に使用する形となつた。

其切り札の一枚は、先づ成案に際して使用された。即ち政府は最初有爵議員中の伯子男の數を百名に減少する案を立てた。是れ實に定員約六割の削減で、研究會の如きは甚大なる打撃を蒙る。そこで研究會の一角と伯との交渉は頻繁に行はれ、近衛、水野、小笠原の諸幹部を通して折衝數回、遂に之を百五十名に限定する事に妥協された。その條件として、研究會の一角は、伯の内閣の重要政策に援助、少なくとも好意の中立を守ることが確約された。而して他の一枚の切り札即ち互選規則改正の謎は、議場の決戦に臨んで解く手筈となつたのである。

蓋し、貴族院の中心勢力が最も恐れたのは、院令の改正よりも、伯子男爵互選規則（改選期は其夏に迫る）を政府が如何に改正せんとするかの不安であつた。果然委員會では、執拗な追窮があり、遂には、政府の態度韜晦は貴族院を脅威するものである

と迫り、江木翰長は、『攻究はしたが決定は考慮中』の一點張りで防戦した。併し、委員は承服せず、互選規則と院令の不可分論まで唱へて稀有の激論を演じた。

斯かる戦略を必要とする難題であつたから、貴革案は、普選案と併行して貴族院に審議され、相互に牽制の關係を保つた後、議會の最終日たる三月二十五日に至つて貴族院を通過したのであつた。而して改正の主要點は（一）伯子男の有爵議員定員減少、（二）學士院議員新設、（三）多額議員の基礎擴張、（四）有爵議員年齢資格の引上げ等で、就中、（ホ）貴族院令第七條の削除に依り、有爵議員の絶對多數は打破され、提案の眼目は達成された。（互選規則は遂に改正せず）。

顧みるに貴族院令は、明治二十二年の制定以來、殆んど改正されたことがない。偶々行はれた改正は、何れも伯子男爵議員の定數増加のみで、華族の勢力増大策以外の何物でも無かつた。斯くて有爵議員は院令の牙城、不散の鐵壁に陣を張つて政機を動かし、遂に内閣の占領まで發展して國民の憤激を醸すに至つた。夫れを考へれば、伯の内閣に依つて行はれた改正は、互選規則に觸れない憾みを残したけれども、尙ほ議會史上の特筆事として傳へられるのである。

第三章 身命を賭して普選を成す

(一) 大犠牲の決算へ

〔「最初の提案者にして又實行者」〕

普選の價值の中に伯は永へに活きる。我國の政治に、社會に、國民生活に、不朽不滅の功を獻じた極く少數の政治家のリストに、伯の名は残る。伯は普選の實現者であつた許りでなく、實に最初の責任ある提案者でもあつた。而して伯ほどに、國民參政權の爲め、高い代價を支拂つた政治家は、日本には無いのである。

普選は我が國民の政治生活に革命的時代を劃した。然も伯が内閣を組織した時には、輿論は夫れが實現を、恰かも既定の事實のやうに考へ、安心して期待したのである。而して、伯は組閣勿々の特別議會に於て『普選の斷行』を聲明し、議會後直ちに内務省に命じて立案に當らしめ、九月初旬に成案、夫れから與黨三派との協議を重ねた後、十三年十一月六日、政府三派聯合協議會で全部の決定を見た。

黨勢的利害の相反する三政黨が、寄り合世帯を以て普選案を纏め、殊に地方的利害に致命的關係ある區別表の組合せに就いても、内務省の専門家をして、『公平なる成案』と評せしめたものを産み出したのは、委員の熱心と理解、三派の協調、國民の要望等、幾多の好條件にも依るが、其間に、第一黨の總裁且つ政府の首班として臨んだ伯の誠意と盡力とが、與かつて最大の素因を成した事は言ふ迄もあるまい。

恰度其頃(十月二十七日)伯は、岐阜に於ける憲政會の東海大會に於て、

『普選の實行は吾々多年の宿論であります。是迄種々の障害に逢ふて實現を見る事が出来なかつたのであります。今度こそは何としても之が實現を見たいと熱望し且つ期待する次第であります。之と同時に近時選舉に伴ふ情弊は一選舉を経る毎に、ますます甚だしきを加ふるものがあると認むるのであります。殊に選舉費の増大は之を聞く毎に實に驚く計りで、一總選舉の費用、實に數千萬圓を要するとされて居ります。この有様を以てすれば、我が代議政治の代價は實に高價のものであると斷定せねばなりません。之を以てしては、到底憲政有終の美を濟す所以ではないと思ふのであります。立憲政治は何人も參加し得るものでなく、てはならぬと信ずるのであります。政府は、普選の成案と共に、選舉の情弊を一掃するの案を立てたいと期する次第であります』

と述べたのは、體驗の告白を以て裏附けた『今度こそは』との覺悟の程を宣示したものであつた。而して、愈々成案を得た直後、關東大會(十二月一日)に臨んで滿悅の情を述べて次のやうに言つた。

『顧みれば私共が普選を提唱して以來茲に五箇年、次第に共鳴者を増し、今日殆ど國を擧げて其實施を要望しつゝあるを見るに至つた事は、相互に會心のことであると共に、私共が諸君と共に、我國の憲政史上に於て普選の提唱者にして又實行者たり得ることを喜ばしく感ずるのであります。お互の努力により普選の時代は將に來らんとして居ります。此上は更に相共に國民の政治教育に意を用ひ、此の新らしき制度の下に新に參政權を得る多數の國民をして、公平に且つ自由に此の貴重なる權利を行使せしめて、眞の普選の目的とする處を遺憾なく實現せしむ可く努めねばならぬと思ひます。』

(二) 第一難關—樞密院との折衝

(加藤、若槻、濱尾、一木の四頭密議)

直ちに頑迷の辭を冠するのは當らないが、保守の城壁と云ふ形容は當て嵌まる—夫れは樞密院である。果して然らば、政治に革命的の新時代を劃する普通選舉

が、樞密院の感情と一致しないことは理論上當然と言はねばならぬ。而して事實に於ても、其形勢は隱然と看取された。茲に、普選を畢生の事業とする伯の第一の悩みは在つた。伯は何うして此鐵の扉を打開したか。

感情の上から歡ばなかつたけれども、然も國論の赴く所、之を堰き止むるに由なしとは、流石に樞密院の確認した所であつた。この上は、普選の大展開を如何に阻止するか、對策の主眼であつた。即ち、如何にして選舉權の擴張を制限し、謂はゞ『中間選舉』の程度に壓縮するか、苦心の目標であつた。多數國民から『意地悪の爺さん』と憎まれる同院の行動は、實に斯かる方針の下に發展した。

大正十三年十二月中旬、樞密院に諮詢された普選案は、同院の感情を聊かも考慮せぬ徹底的の内容を備へて居た。之を精査する爲の樞密院の委員會は、悠々と審議を開始した。先づゆつくりと拜見し、慎重に検討した上、篤と考へやうと云つた態度であつた……。

彼等も不明では無い。普選そのものを阻止する事は出来ないが、之を『制限的』のものに修正して、普選の效果に一大削減を加へる事は出來ると考へた。之は單

なる意地の好悪から來たのでは無い、思想的に善と信じた守舊的確信の結果であらう。而して此目的を達する爲には少なからず苦心した。政府が拒み、國民が憤るやうな大修正は、樞密院の責任と立場との上から避けねばならぬ。即ち、一方に、政府に押し付け得る點を起點とし、他方に國民の不滿乍ら承服し得る點を終點とする一線を劃し、その線外へ、幾百萬の失格者を追ひ遣らうと策した。

十二月十八日開始された精査は年を跨つて二箇月を過ぎた。二月十二日に至つて、樞密院は二十餘件の、左して重要ならぬ修正案の中へ『缺格條項』中の一字の修正を忍ばせて政府に廻附した。而して此一字こそ樞密院の全精神の籠つた實彈の一發と稱す可きものであつた。夫れは、選舉權及び被選舉權を有し得ない者を列記した第六條の第三項『生活の爲め公費の救助を受くる者』とある政府案を『生活の爲め公費の救助を受くるもの』と修正した一事である。而して是れ實に、普選の精神に、『見えざる痛撃』を與へるものである。伯は、假りに自餘の修正は全部容れるとしても、この點だけは斷じて承知が出来ないと言つた。果して然らば、是れ亦、伯と樞密院との『見えざる正面衝突』でなければならなかつた。

正に正面衝突である。政府の『公費の救助』は、例へば地方の役場等から、不具廢疾の爲に施與的生活費を給せられて居る者等を指したもので、極めて少數の失格者を生ずるに過ぎない。然るに、樞密院の『公費の救助』を認むれば、親から學資を受けて居る者、親の家に寄寓する者等は全部失格し、有識階級の多數が選舉權外に追はれる。即ち樞密院の修正は、本當に書き表はせば『戸主のみに』選舉權を限定するものであつた。

衝突を避ける爲には、凡ゆる方法が試みられた。伯も、出でて樞密院の要路と會見諒解に努めた。若槻内相以下總出で審査委員を個別的に説いた。傷つかぬ普選案を成就する爲に、伯は内外の劇務山積に處する心身勞苦の幾十パーセントを割いた。然も樞府の『私』の一字を加へる主張は、信念の上に、面目の問題として、固執され、遂に取り去る事が出来なくなつた。伯は遂に最後の打開法を案出し、樞密院議長及び副議長の協力を俟つて交讓の限度を密議することになつた。

斯くて、加藤首相、若槻内相、濱尾樞府議長(新子)、一木副議長(喜徳郎氏)の四頭會議は、二月十三日晝過ぎから樞密院の事務局に開かれた。濱尾子は大學時代からの昵

近、一木氏は大隈内閣以來の敬友、而して共に、伯の人格・識見を尊敬して居たので、所謂水入らずの會議が進められた。議を盡したが、結局濱尾、一木の兩氏は、公。私。と云ふ字句を改めることは到底見込が無いから、他の方法で良案を得て盡力し度い意思を告げ、伯も左らばとて此字を中和する字句の發見に轉じた。而して其所へは數冊の大きい辭典が運ばれ、四人は、あれこれと、字搜しの時を費すのであつた。

遂に『恤』の字を發見した。救。助。を救。恤。と訂正する案を得た。辭典の總てを檢した結果、『恤』の字は常に義捐の意を描象することを確かめ、進んで古典に於て此字が如何に使用されたかの歴史をも調べた。而して救恤は、災害に遭つた人を惠與救濟するか、或は貧窮者に義俠的に施與するの意味に限ることが確認されたので、『私』の一字も殆んど中和され、政府の意思は貫徹される事になる。一方に樞府委員の修辭上の面目だけは立つ。そこで濱尾、一木の正副議長は、歸つて委員と懇談を重ね、漸く茲に妥協が成立するに至つた。時既に、議會の會期は餘すこと僅に一箇月……(折角搜した恤の字が貴族院にて激争中に消ゆること後述の如し)。

(三) 愈々普選案上程さる

(伯の昂然たる提案説明と應酬)

再び言ふ、明治・大正政治家の功業が、概ね忘れられるであらう遠い未來にも、加藤伯の名は、『普選の完成者』の同義語として記憶されるに相違ない。而して其不朽の名に相應しい對價を、伯の辛苦と努力とは十分に支拂つた。

普選案が、いよ／＼衆議院に提出されたのは、大正十四年二月二十一日であつた。衆議院の内外は物々しく警戒された。『純正普選』を唱ふる一派が、議會に對して示威するとの警報あり、之に對抗する爲に、八十團體より成る全國普選斷行聯合會は、猛者をすぐつて東京に氣勢を揚げると云ふので、物情は何となく穩かでなかつたからである。左り乍ら、全帝都は、嚴肅のうちに潑刺たる新時代への希望を包んで、二十一日の朝を迎へた。

午後一時、衆議院本會議は先づ伯の左の演説を以て普選案の審議を開始したのである。長年愛着の普選案を、今は十分の期待を以て提案する伯の眉宇は流石に

昂り、音吐も平常とは打つて變り、朗々と議場の隅々まで響き渡つた。

『諸君、恭しく考へまするに、先帝が維新の宏謨を定め給ひたるより、我邦諸般の施設は實に驚くべき速度を以て進んだのであります。明治五年には學制が頒布せられ、六年には徴兵令に依り國民皆兵の制が創始せられ、八年には元老院及び地方官會議が設けられ、十四年に至つては國會開設が宣布せらるゝ等、その革新の程度は眞に世界史上類例の稀なる所でありまして、遂に明治二十二年を以て大憲が制定せられ、愈々立憲の制が實施せらるゝことゝなつたのであります。恭しく按じまするに、憲法御制定終極の御趣旨は、廣く國民をして大政に參與せしめられ、周く國民をして國家の進運を扶持せしめらるゝに在りと信じます。學制頒布以來實に五十餘年を経ましたる今日に於きましては、國民の知見も大に進み、國民教育の普及並びに程度に至りては、世界列強に比して別に遜色ありとも考へられないのであります。徴兵令に依る國民皆兵の制が行はれて以來亦五十年、その間數回の對外戦争をも經、廣く國民は義勇奉公の誠を致し、國家防護の責を盡すの實蹟を擧げたと見るに十分なりと信するのであります。將た

又、地方自治の創始以來、國民が政治的試煉を経ること、是亦五十年に近いのでありまして、政治的責任の自覺及びその普及に至りまして、洵に徹底せるものありと認むるのであります。近時に至り、普通選舉制の鬱然として輿論の大勢をなすに至りましたことは、洵に偶然でないことと云はねばなりません。政府は、この時代精神の趨向に鑑み、廣く國民をして國家の義務を負擔せしめ、周く國民をして政治上の責任に参加せしめ、以て國運發展の衝に膺らしむるが、刻下最も急務なりと認められたのであります。斯る趣旨より致しまして、普通選舉制を骨子とする衆議院議員選舉法改正案を提出致した次第であります。

扱て又近時の選舉を實見致しまするに、各種の惡弊百出し、殆どその極に達したりと見らるゝ程であります。斯くの如くにして改むる所なくんば、適材は候補たるを忌避するに至り、随つて議員全般の品位低落となり、憲政前途の爲め洵に憂慮に堪へない所であります。就中選舉費用の濫増は最も著しきものゝ一つであります。政府は是等弊害を矯正して選舉の公正を期するの途を樹て、選舉費用の低下を圖りて選良を衆議院に網羅する方法を講ずるは、立憲政治を

して健全なる發達を遂げしむる所以なりと信じ是等に關し規則に對し根本的改革を施すの必要を認めたとあります。是等の趣旨を以て衆議院議員選舉法全般に渉る改正案を提出致しました。何卒御審議の上御協賛を請ふ次第であります。』

翌二十二日から開かれた委員會では、伯は例の無愛想な逆襲的答辯を頻發して政友本黨の代議士を怒らせた。本黨側から皮肉が發せられると、伯は黙つて居ない。例へば『親の仇を討つやうな態度は止めて貰ひ度い』との發言を遮り、『折角の御相談であるが、自分にも不満がある。政友本黨の諸君は、私が答辯に起てば忽ち妨害するやうな態度に出る。昨日であつたか某君の如きは、私の頭腦を何うの斯うのと云はれたが、實に不都合極まるではないか』と、當る可からざる意氣を以て應酬して居る。

伯は、本黨の修正の如きは苦も無く一蹴し得て、普選案は原案通り、容易く衆議院を通過するであらうと信じ、心を安んじて臨んだものであつた。焉んぞ知らん、政府虐めの爲の至難なる修正案が、水平線上の黒雲の如く、氣味悪くも與黨の中より

現はれんとは……………。

(四) 第二難關—政府與黨内の反噬

(政友會内急進派の策動と伯の妥協)

不測の惡氣壓が、先づ與黨の内部から發達しやうとは、至純なる伯の思ひ設けない所であつた。常に普選尙早を唱へ、大正八年以來、多數黨として、前後四回までも伯の普選案を阻止した政友會は、今や一轉急變して最も急進的な論者となつて現はれた。即ち政府の提案中から、樞密院の修正條項の全部を覆へし、進んで三派原案まで引戻せと主張するのであつた。表面の旗印は素より『純理論』であるが、其肚の中には政府虐めの魂膽が潜んで居た。

伯は、衆議院の通過を見越して樞密院の修正案と妥協したのである。故に衆議院が之を覆へす事は、政府の立場を崩すものである。更に、貴族院にも再修正の口實を與へ、事態を惡化して、通過を阻止するの危険を招く。そこで伯は極力無修正を望み、閣議を開いて無修正の方針を一決し、閣僚おの／＼三派を説いて此方針に

纏めることを申合はせた。然るに、横田法相既に亡く、高橋總裁また病氣引籠中なるを機會に、政友會の修正論は際限なく高唱され、自然、三派間の折衝は徒らに波瀾を高くするのみであつた。

折衝幾日、形勢依然。二月末、三派の交渉は屢々開かれて屢々物別れとなつた。憲政會が解散論を仄めかせば、政友會は單獨修正を宣傳した。此噂を小耳に挾んだ政友本黨は、成る可く政友會の氣に入りさうな膳立に忙はしく、貴族院の一派は背後から策應して形勢漸く急迫を告げた。『與黨結束亂る』の初號活字は、各新聞の紙面に躍り出したのである。

伯は、結局自ら出でて、收拾に心身を勞せねばならなかつた。野田、小川、岡崎氏等の政友會長老に直接して無修正を促がした。併し乍ら、恰かも高橋總裁は病氣引籠中であり、伯の政友會に對する諒解の交渉は、なかく順調に進まなかつた。二月二十八日深夜に至るも、形勢は重く停頓して、與黨と政府部内の意見は、修正と無修正とに充分されて居た。時日は今や切迫して居る。伯としては、大事の前に躊躇を許さぬ氣分に追立てられた。一方には政友會の面目を立て、他方には樞府修

正の趣旨を覆へさぬ程度に、最小限度の修正に應ずると云ふ最後の肚を決めたのである。そこで、同夜晩く伯の邸に居残つた若槻、濱口、仙石、江木、安達氏等、憲政會幹部と協議して、伯は再び自ら政友會との交渉に當る事になつた。

蓋し當時の政友會の實權は、總裁及び長老の手を離れて少壯幹部の手に握られ、就中、政本合同系の策士に依つて引摺られる傾向であつた。彼等は聯立の絲を斷つて伯の内閣の瓦解を企圖したのであつた。此間の消息は前章『敵前架橋』及び後節に明説されて居る。即ち一種の陰謀である。政友會が舉黨一致して修正を戦へば、三派は分離する。また政府及び與黨が政友案に従へば、其結果は、樞密院及び貴族院に於ける政府の壊敗を招徠するであらう。斯う云ふ見地から、政友會幹部派の策動は固執されたのである。東京日日新聞社説が『吾人は固より政友會の「純理論」を其まゝ、鵜呑みに信ずる程單純ではあり得ない』と論じたのは、正鵠を射た批評に相違なかつた。

斯くて伯は再三、政友會長老と懇談して少壯幹部鎮壓を議し、最小限度の修正を容れて政友會の面目を立てる案を述べた。その結果、政友會中の反政府派も、遂に

我を折り、三月一日に修正案が纏まつた。華族戸主の権利・開票區域・選舉費用精算日數・罰則緩和の四點を政友會の主張に譲つて、衆議院三派一致の修正原案を得、翌日議會に上程される運びとなつたのである。

大正十四年三月二日午後十時四十五分、普選案は、八十二に對する二百七十九の壓倒的大多數を以て衆議院を通過した。伯の苦心の跡を偲べば、其胸中の歡びは察するに餘りがある。然も、其歡びは一瞬時、次は貴族院が第三難關の鐵壁を武装して待つのであつた。

(五) 第三難關—貴族院の修正

(反政府派の勢力に支配さる)

三月二日衆議院を通過した普選案の蕾は未だ固く、尙ほ一箇月間は貴族院(三月四日本會議上程の朔風嚴霜に曝されねばならなかつた。終には、今年も其爛漫たる全瓣の開くのを見られないかとさへ憂慮された。顧みるに明治四十四年、衆議院を通過した普選案は、『斯かる法案は貴族院の門に入るを許さず』と云ふ一言の下

に手酷しく否決された慘たらしい歴史があるので、爾來十餘年を経過して民情思想一變した今日ではあるが、果して無事に通過し得るか何うか、萬目瞳を凝らして貴族院を注視したのは當然である。

然るに、伯は議會終了後『貴族院改善の方は困難と思つて苦心をしたが、普選案で、あのやうな難關に出遭ふとは全く豫期しなかつた……』と述懐したやうに、普選は天下の大勢にして且つ『正義に適する要求』であるから、貴族院も、今日では大した文句を付けずに通過するであらうと豫想して居た。夫れ故、貴族院改善案の同院通過に就いては、一に貴族院自身の意見を尊重し、初めから下手に出で隨分諒解にも努めたが之に反し、普選案に就いては、敢て貴族院側に對する諒解に努めなかつた。然るに、是れ亦意外にも、貴族院は三月中旬、尙ほ豫算案の論戰に紛らかつて普選案の審議を故意に遅延させ、以て政府を暗撃するの意圖が讀めて來た。

果然三月二十二日、貴族院の普選委員は、缺格條項中『貧困の爲め公私の救恤を受くるもの』と云ふ衆議院通過の原案をば『自己の資産又は勞働に依り生活を爲すことを得ざるもの』と改めること、其他數項の修正案を一決した。左れど斯かる

破壊的大修正案は、大主義の問題として、伯が敢然反對せざるを得ない所であつた。即ち同日、院内閣議に於て、自分は斷じて斯かる修正に應じ得ない旨を言明し、閣僚協議の上、兎に角も一應、若槻内相をして、貴族院側に普選修正の緩和を折衝せしめることに爲つた。一方に『普選危ふし』と聞いて眞ッ先にいきり立つた與黨三派は、伯が衆議院解散を賭しても貴族院の根本修正と戦ふ最後の覺悟を信じて一段と氣勢を揚げた。其日、『對貴族院問題國民大會』は開かれ、翌朝、五班の實行委員は、貴族院の普選案委員を戸別訪問して膝詰談判に及んだ。貴族院も幾分か再考し、二十三日午後、小委員會は缺格條項修正案を、更に『生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くるもの』と再修正した。併し、伯は素より之を拒んだ。

今や第五十議會の最終日に、貴族院は、最重大の普選案に根本的の大修正を加へんとす。普選斷行派中、血の氣の多い連中は、反對貴族院議員の私宅に押しかけて戸障子を毀す、貴族院は此暴行に藉口して、普選案審議を二十五日一日中止と拗ねて出る。伯は心を痛めた。左り乍ら、普選案に關する限り、陰密な諒解運動は斷然回避するの氣魄を失はなかつた。而して總てを兩院協議會に譲り、取り敢へず二

十六日一日の會期延長を奏請した。一方に、二十六日の貴族院本會議は、二百二十一票對二十三票の大差で修正案を可決して了つた。然も意地悪くも、無用の長談義の爲に、採決は深夜に及び、兩院協議會を開く時間を無からしめた。

與黨の憤怒は殺氣を帶び、識者の輿論亦、貴族院攻撃に集中した。言論機關は『政局の安定を賭しても、貴族院と抗爭せよ』と叫んだ。此熱狂と混亂の最中に、伯は、二十八日迄には何とか妥協の成立する可能性を感じ、兩院協議會の爲の第二次會期延長を、僅か二日間だけ奏請して、妥協の形勢を促がしたのである。

(六) 最後の難關——兩院協議會と會期延長

(斯くて國民に贈る尊き遺産を完成す)

愈々最後最難の關所に、普選案は停頓した。全土に互る輿論の嵐を外に、普選案の運命は、兩院協議會の一室に秘められて居る。雙方互に譲らず、息詰まる緊張は、兩院を支配した。而して、二回迄も延長された會期も、けふは盡きんとする三月二十八日の午後一時、伯と若槻内相と、衆議院側の協議委員たる岡崎、安達、武内(作平)の

三氏との重大なる會議は進行して居た。此一室に於て、伯は貴族院方面の情報に基き、之ならば妥協が出来やうと考へた三案を(内相と二人で練り上げたもの)三氏に手渡すのであつた。夫れは、

- (イ) 貧困にして生活の爲め公私の救助を受くるもの、
(ロ) 貧困に依り、生活の爲め公私の救助を受け、又は他人の施與を受くるもの、
(ハ) 生活の爲め公私の救助を受け、又は他の恩恵に依り扶助を受くるもの

の三者であつた。おの／＼辭句を異にするが、實は同一精神のもので、その解釋次第で政府の原案と同様の結果を得る筈であつた。憲政革三派を代表する武内、岡崎、秋田(清)の三協議委員は、之を別々に、各自の提案として順を追ふて提議した。然も不幸にして、三案悉く貴族院側の同意を得ずに没して了つたのである。

争點は『扶助』の一語にあつた。貴族院は、政府の提案を修正し『公私の救助又は扶助を受くるもの』を缺格者として來た。折角伯が樞密院の正副議長及び内相と共に苦心して發見した『救恤』の辭句は流れて了つた。扶助の一項は即ち救恤を救助と書き直すのに他ならぬ大修正で、最初の樞密院の意思を再現したるもの、即

ち茲に、樞密院の一部と、貴族院の一派との通謀の跡を偲ばしめた。

政府は素より之に同意が出来ない。そこで『貧困に依り』の一句を冠すること提議した。その意は、學生や、親許に同居する成人等は、私の扶助は受けても、學業の爲か、又は便宜の爲で、『貧困の爲』では無いことを示す。然るに貴族院の中堅は、樞密院の頑強派と通じ、政友本黨及び政友會の一部と結んで、頑として政府の妥協案に應じない。而して衆議院側の委員十名の中、政友會の四名は、同黨の幹部會の決議たる『院議尊重』に拘束される立場にあつた。随つて此拘束を破らぬ限り、妥協に役立たずして却つて破壊にのみ役立つ外はなかつた。

更に中を割つて見れば、政友會の幹部と其長老とは此問題で乖離して居た。幹部會決議の『院議尊重』は、その名は美しいが、その實は、此場合に於ける普選阻止と同義語であつた。既述の如く、政友會の一部には夙に、普選阻止に依る倒閣を目的とする政本合同派があり、横田氏逝き、高橋氏引ッ込み勝ちなのに乘じて其勢は激増し、此頃には政友會幹部の多數を動かして居た。即ち幹部會は、普選阻止に傾き、その協議會委員を選定するに當つても、『如何なる妥協案も、幹部會に諮らずして

提議又は賛成せざることを條件としたのである。而して貴族院側の委員は、大分、非加藤内閣又は非普選、或は政本合同系であつたから、兩院協議會は、前記の三個の妥協案にも何等有利なる進展を與へず、ますます破船の浸水に普選案を乗せて沈めるやうな態度に出づるのであつた。

この間、普選を理解し、伯を理解し、且つ政局を達觀した西園寺公の電報は、二回までも是等の有力なる人々に送られたと云ふ。政府を傷つけずに普選案を成立させるやう盡力を希望したものに相違ない。一方に、會期いよいよ滿つる二十八日の夜、普選の爲には、自黨幹部の向背を顧みぬ岡崎氏の妥協私案は、端なくも協議會の席を明るくした。妥協案は即ち現行法にある通り『貧困に依り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くるもの』と云ふのであつた。之は解釋の仕方に依つては兩様の意味にも取れる。貴族院側は扶助の一字に重きを置いて面目を得、政府は貧困に依りの一句を冠し得て根本目的を達したのである。

(註—貴族院側は、之を以て學生等は失格するものと解したものと如く、翌年の議會で一議員が其追認を求めた所、若槻首相は、得たりと許り、その然らざるを斷言して政府側の意思通りに

確定して了つた。)

貴族院側は、此邊まで追撃すれば十分と云つた調子で凱旋的に退いた。斯くて妥協案は成立した。併し夫れは二十八日の夜十一時四十分であつたので、伯は三回目の會期延長を奏請して普選案成立の日を迎へた。その日即ち大正十四年三月二十九日は、貴衆兩院が、前夜の協議會妥協案を可決して、普選を成立せしめた記念す可き日である。斯くて伯の忍耐と努力とは、從來三百三十萬人が有するに過ぎなかつた『尊き權利』を、千四百萬人にまで擴張したのである。

左り乍ら伯の健康は、この普選の大業を終へてから、めつきりと衰頹した。伯が初めて普選を唱へてより茲に六年、爲に或は味方を失ひ、敵を作り、而して其實現の責任を總攬するや、難礁續出、成案の苦心、朝夕心身を磨り耗らす。夫れだけ此大業成就の歡びは、即ち伯が一期の歡びに相違なかつた。五月五日、普通選舉法典は新日本の竿頭の鯉幟として發布された。而して夫れは、測らずも其實施を見ずに逝いた伯が、政治家として國民に贈つた尊い遺産となつたのである。

第四章 苦心の跡を顧みて

(一) 伯の誠意と正論と覺悟

(普選の道徳的價値を向上するの主張)

普選の形勢非なるを見た頃から、若槻内相は辭表を書いて懷に所持して居た。之は伯との間に諒解の濟んで居た最後手段の確在を語るものである。

萬一にも普選案が貴族院で阻止された時は、伯は衆議院を解散して輿論に問ふ事に決心して居た。顧みるに、解散總選舉は、伯がモウ是れ限りで二度とは戦はぬと迄考へた所であつた(大正十三年春)。之は伯の健康意識が命じた宣言でもあつた。少しく強調すれば、生命的の禁止事項であつた。モウ一度、總選舉を戦ふならば、伯は、恐らくは倒れたかも知れない。夫れほどの大冒險を、普選に關してのみは敢て冒さんと決意して居たのである。まことに、文字通りの悲壯悲絶なる決心と言はねばならない。また、普選の實現を、如實に、自己の政治的生命と自覺して居た證據

でもある。

そこで、解散に反對する閣僚がある場合には、その人々の辭職を求め、聽かなければ總辭職を斷行するに決して居た。若槻氏は普選案の專管大臣であつた爲に、痛切に此問題を深慮し、早くも辭表を懷中の守り札として第一線に力闘して居たものと考へられる(この辭表は、師範教育問題で文相が辭める決心を表示し、犬養、仙石の諸相が宥めて居た席上、若槻氏が辭めるのは普選と云ふ内閣の生命が傷ついたとき、解散が出来ない場合にこそ行ふ可きものだ。自分は夙に決意して居るとして懷中から出して見せたので判つた)。斯くの如く、普選は、伯の生命に引替へても成立させやうと決意して居た所である。その誠意は、政友會の閣僚にも通じ、その長老にも理解されて居た。伯は屢々、與黨三派の領袖に語つた。

『普選は自分の命に替へても成立させ度いと思つて居る。その方法は、窮すれば通ずる唯一の道、解散を進むのである。併し、自分は、夫れよりも、此大業を衆議院、三派の力で成立させ度い、特別の理由を信じて居る。即ち、個々の功名心を離れ、之を一黨一派で成さずに、衆議院の殆んど一致の協力で成就させ度いと考へ

るのである。普選は何の道出来るに決まつて居るが、之を一黨一派が成せば、他の黨派は、恐らくは何等かの難癖を付けて、其成案に——假令完全に近くとも——瑕疵を指摘するであらう。之に反して、三派協調して成したならば、之は衆議院一致の案にも等しく、兎に角、普選を主張する各派を網羅することゝなる。政友本黨が反対したとしても、夫れは初めから普選の反対派で、問題とするに足りない極く少數の意見であるから、茲に普選は殆んど全院の希望及び主張の結晶として光輝を残すに相違ない。即ち我。國。普。選。法。の。道。徳。的。價。値。を。高。め。る。事。に。なる。區制も左様であるが、他の總ての條項及び精神に於て「公正の折紙」を付ける事になる。自分も其積りであるから、諸君も何うか黨派を超越して本案の成立に誠心盡力して戴き度い云々。』

是れ所謂外交とは全然趣を異にするものであつた。伯の誠意は、其眼光肩宇口邊言語態度環境の總ての點に、澎湃として奔つた。政友會の閣僚も、亦その閣外の長老も、異論なしに伯の説を是認し、その誠意に感じて居た。

高橋、小川の兩閣僚が、普選阻止の政友會幹部の行動に贊せず、又、岡崎氏が、幹部多數の説を無視し、敢然として妥協案の成立に傾倒した其政陣の門出には、前記の如き伯の誠意と諒解とが嚴在した事を記憶せねばならぬ。

(二) 最も伯らしい快心の演説

(所謂護憲内閣の使命を全うして)

陰謀もあつたらう、惡意もあつたらう、併し乍ら大部分、政策そのもの、劃紀的重大性に基く波瀾重疊の第五十議會は、三月三十日に終了した。翌日、閉院式の後、伯は、貴衆兩院議員を永田町の官邸に招じて慰勞の宴を張つた。重荷を片付けた伯の顔には、春光を受けて和やかな安堵の色が漲ぎり、議場に、險を罩めて追つた眉も、今日は、遠來の友を遇するの和親に輝いた。熱論を闘はした敵味方の面上にも、皆ホッとした安慰の色が見え、普選の大法典を成し遂げた大議會後の宴に相應しい光景を展開したのである。

而してその夜、水入らずの憲政會議員總會で、伯が總裁として述べた左の演説は、實に此議會の成績に就いての、誇張せざる自評であつた。また功を閣僚に歸して

謙讓の徳を守る伯の性格をも發露した。更に歡喜の絶頂に立ち乍ら、少しも亂れない伯の心操を示現して遺憾ないものであつた。

『第五十議會は今日を以て終了したが、議會中は頗る繁多で、諸君の心勞も一方ならぬ所であつた。茲に諸君の精勵を感謝する。吾々の内閣は行財政整理、綱紀肅正、普選斷行を三大政綱と定めたが、後から貴革問題を加へられたので、四大問題を此の議會までに解決せねばならなかつたのである。而して行財政の整理については、元來容易ならぬ仕事であるに加へ、組閣早着手したので、随分骨を折つた。夫れには濱口藏相の勞苦を多とせねばならぬ。議會に於ては徹底せぬとの非難もあつたが、四個師團を減少して新兵器の充實を圖り、又公債を公募せぬことなど我々の良心に問ふて出来るだけのことはしたと思ふ。次に綱紀肅正については形に現はし難いことであるが、吾々は日夜綱紀肅正に努めて以つて人心の緊張を心掛けたのである。

普選案は最も重大な案で、貴衆兩院で修正を加へられ、世上では骨抜きになつたと非難してゐるけれども、三百萬から千餘萬に有権者が擴張されたのであるから決して骨抜きではない………。本案が議會を通過したことは國家の爲に慶賀すべきである。元來普選は新しい事柄で老人などは危ぶんで居たから素より議會通過は困難であると思つて居たが、諸君は友

黨とよく一致して竟に目的を達せしめられた事は感謝に堪へない。又若槻内相の奮闘も大いに多とせねばならない。

今期議會は最初が濱口君の議會であり、後の半分は若槻君の議會であつたのである。今後此大法典を施行して遺憾なからしむるには、餘程の覺悟を要すべく、諸君も其の積りで憲政會が主張した普選は、誠に結構なものであつたと、國民に諒とさるゝやうに努められたい。

貴革問題は現内閣本來の政綱ではなく、私がイ、加減荷物を脊負つて居る所へ後からソツと荷物を載せた様なものである。併し事自體は悪いことではないから、出来る丈けやつて見やうと云ふので、非常の苦心を爲し、殊に之が爲に貴族院方面が悪化したので、慘憺たる目に遭ひ、また關門があつて虐められ御無理御尤もで通つたのである。然るに世上では徹底しないと非難するものがあるが、夫れかと云つて誰も具體案を出したものが無いから、此の非難は無理ではないかと思ふ。貴族院で修正を加へられたが、眼目たる第七條の削除は通過したのであるから失敗したのではなく、或る程度の成功と思ふ。治安維持法案も重大案で貴衆兩院で面倒があつたが、これも通過させることが出来た。新聞紙は之を惡法であると云ふが一向諒解し難い。此の内閣は初めから荷物が多かつた。それで無事に荷物を届けることが出来るか何うかと心配したが、兎に角大きな荷物は、悉く届けることが出来たのは、獨り現内閣のみなら

す我黨の名譽でもある。

尙ほ政友本黨から不信任案を提出したことは不可思議千萬である。三度び會期延長を奏請したことについて責任を感じないかと云ふが、之れは優詔を拜して袞龍の袖に隠るゝやうなことゝ異なるのである。しかも政府が仕事を怠つたのではないから、責任を問はるゝのは意外千萬である。會期切迫の際四時間も演説するものがあつたり、協議員の銓衡で半日を費やすやうなことは、豫想されぬことではないか。若し普選案が解決せぬならば、非常な政局の紛亂を來すので、會期延長は妥當な處理と思ふ。』

顧みるに衆議院では、表面は三派聯合の基礎の上に大盤石の地位を保つたけれども、裏を覗けば、聯合の繼ぎ目は決して鐵鎖のやうに頑丈ではなかつた。絹絲のやうなデリケートな結合で、ひどく揺すぶれば切斷される危険があつたのみならず、政務官、教育費、鐵道の諸問題では、與黨自らが揺すぶつた形跡があり、普選問題に至つては、外から突ツつく者が加はつて聯合の内面は亂麻に陥らんとした。夫れを、伯と云ふ一本の親絲は、剛軟張弛、よく之を繋ぎ留め、その結束の力を以て劃紀的大業を遂げたのである。

(三) 綱紀肅正の敢行

(多年政界を掩へる暗雲を排除す)

伯の三大政綱中、普選と行、財政の整理とは、有形的に大成された。然らば『綱紀肅正』は如何。之は無形の政策であるから、眼前に眺めることは出来ない。然も、伯は此公約を敢然遂行して居る。

不思議にも、我が政界は、綱紀を弛める事に依つて渡り易い。所謂『諒解』と利權と。而して伯の第一次内閣は、内に寄り合世帯の形を成し、外に貴族院の敵を控へ、前に稀有の大策を掲げ、後に三百の聯合軍を率ゐたのであるから、政海の渡航は最も多難であつた。即ち綱紀を弛めて航海の安全を計り度い程の實情であつたが、夫れにも拘らず、伯は『正義と理性』に基く綱紀振肅の大旆を檣掲して直進したのである。例へば狹隘なる急瀬に満載の船を浮べ、唯、良機と名舵とに依つて一氣に乗り切らうとしたものである。

然も此難航に對する識者の心配、所謂玄人の悲觀的豫言（加藤伯は送り狼を道伴れ

にする云々等)を一切笑殺し、組閣後一年を出でずして『多かつた荷物の中………大きい荷物は悉く届けることが出来た』成績を挙げた。是れ、伯の政治家としての良心、手腕、統制力を語るものに相違なからう。而して大正中期以後、何となく政界を掩ふて居た情實と利権との暗雲が、伯に依つて排除された感じも、國民が均しく持つた所である。即ち綱紀肅正が、道を枉げずに進められた證據である。

四月二十七日(大正十四年)憲政會の近畿大會に於て、伯が演説した左の一節は、組閣早々『綱紀肅正法と云ふ法律も出来なから』と語つて、不言實行した十箇月間の綱紀肅正の成績を自ら批判し、満足したものであつた。

『綱紀の肅正のことは組閣以來機會ある毎に、官吏會同の場合に於て、將た又民間有志會合の場合に於て、之を提唱し、或は訓令を發し、實踐躬行、頗る努むる處があつたので御座いますが、この一年間の成績を以てしますれば、相當に改まつた所があると申してよいと思ふのであります。本來なれば、綱紀肅正なることは、政治の當然の道を正直に辿り行くといふことで、別に際立つて云ふべきことではないのであります。即ち政治が當り前に行はれさへすれば、綱紀肅正を叫ぶ必要はないのであります。之を反面から見れば、肅正を云爲するの必要が無くなつ

た場合には、即ち肅正の實が擧つて居ると申してよいのであります。

近時に至りては、綱紀肅正を云々するは、稍や見當違ひかと思はるゝやうに至りましたのは、或は綱紀肅正の實が多少にても擧つたと見て必ずしも不當ではなからうと考へるのであります。さりながら斯の如き慣行は、之を久しきに亘りて持續し、習性となりて初めて政治がその本然の意義を發揮するに至ることゝ信ずる。政治を道義の基礎の上に置いてこそ、初めて憲政は安全と爲るべきであります。世間往々にして權謀術數を用ひ、小策を弄するを以て恰も政治の能事となすが如く考ふるものがありますが、私の敢て取らざる所であります。』

此最後の一句は、伯が、恐らくは最も得意の心を以て疾呼した所であらう。何となれば、衆目環視の土俵で、堂々と四ツ相撲を取るのが伯の本領であつて、人の目を掠める奇手小策は、其最も忌む所、而して伯は、稀有の諸事業をその本領通りに實現したからである。

併しながら物は其終りの爲に存する。伯の内閣が僅々十箇月で、政綱の總てを達成した以上、所謂護憲内閣の使命は茲に終つたのである。

普選案を通す爲に、兩大政黨の妥協に専心し、立派に立働らいた革新派の要人も

普選案通過の後は、逸早く『任務の完了』を公言するやうになつた。また、動もすれば問題を惹き起して聯合の前途を疑はせた政友會は、議會の終了と共に急轉直下、内閣支持の體勢に一大變化を明示した。

三派聯合の上に立つた伯の第一次内閣は、大正十四年三月末、普選案通過と共に事實上終つたものと言へる。即ち、立派に使命を果して、其當然の運命たる分離への道を辿るのであつた。

第五章 日露復交と對支政策

(一) 伯の對露觀と外相に對する信任

(年月構はずに交渉を進める方針)

日露國交の恢復は、伯の内閣が遂げた外交事蹟中の第一のものであつた。或はまた、『對支内争不干渉方針』の一貫徹底と共に、加藤内閣外交の二大特色として記憶する可きものである。

伯が内閣を組織するや、恰度、芳澤カラハン交渉は北京に開かれた許りの時であつた。伯は直ちに此外交を正視した。大連會議、長春會議、東京會議と、三度反覆された日露交渉の跡を顧みて、露國が果して誠意を以て、眞摯に復交を議するか如何かを熟慮した。若しも北京會議が此種の交渉に終るならば寧ろ害あつて益が無い。苟しくも、自分の内閣が交渉を進める以上は、正式にして且つ決定的の結果、即ち國交恢復の成果を収めなければならぬと思料したのであつた。

伯は日露國交恢復の結果、露國の所謂赤化運動が、帝國の政情及び社會狀態を攪亂しはせぬかと云ふ説を、一片の杞憂として取合はなかつた。『我國が赤化運動を心配するなら露國の方は白化運動を心配する道理で、心配があれば五分と五分である。無爲で心配して居るのは外交盲人である』旨を語つた。即ち伯は日露復交を大局から歓迎した。併し乍ら、會議を開くとすれば、國交の恢復を主眼とし、夫れに伴つて經濟上の懸案をも有利に解決せねばならぬ。然も露國當局者が果して誠意を以て終局の協定に盡すか何うか、此一點に就いて寧ろ懷疑的の心證を持つた。そこで外相と懇談して新方針を確立する事にした。

幣原外相の對露外交方針は、兩輪正しく伯の軌條の上に乗れ、而して牽引力は伯の期する所よりも遙に強大であつた。即ち外相は、國交恢復即ちソヴィエト政府の正式承認を目標とし、而して同時に重要な諸懸案を解決せんとする伯の主義に完全に賛成した上、その交渉を北京で續行して大丈夫であると云ふ意見であつた。一口に言へば、復交を成就し得ると信じて居たのである。

茲に於て、伯は欣んで外相の樂觀的方針に一任し、自分以外の者には遠慮に及ば

ぬから、情實や行懸りを一掃し、新たに合理的な原案を作つて、難局に當つて貫ひ度いと奨めた。つまり外相に絶對の信をおいて、其裁斷に任せる度量と慧識とを示したのである。蓋し日露交渉のやうな、こじれた行懸りの上に、思想的の難題をも含む外交は、其當事者の裁量を十分に尊重しなければ、到底満足な結果を得る事は出来ぬ。是れ、伯が多年、外交の局に當つて經驗確信した處、況んや伯が外相に繫いだ信任は、理智的に深大であつたから、その樂觀的方針に力を得て欣然正式交渉の遂行を依囑したのである。

露國の外交は、駈引が多い。往々にして恫喝をさへ用ふる。之は帝政時代から、列強外交界の一般に認めて來た所であるが、ソヴィエト政府になつても、思想と政體とは一變したが、此ブラツプに富む外交の方は、一向に改まつては居なかつた。前三回の日露交渉は、具さに之を證明した。併し乍ら、外相は、『露國が假りにその常套手段を用ふるにしても、日本には又夫れに打克つ手段がある、夫れは耐忍である、粘着である、何んなに駈引に會つても、腹を立てずに、正面から幾十回でも硬軟とり／＼に提議を反覆して行く。此根氣が彼の鋭い駈引を中和する妙劑である』と

確信して臨んだのである。

北京會議實に七箇月、この間世間には、其會議の何時纏まる見當も付かず、徒らに月を重ね、遂に年を越すのを見て、嘲りの聲も聞えたが、伯と外相とは少しも焦慮せず、悠々と外交を進めたのは、實に開談當初の方針に基くものであつた。

(二) 各方面の要求を篩ふ

(面目を一新した新要求案)

日露復交外交の大方針に就いて、伯と外相とが、年月に構はず、根氣を以て交渉の成立を期する事を内談した時、もう一つ、兩者の間に協定された事は、我が要求條件の洗淨であつた。即ち、自國の要求を、官民諸方面の希望通りに列べ立てる方法は、絶対に避けることにした。是れ、自分からブラッフの一種に陥るものとして、伯が外交思想の上から反對した所である。外相も亦、伯と全然同意見であつた。茲に於てか、先づ従前の要求に大篩ひを掛ける事になつた。

蓋し従前の日露交渉の場合には、時の政府は、官民諸方面からの要求を、大量生産

的に取り入れ、出來得るだけ多く利得を計らうとする方針で進んだ。之も一つの方針かも知れないが、伯の思想は、駈引も時には必要だが、夫れには自ら程度があり、また立派に理窟が立たねばならぬ。誰が見ても無理と思はれるやうな要求は、初めから出さぬが宜い。また相手の意向も忖度し、且つ場合をも考へねばならない。故に諸方面から苦情が出て、構はず、國家の大局から計上さる可き主たる要求を貫徹することを基準として、他は外交當事者の自由裁量の篩ひに掛けねばならぬと云ふのであつた。

政府は芳澤公使(謙吉氏)に歸朝を命じて(大正十三年六月)、夫れ迄の交渉の經過及び感想を聴取し、外相は之を參考として、大局から新要求案を練ることになつた。既にして第四十九議會の劈頭に、外相は日露國交の恢復が、加藤内閣の外交方針の大標識である所以を明かにし、『慎重に考慮を盡して百方満足なる結果を得ることに努める覺悟』であると演説した趣旨に則り、慎重に議を練つた結果、案は面目を一新し、既定の要求案にして削除されたものが相當多數に上つた。當時の新聞を讀めば、或る官省が要求し既に前内閣の外務當局が承認してあつたものを、無斷

で颯々と撥ね除けるのは怪しからんと云ふので、外務省へ談判に押しかけた報道が、二三にして止どまらなかつたのは、其邊の消息を語るものである。否な、篩ひ落された苦情を、直接に伯に訴へて來た向も、決して少なくは無かつた。

茲に一つ、伯が閣僚に豫め含めて置いた内治策がある。それは『第二次首相篇』の結論(人事行政の節)にも明かなる如く、『各省の事は各大臣が專管して受動的に他から掣肘されてはいけない。「首相も諒解して居るから」などと前置して申入れる註文は、一切眞に受けては困る。註文があれば、必ず自分が直接に話す。夫れ以外は各自の裁量に任せる』と云ふのであつた。外交に就いて特に之を重んじたことは前記の通りであるから、伯の内閣の日露復交案は、從來と異なり、外相が國家の威信及び利益を、相手國の基本的主張並びに國際外交常規の鏡に懸け、之ならば合理的であると確信された點のみを要求原案と爲し、而して夫れを氣長に交渉貫徹するの方針を立てたのであつた。

(三) 難礁を越えて彼岸へ

(七箇月の交渉の後、六年振りで復交)

彼れ一流の外交が、露國の全權カラハン氏に依つて、依然として固執された。芳澤全權また強く對論して、交渉は一進一退の澁滞を續けた。斯く、外に難外交が續いたが、内に、伯の上にも直接に難外交は振りかゝつた。

夫れはカラハン氏が、往年伯が貴族院で試みた北樺太撤兵論(對超然内閣篇参照)を引合ひに出し、『貴政府の首班は、曾て北樺太から無條件に撤兵す可しと主張されたのであるから、今や之を實行して誠意を示されては如何』と眞ッ向から説き掛つたことである。而して第四十九議會に於ても、反對黨は略ぼ同様の質問を試みて迫つた。伯の之に對する主張は、

『交渉の無かつた當時の保障占領の場合には別である。今日は、其問題に就いて現に交渉中であるから、兩々相關聯して解決するのが當然である』と云ふのであつた(大正十三年七月二日議會に於ける答辯)。けれども、カラハン氏から

見れば、伯の撤兵論は立派な攻め道具となつて、執拗に利用された。この點に於て、伯が外交攻撃は、後代に災せぬやう極度に用心した其注意も、茲に不慮の一例外を生んだと言はねばならぬ。

併し乍ら、伯は『相關聯して解決す可き態度』を固執して、遂にカラハン全權の言質的主張を思ひ止まらせた。然も、日露の當時の立場は、例の『宣傳』の問題を初めとし、漁業權撤兵、尼港事件、利權等の諸問題に就いて、意見容易に一致せず、會商は幾度びか暗礁に乗上げ、其都度決裂に瀕し、氣の早い新聞には、幾度びか『絶望』の字が載せられた。然も、當初から此事ある可きを豫想した伯と外相とは、怒らず迫らず、靜かに全權を督勵し、飽くまでも希望を以て交渉を續けさせた。交渉も數箇月となつて、芳澤公使も勘忍の緒を切らしかけたが、外相は飽く迄も隱忍持久を訓令しつゝ、遂に大正十三年を送つた。

果然、この外交は、越年後間もなく曙光を見出すやうになつた。北京のカラハン全權も、流石に根氣負けの姿となつた。一方、モスコフ政府も、七箇月の交渉に依つて、日本の諸要求に不可讓の限界點あるを確認し、此上の駈引は效力なしと思考す

るに至つた。蓋し是等の要求は、多くは九月末に、日本が最後妥協案として公式に提議した所と大差が無いのであるから、日本が駈引なしに、強硬なる主張を把持する事情が明かとなり、而して露國の主張とは尙ほ可成りの距離があつたけれども、復交を望む以上は、讓歩するの外なしと云ふ結論に達したものであらう。

この轉向は、一月中旬になつて著るしく表現された。思へば、ソヴィエト政府は此日露復交と云ふ露國外交上の大懸案解決の日を、レーニン氏の命日に符合させ度いと云ふ熱望に發したものであつた。一月二十日に至るや、露國は遂に我が主張の全部を容れ、その夜深更まで條文整理を續け、翌未明に至つて二十日附にて調印を了するに至つた。二月二十五日御批准あり、兩國代表は直ちに北京に於て批准交換の手續を了し、二十六日から日露兩國は六箇年以上の國交斷絶状態を解脱して芽出、たく親交の關係に復歸した。三月三日、我が衆議院は『日露兩國が其の親善友好の關係を恢復せしことを祝す』と決議し、反對黨も共に、この外交上の成功を賞揚したのである。

顧みるに、大正十三年六月、伯の内閣が、日露正式交渉を開始してから、正に七箇月、

遂に日露國交を復活した上に、利權に關する我が主張の大部分を貫徹するに至つたのは、外交上の成功と言はねばならぬ。況んや、漁業權の外に、北樺太油田權等の發展に伴ひ、その成功の實績は、當時の豫想以上に明證されて居るのである。更に當時その油田企業を組織する石油業者が、熱烈に國庫補助を申請して已まなかつたのを、伯の内閣は痛くも撥ね付けて了つた。之も綱紀肅正並びに財政緊縮内閣の信念の發動として、此交渉の裏に語る可き挿話でなければなるまい。

(四) 對支不干涉の主義一貫

(『我唱へ彼和し』たる對支列國協調)

伯が初めて内閣を組織するや、政敵が宣傳し、また所謂外交通が杞憂したのは、對支外交の難礁であつた。即ち所謂二十一箇條の當事者たる伯に對しては、支那の氣受は、必ず悪いに決まつて居るし、伯の政策も亦、或は餘りに強硬に過ぎはしないかと云ふ假想があつた。然るに組閣後一年有半の外交業績は、實に對露復交と對支政策の成功とを以て鮮やかに飾られ、半可通の杞憂を根底から一掃すると共

に識者をして、久し振りで我が外交に安心を感じさせるのであつた。

之には、伯自身、絶倫なる外交家であつたことが一大原因を成すけれども、夫れにも増して、伯が良外相を選んだ鑑識は、之を決定する他の素因であつた。その對支外交は後に『幣原外交』の名を博し、憲政會内閣の期間、支那を中心とする列國の難外交中、獨り我國の立場を最も安固有利なるものとするを得たのである。

この外交の對支政策に於ける特色は、(イ)内争不干涉、(ロ)我が合理的權益の徹底的擁護、(ハ)經濟的提携に依る共存共榮、(ニ)支那の現狀に對する寛容と同情の四大方針に基調し、最初から之を宣明して、然も此方針を一貫し得た點に在つた。而して之は軍閥の壓迫や、所謂支那通の主張等を、一切合財撥ね付けて、獨自の信念を一途不惑に押し進めた爲で、言ふ迄もなく、伯の威望と外交當局の手腕とが相俟つて、其成功を培つたのである。

大正十三年六月、伯の内閣の成つた頃には、支那の政情は依然として數年來の不安を脱せず、南北處々に戰雲の低迷を感せしめたが、果然八月末、口火は蘇浙戰に依つて點せられ、忽ち擴大して第二次奉直戰爭となり、九月下旬、張作霖、吳佩孚兩將軍

は、相互に討伐を宣言して兵を山海關、錦州方面へ集中した。列強の眼は、日本が奉天派を庇護する事を假定して、一齊に伯の内閣に注がれた。我が國內の一部少數の極端論者中には、劔を執つて滿洲を固守せんとする論も聞えた。この時、加藤内閣は、固く執つて不干渉の方針を確守し、九月二十二日及び十月十三日の二回に互り、外務當局者をして明白に此主義を聲明せしめ、且つ滿蒙に對する我國の致命的關係に就いては、嚴重に交戦兩軍の注意を喚起した。我が完全なる不干渉の下に、北京の政局は、張馮兩氏の妥協に依つて收拾された。而して我が嚴正公明なる態度は、列國の眼底に正寫されて、帝國の立場を千鈞の重きに導いたのであつた。十月中旬、伯が憲政會幹部會で談話した對支時局談は、夫れを語る。

『蘇浙戰初まるや、英米と協調して不干渉主義を執り、九月十一・二日頃には英米兩大使が我外務省を訪れ、我唱へ彼和して協調は運んだ。……奉直戰になつて兩軍山海關に對峙するに至つた時、世間には不干渉主義を捨てた人もあり、種々の意見を發表したのもあり、之が爲に種種苦痛を感じた。外相は終始一貫の態度を持ち、私も之に同意した結果、非常に良好の地位を占むることを得た。我國の行動が公平であつた事は、列國等しく認め、奉直兩派の人々も亦認

めて居る。支那問題に關し英米との關係は極めて良好で、英國前首相マクドナルド氏は「英國は支那に關する事柄に就いては日本の發意に依つて行動する」ことを公言し、新内閣の外相チエンバレーン氏も、林駐英大使に對して、又在京英國大使は我外務省に來訪して「支那に對する行動に就いては必ず日本と協力する」ことを言明した……。支那の前途は極めて多難である。之に就いて我國の立場を確保すると共に列國との關係を十分考慮する積りである。拔け駆けの功名をする如きは、幾多失敗の前例があり、非常なる注意を要する。』

伯の内閣の内争不干渉政策は、頗る支那人の對日感情を和らげ、最初の杞憂は完全に一掃された。而して其後、段祺瑞氏の執政政府は、我國の主唱に依つて列國の承認を得、二月から四月に亙る善後會議は、國內主勢力を結合するに役立つて、支那時局は小康裡に此冬を越すことを得たのである。

第六章 鼎足の搖ぎを見下ろす

(一) 伯と高橋商相との惜別

(政友會の轉身術の仕切り)

駘蕩たる春風は滿都を和やかに渡る四月、たゞ黨人の心のみは慌だしかつた。政友會の二派が、伯の支配から脱出しやうとする轉身策は、表に協調の聲あるに拘らず、裏面に着々と進められて行つた。三派の旗を一色に染めた陣營の蔭に、政友會の總裁更迭、改革合同の地雷火は、人目觸れずに埋設された。

夫れと明白には攫めなくても、協調の終焉近きに在りと睨んだ憲政會の領袖はあつた。現に仙石鐵相の如きは、之を伯に告げて雨前修笠の必要を勧めたことさへあつた。素より伯の先見は、心底の鏡に、三派決裂の姿を寫さぬことは無かつた。然も、尙ほ出来るだけ政友會を道伴れに引留めて行かうと願つたのである。故に、政友會を疑ふやうな言動は微塵も現はさず、敢て難色の友を抱いて、もう一山を越

えやうと、却つて懷を擴げて靜かに歩を運んだのである。

然るに、政友會の轉身の地雷火は、導火急激、議會後の靜かな空氣を震撼した。高橋總裁の辭職が夫れである。筆者は此事件の裏面を覗き度くない。又其必要もない。要は、高橋氏の辭職が、三派の一鼎足を崩壊して、伯に試煉の一難を加へ、延いて内閣改造の必然性を早めた事を一言すれば足る。四月三日午後、伯を下二番町邸に訪ねて、政友會總裁並びに農林商工(新に分設)兩大臣の職を辭する旨を告げた高橋是清氏の悲痛なる言葉は、伯を驚ろかし且つ悲しませた。その餘りの唐突と、その餘りの果敢なき別れと。

さて高橋氏は隱退の事情を縷述して後、政友會の協調持續大臣を同派より補充すること等の諸條件を申入れて別れた。伯の眼底には、涙が光つたことであらう。伯が其後間もなく、(六日軍中談)『高橋君は誠心誠意協力して政策遂行に盡力した。實に好い人だ』と語つたのは、眞に心の底から發したものであつた。顧みるに、伯は高橋氏を敬愛し、高橋氏は伯を尊慕して、内閣を新家庭のやうな圓滿の空氣に包んだ。閣議の席上、伯は先づ高橋氏を顧みて『高橋君は何う思ふ』と尋ねるのが常で

あつた。氏の立場を考へ、氏の心中を察し、之を遇するに副總理の形を以てした。之に對して、高橋氏は常に完全なる理解を以て答禮した。飽く迄も内閣の一致と、伯の政策實現との爲に、自己を没して迄も協調の誠を致した。斯くて柔腸硬骨相抱いて、人體は完全に運動して行くのであつた。

見よ、行政、財政の整理は、高橋氏の前政策を否定匡救するものではなかつたか。綱紀の肅正また政友會の前政策と衝突する場合も無いとは限らなかつた。私情に於て、いかで高橋氏に一點の不快なきを得たらう。然も、反對に是等の政策を支持協力した所に、氏の大があつた。而して其『大』を包容した所に、伯の眞價もあつた。そこには又、『政は正なり』を護る二人の清節の共鳴もあつた。孰れにしても、高橋氏は伯にとつては得難い政友に相違なかつたのである。

翌四日早朝、伯は赤坂表町に高橋氏を訪ねて懇々と慰留したけれども、氏の辭意は動かかなかつた。茲で伯は、惜別して戻つたが、惜しむ心と同時に、政友會が氏を遇するの冷酷を公憤せずには居られなかつたであらう。素より此事件に就いて、伯の口から批評を聞く事は出来なかつたが、爵位を辭し、貴族院議員を辭し、裸一貫と

なつて政友會の更生に身を捧げた誠意の士を（政友會が分裂した後、氏は黨の爲め、決然衆議院議員選舉に打つて出で、盛岡から大接戦の後に當選した）一年餘りで、早くも他の總裁に置替へて了つた事を、世間は、痛く非難した。此世論を背景として考へるとき、伯が『さらば一番、政友會を縛つて其轉身の途を封じてやらう』と、積極的に、一種の懲戒的方向に進出したと認めるのは、穿ち過ぎた想像か。

この邊の政治交渉を、一種のゲームと見る術があれば、伯の闘志と皮肉とは、この種の逆襲的方策の爲に、其智慧を動員しさうな所ではある……。

(二) 政友會から協調の言質を取る

(執拗と評された伯の政友會拘束の事情)

高橋氏の辭職決定の翌日、伯は直ちに、小川、野田、望月の政友會三總務を番町の自邸に招じて協調の談判を開始した。懇談時餘、三總務は協調の現状維持を確認し、また高橋氏の政友會に於ける地位は、田中男が繼承することを明言して別れた。伯は協調の現状維持、即ち田中男の入閣、入閣即ち責任分擔と云ふ三段論法に依つ

て、時局を解決しやうとするのであつた。

四月十日、田中男は新總裁に就任した夜、直ちに伯を訪ふて其挨拶をした。待つて居た伯は、その機會に、深く協調の理を諄説して男の熟考を求めた。此會見の次第は、十七日附で次の通り發表されて居る。

『此會見に於て加藤子は三大政綱の徹底税制整理社會政策殊に失業救濟問題物價調節生活の安定行政調査等現に施行し、又は將來施行せむとする政府の政綱及政策に關して詳細の説明を加へ、田中男の意見を求めたるに、同男は一々之に同意したるを以て、政綱政策に關しては兩者の間に此に完全なる一致を見たり。即ち協調を現在に保持するの理據、十分なりしのみならず、豫想し得べき將來に涉りても之を持續すべき基礎まことに牢固たるものありしなり。斯く意見の完全なる一致を見たるを以て、加藤子は田中男に對し、高橋氏に代り、高橋氏同様入閣せられんことを懇請したるに、田中男は熟考の上回答すべきを約して會見を了れり。』

併し、總裁の入閣を、人質と考へた政友會は、既に野田副總裁が總裁の代理として入閣する以上、今更ら田中男の入閣を不必要と認めて謝絶するに決し、田中男は、十一日午後、再び伯を訪ふて此旨を答へた。其理由は『黨情が許さぬ』と云ふ點にあ

つた。併し伯は直ちに夫れを駁し、『黨情は私事であり協調は公事である。貴下の不入閣は兎角の誤解を惹き起す危険十分なるを以て、是非入閣して貰ひ度い』と力説し、三派協調の爲に再考を促がすのであつた。

茲に至つて政友會中には、伯の執拗を責めるものが出て來た。また中には、伯が總裁更迭の爲め、黨内の結束全からぬ政友會の弱點に附け込んで、之を窮地に陥いれんとするものであると難ずる向もあつた。然も伯は、政友會の三派協調の口上が何處まで本音なるかを確かめんが爲め、又一つには政友會の人質、夫れが不可能なら言質を預かり置いて、政變に備へ、彼を拘束して行ける所まで伴れて行かうと考へて居たのであるから、少しも協調引締めの手を弛めない。政友會が動けば動くほど協調の絲は強く喰ひ込むと云ふ行き方を見せた。

而して政友會幹部中には『協調は無益だ』と公言するものさへ生じたが、伯は尙ほ、少しも締め手を緩めない。田中大將に親しい宇垣陸相をして、又田中男と同郷の江木書記官長をして入閣の交渉を續けさせ、結局、十五日に三度び、田中男と會見して次の三箇條を聲明することに一致させた。

(一) 田中男は、加藤子が三派の協調を尊重し、最も有効に之を具體化する爲め、田中男の入閣を希望せらるゝの誠意を諒とすると同時に、加藤子は、田中男の政友會入會匆々入閣を爲すは黨情の許さざるの已むを得ざるものあるを諒とすること。

(二) 兩子男は固より飽くまで現政局の基礎たる三派協調を維持するの牢固たる決意を有すること。

(三) 田中男は入閣せざると否とに拘はらず、責任を以て現内閣の政策を支持援助すること。

即ち、伯は次善の目標であつた協調の公約言質を取り、更に、田中總裁の入閣しない代りに、四月十七日、野田卯太郎氏を商工大臣に、岡崎邦輔氏を農林大臣に補充して、政友會を自分の閣内に引留めた。畢竟、高橋總裁更迭に依る政友會の轉身の仕切りを抑へ、策士の躁急を封じ、以て必至の協調決裂と政變とを、四箇月の後まで喰止めることに成功したのである。

(三) 決裂の前兆到る

(三派から二派へ、精神は一派へ)

『聯立内閣と言ふのは可笑しい。三派内閣と言ふのも當つて居らぬ。是は加藤の内閣である』とは、伯が確信し、實踐し、また屢々言明した所でもあつた。

事實、この内閣は、憲政會の主要政策のみを勇敢に遂行して行つた。政友會の政綱政策は、寧ろ破壊され、偶々其用ひられた所も、刺身のつまに類した。三派提携の爲の妥協はあつたが、政策の根底は、憲政會の指導に終始した。即ち、『加藤内閣』の本質は小搖ぎもしなかつた。岸邊の水は小さい逆流をなしても、大河の本流は、憲政會の方向を一直線に奔つて、國民の海へと注がれたのである。

されば、政友會がもと／＼肌合はぬ憲政會の下風に立ち、又は其中に包括され、自らの政策を棄て、伯の内閣の成功を助けねばならぬ苦痛は、護憲の任務一段落と共に、いよ／＼深刻を加へて行つた。總裁更迭も其打開策の一つであつたが、もう一つ、憲政會に拮抗する實力の建造は、政友會策士の日夜念願する所であつた。其最も手ツ取り早い筈の政本合同が行懸りに囚はれて容易に實現し得ないとき、端なくも、政界に取殘されることを恐れた革新俱樂部の策士の運動と合流する事になつて、茲に改革の合同が行はれ、五月十四日、革新俱樂部は名實共に亡び、政友會

は百三十九名の第二黨となつた(當初の計畫では革新俱樂部二十名、中正會三十三名の大部分を合せて百六十名の政友會を得る筈であつた)。

犬養遞相は五月五日、伯を訪ねて、多年の子分の處理を打明け、而して今後の二派協調を説き、田中男は翌六日之に倣ひ、十四日の合同大會には、高橋、田中の兩氏、交々起つて協調を力説し、伯も亦、十六日大磯行の車中談に於て之を裏書した。併し乍ら、伯の心鏡には、暴風來の赤い警標が的確に映つて居た。然も些の焦慮も無かつたのは、一は、言質を保存して政友會を道伴れにする可能性と、一は、強ひて離れるなら瞬間的にでも純憲政會の内閣を造ると云ふ、二重の備へに心を安置して居た爲であらう。故に、低氣壓の動きの中に、政務は一日も忽せにしない。また行政上にも聊かの遲滞が無かつた。

改革の合同一段落に及ぶや、其急現の經緯に對する不快と、門下後圖の安心から、犬養氏は突如政界隱退を表明し、政情未熟の田中政友會總裁一人の承諾を得たのみで、遞信大臣の辭職を伯に申出た。初め『加藤内閣から喧嘩別れの際に入用な役者』として、犬養氏の入閣に斡旋した(第十九編第一章三節參照)深謀の政友會某長老

は、『此際犬養氏の辭職は、第一、閣内に於ける政友會の一椅子を損するばかりでなく、第二に其入閣の趣意を毀す』と云ふ理由を説いて、田中總裁の再考を求め、又犬養氏の翻意を促がした。併し時は、既に遞相の辭意が伯に通せられた後であつた。當時、長老連の自重論をもどかしがり、政權に對しては、膳立をも顧みるの違が無かつた策士一派の焦躁振りには、此一挿話にも窺知し得るではないか。まことに、時ならず犬養氏を逸した政友會が、之が爲に後述の如く伯の内閣からの退き際を醜くからしめた膳立の齟齬は争ふことが出来ない。

五月二十九日、犬養遞相の辭するや、其後任を政友會から取らず、躊躇なく憲政會の安達謙藏氏で補充して了つた。伯の獨斷專行した所であつた(犬養君は革新俱樂部と云ふ一政黨の代表として入閣して居るのだから、改革が合同して了へば、犬養君は閣員たるレーゾンデータを失ふとは伯が事前に昵近者に明言して居た所である)。政友會は之を是認するの外は無かつた。併し不快の感情は蔽ふ可くもなく、心の疎隔は段々と表面に現はれることになつた。

思ふに、政策的に、本質的に、兩派は別れるのが自然なのである。護憲の大旗が此

人々を一陣に集め、國民が之を護り、牙城に於ては伯の政治的手腕が統率を全うし、高橋、犬養の兩氏が之を援けた間こそ、協調は全かつたが、いま護憲の目標消え、高橋、犬養の兩老去り、横田氏既に逝いて三派協調の人的鞆帯は斷たれ、剩さへ提携の楔子に役立つた革新俱樂部が、逆に政友會の轉身に加勢する事になつては、分裂は時日の問題として残るに過ぎなかつた。たゞ、何時、如何なる問題が、政友會に分離、反轉の機會を與へるか、政界の唯一の興味として眺められるのみであつた。換言すれば、離れんと欲する政友會の希望に無理は無かつた。但だ其時機と手段とが、何時、無理をしないで到來實現されるか、問題であつた。

第七章 遂に總辭職

(一) 口實を稅整案に求めた政友會

(伯の協調誠意の蔭に一時の休戦)

水平線の上に、やがて暴風を豫報する一團の雲を見詰め乍ら、夫れは別問題として、肝腎の政務は一日も澁滞なしに進められた。伯は議會後の議員總會で『内閣は國民に公約した政策を具體化したけれども、謂はゞ未だ荒削りの點が多い。之から仕上げにかゝるのである』と述べたやうに、各省大臣以下、與へられたる政務を勵んで政界多難の前途に無關心なるかの形勢を見せた。多くの内閣が、斯かる場合に政務を抛り出して騒ぎ勝な風習に較べ、慥かに加藤内閣の一つの美點を顯現したものと言はれた。

その水平線上の雲は、日毎に昇騰して擴がつて行つた。政革合同後は、その足を速め、その影を濃くした。六月中旬、政友會の院外團が、『地方自治體に獨立の財源

を興ふること(地租委譲及び協調の爲に黨是を枉げぬこと』を決議した席上には、田中總裁以下幹部が揃つて列席して居た。併し、伯はその日、新聞記者が、協調に關する政友會の露骨な挑戦に對する感想を問はれたのに對し、『僕自身は左う感じて居ない』と、平然たる言動に、記者連を煙にまく一方、憲政會内の憤慨と單獨内閣説とを嚴戒し、政友會を進んで疎外するやうな策謀には斷然耳を藉さなかつた。其頃政友會の一策士が朝日新聞に寄書して『憲政會内に左様な危険思想(單獨内閣説等)があつても、たゞ一人、加藤子は敢然として理智の立場を守るであらう……。黨員が何と迫つても決して自己の主張を枉げない。僕は彼の約諾を信する』と云つた様に、(假令この寄書に政略的意味があつたとしても)一世に篤かつた伯の信望は、尙ほ兩派協調の最後の靱帶として實在したのであつた。

一方に於て、政友會策士の躍起運動が、案外に本黨を誘引するの效なく、地租委譲積極政策産業立國と云ふ表看板も、豫期の如く國民の人氣を呼ばない。この幻滅は六月中旬から漸く政友會幹部をして自重論に傾かしめ、躍起焦躁の一派を抑へて、暫らく協調の形を持続するに決意せしめた。六月十六日岡崎農相が、政友會院

外團の前記の不穩な決議に就いて釋明する爲に伯を訪ねた。その際の懇談は結局『當分此調子で行かう。憲政政友雙方共、不平があつても隱忍し協調して、此政府をもう少し續け、爲す可き仕事を成就しやう』と云ふ暖い諒解に達したのであつた。其根底は、伯の誠意ある態度に對する安心に基因したこと言を俟たない。而して此小康状態は七月の前半まで繼續した。七月三日、憲政會の議員評議員聯合會では、伯も『私は今日も尙ほ國民多數の信望は現内閣に在るものと信じて居る。この上下の信望の繋がつて居る限り、永く御厄介になり度いと思ふ。私は正直に、眞面目に、政治はやるべきものと信じ、此點では敢て人後に落ちないつもりである』と述べて、眞面目なる協調を主張した。

併し、政友會の反省と小康とは、實は『休戦』に過ぎぬこと、伯の疾くに懷疑した所であつた。然も、休戦でも宜ろしい、出来る限り協調の鎖で繋いで行かうと考へ、自分からは努めて結束と統一の誠意を披瀝したのである。随つて政友會は、伯の此態度に、挑戦することが許されなくなつた。單に政權爭奪の爲のみに協調を破棄したと云ふ譏を恐れた。其所で晩夏の豫算編成期を待ち、政策上の名分を求めて

伯の内閣からの決裂を試みやうと考へた。果然、七月下旬に入るや税制整理案に争點を求めて協調に宣戦したのである。

一方に、伯の所謂政策の仕上げの第一位を占める『税制の整理』は、四月下旬、濱口藏相を首班として調査を始め、差當り現在の歳入額の範圍内で負擔の公正を實現する方針の下に、審議幾十回、六月末、漸く成案を得て、七月九日、伯に報告された。

三十餘年前、大藏省の名主税局長であつた伯も、今は自ら素人を以て甘んじ、財務一切を濱口藏相に一任して來たが、併し、今度の税整案は獨り技術的問題でなく、與黨の協調を試験す可き政機の鍵であつたから、伯は飽くまで其内容を検討した。十一日、再び濱口藏相に向つて案の内容に就いて詳細に質問した後、十三日には若槻内相を招いて、税整案に直接間接に大關係のある内務行政の見地から、また與黨關係、貴族院關係等に就いて凝議した。而して豫想さるゝ紛擾豫防の爲め、政友會閣僚の諒解を得て後に閣議に諮る方針に決した。

この税整案は、當時の財政經濟時報社の權威ある社説に従へば、我國未曾有の然も最も合理的なものであつた。案は、(イ)所得稅免稅點を八百圓から千二百圓に

引上げる事、(ロ)地租一分減及び免稅點の新設(免稅受益者三百萬人)、(ハ)酒稅及び相續稅の増率、(ニ)通行稅の廢止、(ホ)自家用醬油稅の廢止、(ヘ)綿織物消費稅の廢止、(ト)賣藥稅の低減、(チ)化粧品稅の増率等を内容とし、その差引減收約八千萬圓を、酒稅及び關稅の増收で補ふものであつた。

伯の方針に従ひ、七月二十二日、濱口藏相は憲政兩派の閣僚を官邸に招いて、案の内容を説明し、政友會出身の閣僚には、翌日更に第二回の説明を試みて諒解を求めた。然るに、伯の協調の爲の非公式諒解の苦心は水泡に歸した。政友會の閣僚は正式閣議まで賛否の言明を留保する旨を告げて去つた。是れ、政友會の最後通牒の前提であつて、謂はゞ既定の筋書に外ならなかつたのである。

(二) 閣議の激論と喧嘩別れ

(政友會豫定通り協調斷絶を宣す)

政友會が言質を捨てる理由は出來上つた。協調、否な拘束を斷ち切る斧は、磨き上がった。政友會側の言ひ分は『税整案中に地租委讓なく、而して憲政會案に近い

一分減(免稅點の引上に依る減稅と併せて略ぼ二分減に當る)のみが在るのは、政友會の存在を無視するもので、年來兩黨相争つた行懸りのある問題に就いて、屈伏か、破裂か又は協調かに對する最後通牒を突き附けたものである』と云ふのであつた。既に協調破棄の肚を定め、而して今その其理由を發見した上は、七月二十九日の閣議が、愈々其最後の幕を切つて落す場面たることは明かであつた。

けれども、伯が飽く迄も誠意を以て、最後まで政友會に友黨協調の禮を盡した事は特記せねばならぬ。憲政會閣僚中には其無用を信するものが多かつたのに、伯は尙ほ、二十四日、安達遞相を使者として、岡崎、小川兩相の許に遣はし、妥協點の發見に努むる爲に懇談の機を得んこと申入れた。然るに、連日祕議の後、既に協調破棄の肚を固めた政友會側は、一切を來る可き正式閣議の席まで留保するとのみで、伯の妥協的禮儀を拒絶したのである。政變は豫想された。茲に於てか、伯は、二十八日朝、御殿場に西園寺元老を訪れ、時局に對する、かねての決意を告げた。即日歸京の車中に、伯が頗る上機嫌であつたと傳へられたのは(諸新聞一齊に)、其去就に對する決意既に定まり、朗らかなる心事は何等凝滞する所がなかつた爲であらう。

明くれば愈々二十九日の閣議。其前夜、最高幹部會に於て進退駆引を一任された政友會閣僚の岡崎、小川兩相の前に問題の稅整案は提出された。江木書記官長は伯に代つて此案を提出し、『審議は絶対に基礎、箇條の範圍内で進められ度い』と附言した。果然、小川法相先づ口を切つて濱口案を難じ、(イ)稅整案を豫算と切離すの不可、(ロ)中央稅整のみを計つて地方稅整を閑却するの不當、(ニ)整理が國策の確立遂行に伴はぬ缺點、(ホ)憲政會の主張のみに基いて政友會の主張を遺却し、明かに協調の誠意を疑はしむること、等を力説するのであつた。濱口氏は直ちに起つて逐一之を辯駁し、大藏當局が兩派の孰れの主張にも囚はれずに、稅整そのものを眼目として公正適切に立案した所以を縷述し、又若槻内相は、地方稅整は目下審議中で、之を中央稅整と別個に行つて毫も差支へない旨を補足した。

午後再び議を開くと、小川法相は午前中の論旨を反覆し、岡崎氏之を扶け、一方濱口、若槻の兩相之に應酬して、明かに憲政兩派の對論となつた。財政の事に就いては、理論的にも、實策的にも、太刀打の出來ない弱味が政友會側に在つた。地租委讓を明言するだけの用意と確信も無かつたので、専ら地方稅整切離しと協調疑問の

二點に立脚して抗争を續け、誠意不誠意の論争となつた。そこで伯は、岡崎農相の翌日續開説を容れ(憲政會閣僚は反對したが)散會に際し、『明日は夜遅くなつても是非解決し得るやう御努力を願ふ』と駄目を押して別れた。

翌日になつたが、形勢は少しも緩和しないのみか、却つて暗黒を増した。而して政友會側から地租委讓論が現はれて、濱口、若槻兩氏が之を反駁した後、岡崎農相は、『濱口氏が政友會の歴史的事情を顧みず、屢々注意したのに耳を藉さず、祕密一點張で憲政色の税整案を作り、政友會に追隨を強ひんとするのは即ち協調の否定である。之を普選立案の當時に對比すれば、誠意の缺乏は明白ではないか』と詰め寄り、之に對し藏相は『本案に地租委讓が加はらぬ限り、政友會の諸君は協調の誠意を認めないのであらう』とて、立案の経過及び精神を詳述し、議論は循環して果てし無い状態に陥つた。議論は當然循環する筈であつた。政友會閣僚の議論は初めから内閣を總辭職に導く爲に、謂はゞ喧嘩の『型を使つた』ものに過ぎなかつた。遂に小川法相は『最早や吾々は議論が盡きたと思ふから此上論じない。要は、税整案が地方税整及び國家事業と併行す可き事を絶對必要と信ずるもので、此點に觸

れぬ濱口案のみを單獨に審議することは出来ぬ』と斷言して了つた。

初めから默然として論争を聞いて居た伯は、此時初めて莊重に口を聞いた。『小川君の云ふ所は、然らば一種の妨訴抗辯の如きものであるか。』

『然り』との答を小川法相から聞いた伯は、『然らば他の閣僚の意見を聞いて見ると告げて、幣原、岡田、宇垣、財部の各黨外大臣に就き、順次意見を徴したが、何れも税整案の内容審議を至當として小川説に反對した。茲に至つて小川法相は遂に、『然らば濱口案其物に反對である』と、最後の態度を言明した後、『吾々は最早や歸つて宜いか』と訊して席を立つた。伯は唯一言『よろしい』と答へ、政友會出身兩相が鬨を排して去るのを別室に招き、

『税整問題は内閣の重要政策の一つである。此問題で既に意見が一致しない以上、諸君は如何するか。實は攝政宮殿下が樺太御旅行に御出發に相成るに就いては、夫れまでに政情を言上申上げたいから内意を伺ひ度い』

とて、兩相が當然辭表を提出す可き立場にあることを婉曲に注意した。然るに兩相は、『吾々の態度は、唯閣僚としての進退に關するのみならず、協調が破れるか否

かの政治上重大な問題であるから、黨の正式幹部會に附議して態度を決定し度いと答へたので、伯は其言葉を抑へて、『自分は進退に就いては憲政會幹部にも閣僚にも相談せず、自分で決定するもので、閣僚の進退は夫れが普通である』と注意し、尙ほ言葉を和らげ、『自分は諸君に對して辭職するか否かを容喙しない。諸君の自由意思に一任するから、明日までに態度を明かにして貰ひ度い』と告げ、兩相は之を諒承して辭し去つた。協調は此日、完全に終焉を告げたのである。

(三) 伯の總辭職決行

(『識者に嗤はれるやうな進退はせぬ』)

兎に角も、加藤内閣を倒さうと決意した以上は、政友會閣僚の行動は理非を問はなかつた。目的の爲には手段を擇ばなかつた。世上の非難などは聞く耳を持たぬと云ふ有様であつた。内閣の重要政策に就いて、多數閣僚の意見と相違するのであるから、自分だけ辭職するのが政治家の進退常道であるとは萬々承知しても、夫れでは目的と相容れぬ。目的は内閣を共斃れに引倒すの非常手段を要求した。

世間が『政友會の抱合ひ心中』の辭を以て此行動を評した所以である。

併し此行動は、政友會中でも、苟しくもステータスマンシップを解する人々の潔よしとしない所であつた。決裂早きを望んだ田中總裁も、最初は『議論が合はぬときは、溫和しく單獨辭職して引下がらう』との意向であつたが、政權躍起運動に支配されて居た最高幹部會は、二十八日夜、岡崎・小川兩相に駈引を一任するに當り、『飽く迄抱合ひ心中による總辭職』の根本方針を決議して動かかなかつた。

蓋しその幹部會は、協議最中に受取つた『政友本黨から六十人の一團が、協調決裂さへ見れば、即刻政友會に復歸することを申合はせた』との情報に異常な魅惑を感じた。協調決裂—内閣總辭職—六十名入黨で第一黨—政友會總裁に大命降下—と云ふ、『風吹けば桶屋が繁昌する』と云ふやうな筋書が、左も必然的なものとして、此人々を有頂天にした。斯くて當の岡崎・小川兩相の觀測と制止とを一蹴し、黨議は田中總裁を動かして『抱合ひ心中』へと一決したのであつた。

之より先き、政友會の協調絶縁の勢が明白となつた頃から、憲政會は、伯の單獨内閣繼成を企圖し、黨の意見は幹部を通じて屢々伯に進言された。即ち第一に、少數

意見を主張する政友會閣僚の辭職を慫慂する事であつた。之が出来れば伯にも素より文句は無い、一應の手續として伯は勿論此方法を試みるつもりであつた。併し、若しも、政友會閣僚の嚙り付き主義、即ち所謂『抱合ひ心中』の手段に出るならば、當方でも非常手段たる『免官上奏』に訴へるが宜いと、党内では望んだ。七月三十日、いよいよ、政友會の反噬が明白となつた夜は、憲政會幹部間には、政友會三閣僚の免官上奏論を説く聲が一齊に高まつた。

併し乍ら、伯自身の心事は、此點に關して初めから澄んで居た。常道の正しきを踏む性格に加へ、初めて大臣と爲つた伊藤内閣の時から、渡邊藏相の問題で、體験を経て居る伯は、夙に此點の措置を内心確定して居た。即ち昵近の人に語つて『苟しくも識者に嗤はれるやうな進退はしない』と斷言した如く、伯の意志は未練なき辭職の一途に定まつて居たのである。幾度もの大臣辭任に際し、退き際の明快なる點に於て名を博した伯は、自分の内閣を抛つことにも亦颯々として執着なく、三十一日朝、此決意をば憲政會出身閣僚に告げたのである。

其日午前九時十五分、いよいよ、最後の閣議は開かれた。即ち伯は政友會の岡崎

農相及び小川法相に向つて、

『政友會の閣僚諸君に對して税制整理案の意見が異なる以上、進退を如何に考慮されるかをお尋ねしたが、何等の御挨拶がない。此席で改めてお伺したい』と促がすや、兩相は豫期の如く『我々は熟慮の結果辭職する意志は無い』と答へた。伯は今之までと『自分は此の問題に就いて意見の一致せざるは遺憾で、政務の進行も期し難いから辭め度い』と言明した。次で宇垣陸相を先頭に各閣僚を擧つて首相と行動を共にする旨を述ぶるに及んで、岡崎、小川兩相も、『既に首相が辭められるならば吾々も共に辭職する』と同意を與へた。斯くて閣員は各々辭表を提出し、伯は之を纏めて午前十一時八分參内し、總辭職の已むなき事情を攝政殿下に言上して辭表を捧げたのである。

その辭表に、伯が立派に理由を明記した事は、從來の型を破つたものとして世の注目を惹いた。内閣辭職の時の首相の辭表は、老齡とか病氣とかで重任に堪へぬと云ふ紋切型であつたのを、伯は、攝政殿下に政情を言上した通り、真相を誌るして自己の重大なる進退を正直に明記すること次の通りであつた。

『臣高明曩ニ大藏大臣ヲシテ閣議ニ税制整理案ヲ提出セシメ之カ審議ノ際臣等ト農林司法兩大臣トノ間ニ意見ノ一致ヲ缺キ爲ニ政務ノ進行ニ支障ヲ來シ恐懼ニ堪ヘス依ツテ職ヲ解カレタク謹ムテ聖斷ヲ仰ク』

斯くて近年に類の無い業績を顯はした伯の第一次内閣は、一年二箇月に足らざる壽命を以て、大正十四年七月三十一日に終焉を告げたのである。併し乍ら、伯の自負した通り、識者は伯の進退を是認し賞讃した。對角線的に、政友會の態度は陋とせられなければならなかつた。八月一日、一齊に掲げられた各新聞の社説は能く之を語る。例へば、餘り伯に好意を表しなかつた國民新聞さへ、八月二日の社説の中に『加藤子が光風霽月、出處進退を苟もせざる措置に出でたことは、動もすれば、權略に陥り政權に執着し易い群小政治家の固陋に引き較べて、吾人の最も讚嘆する處であつた』と論じ、其他何れも伯の進退の公明を稱したのであつた。まことに大事に臨んで決して去就を誤まらざる伯の態度は、國民を心強からしむる千鈞の重みを成した觀があつた。

第廿一編 第二次首相篇

第一章 再び大命を拜す

(一) 憲政常道は狂はず

(大命の再降下と伯の人氣)

正しい道を歩んだ人の上に、正しい酬いは來なければならぬ。是れ、伯の辭職直後の政局に對する國民的批判の結論であつた。國民の感情も亦、大命が伯の上に再降下することを祈つた。この時のみは、伯に對する『信賴からの人氣』以外に、感情からの人氣が、全國的に奔つたと見られるのであつた。蓋し、政友會の措置に對する反感不快の映射は、正しい伯の立ち姿を、くつきりと國民の眼の前に描き出したのである。

併し、政友會と政友本黨の策士は、政權の前には殆んど何物をも顧みなかつた。

七月三十一日、内閣總辭職の號外が巷に響くや、兩黨の幹事長は、正午、芝三緣亭に會

して政本兩黨の提携に依る時局收拾を申合はせ、更に其夕刻、同所に兩黨幹部の會合が行はれ、本來無理なる政本提携を、一夜にして捏ね上げて了つた。この苟合は識者の一齊の非難を招いたが、然も兩黨は『帝國內外の情勢まことに憂慮に堪へざるの時に方り、主要政策を同じうする政本兩黨は虚心坦懷相提携して時局の安定を圖らん事を期す』と聲明して政權へと盲進した。

併し乍ら、政本側の自己幻惑は世間が承服しない。新聞紙の報道は、擧つて伯へ大命再降下を豫想し、且つこれを主張した。八月一日の時事新報社説が『若し政友會にして淡泊に其出身閣僚を退かしめたらんには内閣の運命は無事に保全せられた筈である。(中略)加藤内閣は政友會の反對によつて辭職したとは申すもの、固より議會の政戰に於て敗れたるに因るに非ずして、政友會が單に提携を拒絶したるに出づるものなれば、内閣の信望若しくは實力は議場に於ての外決定せらるる事を得ないものである』と論じたのは、その代表的のものであつた。退き際の見事さに對する伯の人氣ばかりではなく、何となく伯に大命再降下の理論が正しく通りさうな形勢は、逆上せる政權屋以外の全國民を支配する觀があつた。三十一

日の株式市場が、些の動搖を示さなかつたなどは其一端であらう。但だ、新聞紙には、例に依つて加藤説の外に、或は田中説、床次説、山本男説なども書かれたが、夫れは所謂御愛嬌の程度に過ぎなかつたとも言へる。果然八月一日午後四時半、伯邸の眞夏の午後を搖がす電話の高鳴りは、入江東宮侍從長からの『攝政殿下御召し』の通知であつた。大命は再び伯に降下したのである。

其日、獨り憲政會員が雀躍し、政友會員が臍を噛み、而して政友本黨員が、一夜漬け提携の輕擧を悔ゆると云ふ激烈なる感情の相違を除けば、國民は皆靜かに、政權の推移が順を得て狂はぬことに安心した。八月二日の都下諸新聞社説は、一の例外も無しに伯の第二次内閣を歓迎した。此珍らしい現象は、偶々正しい人への人氣の集結を表示したものである。

(二) 『君は評判が悪いやうだ』

(第二次内閣は一時間で勢揃ひ)

一時間といふよりは、一瞬間と云ふ方が適當かも知れない程、伯の第二次内閣は、

未曾有の迅速と整然とを以て出来上つた。謂はゞ、伯は自分の子供を勢揃ひさせるやうに、文句無しに組閣を片付けて了つたのである。

大正十四年八月一日午後四時五十分、御召を受けて赤坂御所に伺候した伯は、内大臣侍立の下に攝政殿下の大命を拜し、午後五時半永田町の官邸に歸つた。官邸に入つた伯は直ちに新閣僚の銓衡に取りかゝつたが、銓衡と云つても要するに政友會三大臣の補缺をすればよろしい。殊に内閣の基礎は憲政會單獨であるから、伯は全く自分一個の方寸によつて獨裁するだけであつた。些の滯滞なく、其夕刻迄には後任閣僚が内定した。即ち江木翼氏は法相に、早速整爾氏は農相に、片岡直温氏は商相に補任され、其他の(政友會以外の)前閣僚は悉く留任に決した(内閣書記官長の後任は法制局長官塚本清治氏、又其後任は後に至つて山川端夫博士に決した)。

伯は新任の三閣僚を交々招いて奏薦の内意を告げたが、その時、ある一人に對し、『併し、君は平常から評判が悪いやうだ。大臣になつたら十分に氣を付けて貰はな』いと困る』と申渡した。國務大臣になる程の立派な男を捉へて、恰かも親が不肖の子を叱るやうな態度に出た所に、伯の親切にして飾らぬ性格と、不可抗的の威信と

が嚴存したのである。

さて閣僚銓衡を終へた翌二日朝、伯は攝政殿下に拜謁して閣員名簿を捧呈し、午前十時半、新任三閣僚の親任式に侍立したのである。この間の手續に就いて二日、東宮職の發表した所に依れば、『前略、斯くて二日朝加藤子は更に攝政殿下に拜謁し、別に選びたる閣僚の人名簿を内奏し、殿下には之を御裁可あらせられ、續いて加藤子に對し總理の辭表を御返しになり、内奏せる閣僚人名簿の中、先きに大臣であつた人々に對しては内閣から奏請し任免の手續を省略し留任の形式を取り、新らしき三大臣の親任式のみを行はせられ、同時に政友會出身三大臣の辭表を御聽許相成つたものである。斯くて親任式後直ちに殿下には加藤子を召されて留任の形式を取ることにした所の政友會出身三大臣以外の辭表を御下げ渡しになつたのである』と云ふ。

而して伯は其日、左の如く聲明して組閣に至る事情を明かにした。

『曩に税制整理案に付關係閣僚間に意見を異にするものあり。重要な政務を遂行せんと欲するも其道を得難きに至れるを以て、十分に輔弼の責を盡し得るやを恐れ、遂に辭表を捧呈し

たるに圖らずも重ねて不肖に内閣組織を命ぜられた。依つて直に命を奉じ閣僚の銓衡を終り、二日朝内奏せるに御嘉納を経たるを以て、新に親任せらるべき人のみに就て御親任式を行はせられ、こゝに新なる内閣の成立を見るに至つた。顧みて聖恩の洪大なるに感泣すると共に、責任の益々重大なるを覺ゆる次第にして、今後ひたすら奉公の誠を盡し、國家のために貢献したい覺悟である。』

後に此時の大命は、新内閣組織の大命であるか、留任の御沙汰であつたかに就いて、形式論として論議された。伯は此間の事情に關し、第五十一議會の衆議院に於て、(翌年一月二十一日)松田源治氏の質問に左の如く答へて居る。

『八月一日の午後遅く夕刻に近い時分に御召しになりました御言葉がありました。御書付は下されたものではありませんが、頗る重要な事でありましたから、私は當時の自分の記憶を辿り、又、侍臣の人に相談致しまして、斯う云ふ御趣旨であるといふことだけを書留めて置いたのであります。御言葉の要旨は「卿を初め閣臣一同辭表を提出したるが、苦勞ながら更に卿が内閣組織の事に當らん事を望む」と、斯く仰在つたのであります。是迄に餘り例のない事の様に承はりま

す。之を大命再降下であるや否やとの質問であります。其點に就てはお答する必要がなからうと思ひます。』

第二次加藤内閣は斯くして成立した。その數時間の後、田中總裁は伯を官邸に訪れ、組閣の祝辭と共に協調決裂の遺憾を挨拶した。是れ同總裁が、此會見の直後『茲に我等の立場は自由になつた』と言明した通り、今後は『政敵』として現はれることを正式に宣言したものであつた。一方に政本提携の政權病者は、憑いて居た狐の落ちた様に、幻想から醒め、中には一夜漬け提携に關して幹部を非難する聲も高まり、容易に治まらぬ状態を現出した。そこで策士は、取り敢へず田中、床次兩總裁を會見させ(八月四日)、其席上『政治の公明を期すること』以下三箇條の空漠な申合せを作つて、野黨聯繫の形だけを作つたのであつた。

(三) 貴族院諒解と内閣安定策

(『實際政治は左様に簡單には行かぬ』)

伯が單獨に第二次内閣を組織して、先づ第一に心を用ひたのは、貴族院への橋梁

を補強することであつた。素より、衆議院の冬の荒波を乗り越える船の準備は、秋風の立つ頃から着々と進められたこと、次章に特筆する通りであるが、前述の『敵前架橋』の不安を除くことは、三派時代よりも一層の急務であつた。更に、貴族院の中心勢力である研究会と諒解を遂げる事は、懸て政友本黨との默契を得る前提にもなるので、組閣早々、伯は貴族院研究会との握手に努めるのであつた。

護憲内閣の大旗を掲げ、國民の總意を託され、三派一致して臨んだ第五十議會に於てさへ、伯は貴族院で可成り苦しめられた。而して、貴族院は不散の要害から、幾度びか政治家を射斃した歴史を持つ。伯の正しい政治も、或は此所で暗撃されるかも知れない。そこで、新内閣の第一着の政治運動を、此方面に集中したのは、内閣の安定と政策遂行の必要上、當然の途と考へたのである。

曾て貴革問題の未だ騒がしかつた四月二十五日、互選規則改正に關する新聞記者の質問に答へて『實際政治と云ふものは、左様に簡單なものではない』と言つたが、大體に於て、伯の對貴族院態度は、不徹底と定評されたほど、軟弱に見えて妥協的であつた。いま、研究会に手を差延べて握手を求めやうとしたことは、世論からは、

『軟弱』とか『特權的思想』とかの惡評を聞いたに拘らず、伯が些の迷ふ所なしに決意した所であつて、また、必ずしも不自然の形ではなかつた。

さて握手の第一着は、政務官の補充に關して染められた。伯は、政友會が去つた爲に空席となつた各省政務次官、及び參與官十一個の椅子の其半分を、貴族院の中心勢力に願たうと考へた。そこで、八月三日、近衛公と會見し、伯の目指す人物の選出を依頼すると共に、若槻内相、江木法相を通じて、男爵團の中堅たる公正會の長老阪谷男(芳郎)に斡旋を頼み、非公式に交渉を開始したのである。然るに公正會に對しては交渉の手違ひを生じて一旦は絶望に陥つた。一方に、研究会でも、大臣の椅子ならば兎に角、纔かに政務官を好餌に提供する伯の誠意を疑ふものが生じて、なか／＼進捗しなかつた。

併し五日夜、伯が自邸に小笠原伯及び水野子と再度會見して、研究会側の希望を容れた結果、漸く意思が疏通し、研究会は其傳統の是々非々主義から、敢て拒まぬと云ふ態度に出でた。而して六日中に各候補に對して伯自ら交渉して、七日其成立を見る一方に、一旦絶望と傳へられた公正會からも、矢吹男(省三)を抜いて最初の目

的を達する事が出来た。即ち研究会から水野(直)、井上(匡四郎)、伊東(三郎丸)の三子及び溝口伯(直亮)を、公正會から矢吹男を、政務次官或は參與官に任命する事になった。此人々は、いづれも『個人の資格』で會派を拘束せぬ約束であつたが、この間に自ら一種の默契を得たことは争はれない。

而して此研究会との一種の默契の成立は、果然、政友本黨に笑みかける作用を齎らした。伯の研究会に對する政務官人選の最中、青木、床次兩氏の會見あり、其翌日床次本黨總裁が『政策によつては却つて憲政會と一致する事があるかも知れぬ』と公言し、且つ政友會が焦る政務の聯合調査を拒絶すると云ふやうな調子で、氣早な評者中には、憲研本の三角同盟などを云々するものさへ現はれたのである。この關係は、尙ほ其後の發展に俟たねばならなかつたけれども、斯く貴族院の中心勢力との疏通が、組閣後僅々十日に満たぬ間に、伯の第二次内閣の基底面積を擴大し、其安定を増したことは争はれない事實であつた。

(四) 『樞密院改善』の不言實行

(穗積男を議長に推した苦心と素願)

表面、深い印象を残さず、然も事實は、極めて重大なる政治的貢獻を記録したものは、伯の『樞密院改善』の素願實現の一事である。是れ、寧ろ隠れたる事蹟の部に埋れんとして居る。左れど、伯に聲あらば、恐らく高唱力説を欲するのであらうと信せられるものである。

衆議院・貴族院・樞密院。この三院の一種の鼎立を、伯は『實在』として認めて居た。其制度の是非を究め、革命的鐵槌を擬するやうな事は考へなかつた。然も、此三院を、各々『本領に立たしむる』ことを、我が立憲政治上、最も緊切なる事業の一つと信じて居た。世論高き貴族院改革を『改善』に緩めたと反對に、聲なき野に、一人、樞密院の改善を靜思して居たのである。而して其唯一の途は、樞密院を純正なる御諮詢の府とする爲に、これを人事的に改善するにあると確信して居た。この構想は在野時代から著るしかつた。表面には叫ばなかつたが、伯の親友は、大抵、之を伯か

ら聞いた事を記憶して居る。

大正十四年九月二十五日、濱尾議長の不慮の死は、伯が素願を實現するの機會を提供した。無私の碩學、穂積陳重男を後繼に推したのは、其片鱗の閃めきに外ならない。是れ、一見凡事に似て、實は非凡の勇斷と苦心とを要した。

政界の大御所と云はれた山縣公、續いて其直系の官僚政治家が、樞密院議長として頑張つて居た時代の傳統は、法理上純然たる御諮詢機關である筈の樞密院をして、恰かも政府に對して監督權でも有するかのやうな權柄を揮はしめた。屢々警告と云ふやうな形で、政府の施政に干渉容喙するのは、明かに本分を超えた行動であつた。併し、久しく政權の局に當つて居た政友會、及び其後の超然内閣は、何れも觸らぬ神に祟りなしと云ふ事大主義を以て之を迎へた。其結果は、樞密院の政府監査役の權道を擴大するのみであつた。遂に樞密院の幹部及び顧問官の貫録を、政治的閱歷に依つて輕重するの傾向を生じたのである。

夙に野に在つて此傾向を苦々しく思つて居た伯は、其局に當るや、濱尾議長、一木副議長、以下、同情者が多かつたに拘らず、普選案では前述(第二十編第三章)の如く手

を焼いたので、茲に愈々樞密院政治化の弊を痛感した。何等かの機會あらば、之を改善して其本分に立歸らせやうとの素志は、堅く伯の胸底に決せられた。

濱尾議長の後繼者に對する樞府一部の希望、政界の豫想、世間の下馬評は、清浦奎吾伯、伊東巳代治伯、山本權兵衛伯等で、穂積男昇任説は聲の低い方であつた。併し乍ら、伯は是等の下馬評又は運動と正反對に、政治的の手腕や閱歷を敬遠し、却つて政治的興味を持たない人格を心に決めて居た。而して折柄上京中の西園寺公と、屢々會見して、樞府議長後任問題の議を進めた。伯の主張は、

『樞密院が政治的無責任の地位に隠れて、政府の施政を掣肘妨害するのは、事理として不可である。夫れのみならず、今日政黨の信用増進し、責任内閣の基礎が確立せられつゝある事實に徴しても、樞密院が政治的に活動する事は、無用且つ有害である。夫れには首腦者として政治的の閱歷手腕、又は野心等を有し、政權に憧れる子分を持つて居るやうな人物を推すことは不條理且つ危険と思ふ。寧ろ法理に明るく、而して政治的の執着を持たぬ人に如くはない。この意味に於て、穂積副議長の昇任は最も望ましい』

と云ふのであつた。是れ、西園寺老公の所懐と符節を合せたものであつた。牧野内府、一木宮相等も亦、伯の説に共鳴したと云ふ。

然るに九月二十八日、前夜郷里から歸京した穂積男を招いて、伯が議長就任を薦めた所が、男は一學究として終始したいと云ふ、清廉なる希望を披瀝して、何うしても肯んじない。然も伯は素願を延期する譯には行かぬ。飽くまで説き、更に西園寺公に頼んで穂積男を説かしめたその結果、『副議長に政治的知識を有する適任者を得れば』と云ふ所まで漕ぎつけた。結局伯は岡野敬次郎男を副議長に推すことに内諾を得て、遂に穂積男を議長に得たのである(十月一日)。

樞密院議長の此人選は、單なる人事問題ではない。伯の『樞密院改善』の政綱の實現を意味する一個の啓蒙的事件であつた。當時、『樞密院の威信』なる觀念は、政治的に、深く多數者の腦裡に刻まれて居たので、之を削り落すことは實に容易なる問題では無かつたのである。けれども伯の信念は之を敢行せしめた。その結果は果して如何であつたか。

十月一日、時事新報の『人選最も當を得たり』と側見出しを附した社説は、

『樞密院議長の後任は、いよく穂積男に決し、副議長に岡野敬次郎氏を任用したる其人選は、最も當を得たるものとして、我輩の大に喜ぶ所である。世間には議長後任者の肝要なる資格として、政治的識見若くは政治的閱歷を過大に重要視するものもあつたけれども、我輩の全然所見を異にする所であつて、今の樞密院議長に政治的云々の人物を以て擬せんとするが如きは、大禁物の大間違ひであると云はねばならぬ』

と賞讃したのを初め、同日の東京朝日新聞社説が、『此解決が樞密院内二三長老の不平を外にして一般世論の賛成を得たと云ふ事實は、これまた重要な變化を示すものと云はなければならぬ』と述べたやうに、識者と言論機關とは、擧つて伯の奏薦を以て最も當を得たものとして、其ステータスマンシップを謳歌した。

其年十二月下旬、岡野副議長病んで逝くや、伯は前回と同様の趣旨を以て凡ゆる他の推舉を排し、穂積議長と相談の上、倉富勇三郎男を後任に推した。而してこの間の伯の苦心と信念とを知る若槻氏は、自分の首相時代に起つた穂積議長の死に面して、倉富副議長昇任に躊躇しなかつた。之は全く先人の尊い意思を繼ぐ爲に外ならなかつたと、若槻氏自ら語つて居る。樞密院の改善は、伯の素志通り悉くは

未だ實現しないであらうが、其首腦部の人選に、一個の良慣習を作つた伯の素願實現は、憲政に對する隠れたる貢獻でなければなるまい。

(五) 經綸の芽生えを見る

(自由主義と國防及び社會政策)

所謂積極政策の僚友と別れた第二次加藤内閣が進む可き途は、一路緊縮に徹す可きか、夫れとも昨年の行財政整理の仕上げと同時に、建設的の新計畫を進めるが宜いか。世間の淺くして廣い人氣は、後者を迎へる傾向にあつた。前者即ち緊縮一點張りに徹する途は、少數識者の深刻な期待以外、政黨としては、寧ろ不利な行き方と考へられた。併し、伯は凜乎として前者の旗幟を掲揚した。

それでも各省の新規要求は、謂はゞ各省存在の示威運動のやうなもので、總計三億四千萬圓に上り、然も其中には、繼續費として將來の財政を壓迫する計畫が多かつた。そこで十月末、濱口藏相は伯の諒解を得て、概ねの新規要求を撫で斬りにして約八千萬圓に査定することになつた。治まらないのは各省である。就中華府

會議後、補助艦競争の世界的傾向に刺戟された海軍省の新艦建造計畫は、一時は殆んど豫算編成上の暗礁とさへ目されたのであつた。

海軍側の計畫に據れば、大正十五年度以降の五箇年間に、一萬噸級巡洋艦四隻、大型驅逐艦二十隻、大型潛水艦五隻、特務艦三隻、河用砲艦三隻、その合計三十五隻十一萬噸を、三億二千萬圓の繼續費を以て建造すると云ふのであつた。藏相は素より之に賛せず、而して海相は固執し、幾度びか激論を繰返して居る中、今度は海軍將官一同が財部海相を弱しと見て蹶起する形勢となり、問題は愈々暗礁に乗上げて了つた。結局、伯が出でて之を打開せねばならぬ實情となつた。即ち十一月二日、伯は海軍の將星一同を官邸に招待し、『目下は平和であるが、事ある場合のことも考へねばならぬと共に、一面財政の都合も考慮する必要がある。この見地から相當に圓滿なる解決が出来る」と信ずるから、各位は、其邊のことに御心配なく、ますます國防の爲めに御盡瘁あらんことを希望する』と懇説して一同の待機を慫慂した。伯の誠意は海將連の胸に響いて、此一席で、流石に強硬なる提督諸氏も遂に納得せざるを得なくなつた。曾て八八計畫の主張者であり、又、海軍力を理解した外相と

して名を揚げた伯から、誠意を籠めて云はれたのであるから、皆『首相に一任する』と云ふ安心を生じたのである。

然るに藏相と海相が再び具體案を議するや、前者は依然一隻一艇をも認めず、又も暗礁に激突して、當局者限りでは最早や動きがとれなくなつたので、某閣僚の機轉の斡旋もあり、結局、伯の裁斷に一任される事になつた。そこで、伯は十一月七日、兩相と鼎坐懇談の結果、初年度は取り敢へず、驅逐艦四隻だけ頭を出すと云ふ事で、兩者の主張を妥協せしめたのである（總額二千五百萬圓、初年度割八百萬圓、内二百萬圓は海軍側が繼續事業繰延を以て充當す。三十五隻の補助艦計畫原案の主義は之を認める）。

次に『暴威取締法案』には、伯の思想的背景が説明されねばならない。是れ右傾たると左傾たるとを問はず、暴力を揮つて恐嚇又は取財する一派を嚴重に罰する法規であるが、實は其制定が、著るしく遅れた所に、伯としての理由があつたのである。夫れは、大正十三年秋頃、ある思想を宣傳する數多の團體が、往々、暴力を用ふる傾向が増大し、普選に面して愈々旺んとなつた。そこで閣議の席上、之を特に取締る法案を要すると云ふ議論が出たが、その時伯は、

『思想は之を取締るも無益である。或は寧ろ有害でもある。故に、各種の團體が、各種の主義を宣傳しても、夫れは自由に放任して置く方が宜からう。思想の依つて生ずる根底を整理しない限り、主義思想の流れは堰き止められない。自由を放任して置いても國民大多數の裁斷は自ら夫れに歸結を與へるに相違ない。たゞ其主義を暴力で宣傳するのは悪いが、之とても一般刑法で取締る方が適當で、敢て特別法を設けて嚴罰するには當るまい』

と云ふ意見を述べ、取締令は立消えとなつて了つた。吾等は茲に、伯のリベラリズムの流れを、明かに眺め得るのである。然るに其後、暴力團は巧みに法律を潛つて活躍し、弊害が甚だしくなつたので、然らば容赦なく嚴重に取締を徹底しやうと云ふので、暴威取締法案を規定するに至つた次第である。

この外に、(イ)健康保險法、及び、(ロ)工場法施行令の實施、(ニ)労働組合法案、及び、(三)労働爭議調停法案の立案など、社會政策を先づ立法的に整へることにした。而して行政的には、失業救済の爲に帝都復興の促進、全國都市事業の獎勵等を行つて、下層階級の爲に光を投じたのである。即ち一部からは『頑固屋』のやうに見られ

た伯は、其實、堅實な意味の進歩主義を、固陋ならざる保守的風格を以て包んで居た事が判る。將又、時勢の推移に對する理解を持つ政治家であつたことをも、重ねて茲に實證した觀があつた。

(六) 世界の對支外交を指導す

(理義徹底に基く稀有の成功録)

日本が對支外交に於て、初めて主動者の地位を確保し得たことは、外交史に特筆さる可き伯の内閣の成功と斷言せねばならない。伯の第一次及び第二次兩内閣と其後繼たる若槻内閣を通じて、主義一貫、信念一徹の、然も理義明白を極はめた我が對支外交が、久し振りで『追隨』から『指導』に好轉した譽高い史實は、之を一節に収録するには材料と内容とが餘りに豊富且つ貴重である。併し乍ら、内政は若槻君へ、財務は濱口君へ、外交は幣原男へと語つて、功を專管大臣に贈り、また事實上、大綱原則の裁定以外は、出来る限り各相を信頼して專務させた關係上、伯の傳記は、對支外交の大成功に關しても、其主義的方面のみに觸れるのが、故人の志に合する所

以下である。また、この外交は既に『幣原外交』の名に依つて銘記されて居るから、吾等は此一節に、伯の對支外交主義の發動振りを顧みて満足せんとする。

排外暴動上海事件、不平等條約廢棄、關稅會議、南北戰爭、滿洲戰亂……と、支那の事變は、大正十四年春から秋にかけて、走馬燈の如く、伯の眼前に展開されたのであつた。この間、支那の事情は、國民黨の勢力恢復、勞農露國の活躍、對外要求の深刻等を背景として従前とは著るしく趣を異にしたので、列國の對支外交は何れも度を失つた。然るに伯及びその内閣の執つた、我が對支外交方針のみは、終始一貫、最も手際よく處理され、我が外交信用を支那の人心に培つた許りでなく、列國の前にも高く築き上げたのである。

大正十四年五月三十日、上海の排外暴動に對し英國官憲の彈壓が血を見せた事は、全支排外運動に火を點じた。凡ゆる外人工場は悉く閉鎖され、長江筋を中心に、在留外人は何れも安住の地を失はん許りであつた。然も日本の運動は、消極的に邦人を保護する以外には一步も出なかつた。一方に、所謂五三十事件の難解決は、英國勢力の消長を左右すると共に、北京公使團の足並を不調にした。之に乗じ、支

那政府(段執政)は六月二十四日、一切の不平等條約改訂の要求を提出し、更に列國の態度を一層區々ならしめた。續いて金フラン問題の解決と共に、段政府は八月上旬各國に向つて、來る十月二十六日に關稅特別會議を開くことを招請した。斯くて支那を圍んで列國の外交は稀有の多端と難境とに直面した。

果然、支那側から働らきかけられた列國は、恩を賣つて新たに報酬を期待するものと、舊勢力の維持に焦慮するものとの肚の探り合となり、本來の協調は消え去らうとした。暴動を以てする國權恢復の不當を知り乍らも、新支那の勃興勢力の速度を測り兼ねた列國は、進退何れとも確信がなかつた。其唯中に、獨り泰然たる自信を以て行はれたのは我國の外交のみであつた。

即ち七月十日、儼乎として段政府に對し、一の有力なる單獨忠告を試み、其中に、躁狂的なる國權運動を戒しめ、秩序恢復を以て先づ誠意と實力を披瀝し、次で合理的に改約交渉に移らん事を勧めた。而して此方針は改約要求に對する對策として、米國の贊同を得、次で頑強なりし英國をも追隨せしめた。進んで九月初めに、此趣旨を骨子とし、關稅自主權に就いては關稅會議に於て、法權回收に就いては司法調

査をなさしめた後に於て、支那の希望に應ず可き旨の列國回答を纏めて支那に致した。即ち我國が支那に對して列強中當然に占む可き主動的地位は、斯くて久々にして恢復されたのである。

而して右の『單獨忠告』は、同情ある先輩が、後進に道を説くの筆法を以て草せられて居る。平坦なる行文修辭の裡、侵し難い威容と、背き得ない正理とを明示し、遂に、一文以て能く支那政府を反省させた。我が外交文書が、動もすれば支那に對し高壓的なるの弊あり、然も效果却つて貧弱なるを顧みるとき、この大正十四年七月十日の申入れの如きは、蓋し一の好參考たるを失はないであらう。茲に其全文を録して置く。

『今ヤ善後會議金法問題等幾多ノ雜案相次テ解決シ國民會議並ニ關稅會議モ不日開催セラ
ルヘク支那政府カ能ク此ノ兩會議ニ成功センカ國威國權の伸長期スヘキモノアリ然ルニ圖
ラスモ上海事件ハ一轉シテ對外政治運動トナリ暴動ヲ以テ國際協定及慣行の現狀ヲ打破セ
ントスルモノノ如ク又支那政府ハ上海事件ニ乘シ本件ト直接關係ナキ外交上ノ重大要求ヲ
提ケテ列國ニ迫ラムトスルノ意嚮ヲ示セリ

支那ノ合理的ナル國民的宿望ハ日本朝野ノ同情ヲ表スル所ナリト雖右ハ素ヨリ正當ナル方法ニ依リテ之ヲ達成ヲ圖ラサルヘカラス支那ニ於テ今尙ホ治外法權ノ存スル原因ハ同國司法ノ不備ニアル處此ノ原因ヲ除カスシテ俄ニ結果ヲ除カムトスルハ至難ナルヘシ之ニ反シ若シ支那政府ニシテ速ニ治外法權撤廢ノ準備ヲ整フルノ意アルニ於テハ帝國政府ハ列國ト共ニ及フ限リ之ニ協力スヘシ將又今次ノ對外政治運動カ産業破壊ヲ目的トスル暴動ト結合スルハ極メテ不幸ナル現象ナリ同盟罷業ニシテ單純ナル勞働爭議ニ止マラス産業ノ根底ヲ攪亂セントスルノ目的ヲ含ムモノトセハ支那自國ノ前途ノ爲ニ至大ナル危險ノ伏在スルヲ認メサルヲ得ス

帝國政府ノ所見ヲ以テスレハ此際上海事件ト直接ノ關係アル問題ヲ速決スルト共ニ會審衙門ノ管轄權及工部局ノ組織等ニ關スル問題ハ地方ノ情形ニ鑑ミ之ヲ解決スヘク又治外法權竝關稅ノ問題ハ華盛頓會議ノ協定セル條項竝精神ヲ按シテ處理スルヲ要シ尙勞働爭議ハ勞資雙方直接ノ折衝ニ委ネテ可ナルヘシ之ト同時ニ支那政府ニ於テ外人生命財産ノ保護ノ責務ハ徹底的ニ履行スヘキナリ此ノ際執政ニシテ妥當ナル手段及順序ニ依リテ全問題ノ解決ニ步ヲ進メラルルニ於テハ帝國政府ハ列國ニ謀リ百方微力ヲ盡シテ之ヲ支持スルニ躊躇セサルヘシ』

更に十月下旬、北京に開かれた關稅會議に於ては、我が日置全權(益氏)は支那の關稅自主權の原則承認を、各國に先手を打つて提議した。而して十一月十九日、英、米、佛、伊以下十一箇國は遂に日本の提言を容れて自主權承認の決議をなすに至つた。斯くて對支外交に關する日本の立役者たる實績はいよゝ鮮明に描き出されたのである(不幸にして此關稅會議は其後の動亂の爲に中止されて了つた)。

然るに肥馬の秋には多く武を用ふるの支那である。十月、浙江の孫傳芳氏が南方に出過ぎたる奉天軍に宣戰して之を山東省に追つたのを切ッ掛けに、馮玉祥氏は奉軍に寢返つて起ち、更に灤州方面に居た奉天軍の第三軍司令郭松齡氏は、十一月下旬、急に矛を逆まにして張作霖氏に謀叛した。然も反將の勢は決河の如く、十二月初旬には遼河附近に決戰を試みる迄の進出を遂げた。伯の内閣は其時初めて(十二月八日)滿鐵附屬地に戰亂の波及するを豫防すべき旨、張、郭兩軍に警告し、國內の干涉論を笑殺しつつ、尙ほ不干涉の態度を持した。然るに戰禍南滿洲に及んで一部には激烈な積極論が湧いた。即ち郭將軍の勝利は我が特殊利益の地域たる滿洲の赤化を意味すると見做し、政府の滿鐵附屬地限りの平和維持策を罵つた。

殊に政友會は其急先鋒で、最高幹部會は、八日積極策を議決し、三總務をして伯に直談判せしめた。之に對して伯は、

『張・郭戰は困つた問題だが、支那の個人的鬭争で、張作霖が負けやうが、郭松齡が勝たうが、我國には何等の關係はない………。目標もないのに故なく出兵したり、或は他國の内争に干渉するやうなことは、帝國の踏む可き道では無い。國を思ふの心は一つであるが、斯かる内争干渉は自分の主義と相容れぬ。また折角我國が近時支那に於て築き得た信用と好感とを失ひ、却つて我が外交上の立場を困難ならしむる不利益の結果を招くのみである………。』

と答へ、諄々として不干渉主義の利を説いて歸へした。

然るに十二月十四日に及んで、郭軍の一部隊は突然營口の對岸に現はれた。戰禍はいよゝゝ滿鐵沿線に及ぶものである。茲に於て、伯が其施政方針中に宣明した『内争不干渉』と相併んだ『我が權利々益の正當なる擁護』の原則は生きて來る。即ち十二月十五日關東軍司令官をして、『滿鐵附屬地二十支里以内の軍事行動禁止』を張・郭兩軍に警告せしめ、同時に朝鮮及び内地から動員増兵して治安維持に

當らしめた。間もなく、郭將軍は奉天奪取の間際に潰敗して二十四日、戰禍は南滿洲に熄んだ。關東軍司令官は即ち二十六日、政府の命を受けて、指定區域の撤廢を聲明實行して、我が出兵の他意なきを明かにし、治安は完全に恢復された。

伯の内閣の此間の態度は、理義明白、終始一貫、また機宜を失はなかつた。伯に對する最初の對支外交杞憂は、第一次、第二次、兩度の内閣を通じて完全に拂拭されたのみならず、我國の支那に對する正義の立場は、此時ほど世界に認識されたことは無い。後に伯の薨去を聞いた支那外交總長王正廷氏が、伯の對支外交の永續を祈つた所以も茲に分明するであらう。

第二章 憲本提携へ

(一) 提携の人的素因を認む

(民政黨の起源は茲に在る)

斷然『解散』に出づるに非ざれば、伯が議會を越える途は、政友本黨との提携以外には無かつた。而して『解散』の常道を踏み度い念願は、伯の理性には夙に閃めいては居たが、然もその健康は、氣力は、夫れを拒んだ。否、實は後章に述べるやうな重大なる理由からも、第五十一議會を無事に送り度い希望に燃えて居た。既にして貴族院の中心勢力を、淺い乍らも、掌中にした以上は、すかさず憲本提携への楔子を打つて、第五十一議會を安心して迎へる準備に取りかゝらねばならぬ。仙石鐵相の如きは、第一次加藤内閣の時から此必要を勸説して居た程であつたから、第一着に提携の地均しに當つた。聽て産まれた民政黨は、實に、伯の第二次内閣の秋に其種子を下ろしたものである。

更に之より先き、清浦内閣の成立直前にも、一方的ながら此空氣は動き、次には、伯の首相としての最初の特別議會中にも、之に似た風は吹いた。素より護憲の嵐に吹き飛ばされて了つたけれども、憲本提携即ち後の民政黨成立の前兆は、此邊まで遡ることが出来るのである。而して、此無理らしい運動に、實は無理ならぬ自然的傾向が認められる。また、是れあるが爲に、伯は、心底に一道の光明を眺めつゝ、政本提携を奪つて憲本提携の逆捻りに勝名乗を揚げやうと試みた譯である。まるで當の無いことを策するやうな伯では無かつた。

憲本提携の生れた経過(即ち民政黨の成立起源を、政略的、政策的、思想的、人物的の四方面に分説することは、後世の史家の當然試みる所であらうが、筆者は其第一因を、人物の點に求めることが至當であると思ふ。その第一は、伯と山本達雄男との關係である。

二人は遠く若かりし三菱時代の舊友で、共に郵船會社に轉じ、而してその本社が横濱に在つた頃には、本社副支配人の伯と、横濱支店副支配人の山本男とは、毎日顔を合はせる仲であつた。相互の認識と親交の緒は此頃に始まつた。併し其後、伯

は仕官し、山本男は日銀に入つて、處世の道は異にしたが私的交誼は渝らなかつた。殊に伯が明治三十二年、駐英公使から歸朝して、四十一年駐英大使に赴任するまでの十年間に、伯と男との親交は倍舊された。

政治的には、三河屋會以後は、却つて反對黨の立場に分離した。けれども、私交は少しも冷却したのではなく、稀に同席すれば、人一倍親しみを感じた仲であつた。最後に護憲運動に面しては、正面の政敵として立たねばならなかつたが、然も、伯が護憲三派を率ゐて内閣を組織した時、心からなる讚辭は、實に敵黨の長老山本男から發せられたこと、前述の通りである。茲に、伯が、山本男を最高顧問とする政友本黨とは、何とかして提携し得ると云ふ『氣持』の上の安心があつた。そのみでは無い。伯は、床次總裁をも、同席して寧ろ氣持の好い人柄であるやうに考へて居たのである。更に、床次氏は、若槻、濱口、伊澤と云ふ伯の股肱の諸氏とも握手し得る便宜をも持つて居た。

或る時、床次氏は昵近の人に漏らした。『自分は、思想も感情も、また經歷も趣味も、政友會の人々よりは若槻、濱口の兩君と共鳴する。故に政黨的の行懸りが無ければ、寧ろ憲政會と一緒に歩む方が自然なのである』と。これは、伯の第一次首相の末期（大正十四年五月頃）であつて、素より或る道から伯の耳には入つて居た。斯く、兩黨の最高幹部の思想、人物が、靈犀一點相通じたことは、聽て憲本提携を實現するに至つた素因の第一と言はねばならない。

(二) 一進一退の裡に

(無線に繋がる兩黨の脈絡)

人の關係は前述のやうに佳良であつたが、それだけで提携、妥協するには、伯の政治家としての矜持が許さなかつた。將又、政友本黨としても、餘程の名義が立たなければ、憲政會と握手するの危険(黨の分裂を冒す氣にはなれなかつた。而して夫れを結んだのは、主として政策本位の協調であつた。

伯は既に第五十議會當時から、人物の關係以外に、思想及び政策の點に於て、憲政會は、政友會よりも却つて政友本黨に共鳴點を持つ事を直視した。虚心坦懷の協議が許されるならば、兩黨は政策的にも提携の餘地がある。即ち世間の識者から

嗤はれぬ合理的妥協の見込があると考へた。伯は、其大切な主義を譲ることは斷じて肯んじなかつたけれども、末節の讓歩や、政策の根底を動かさない妥協は、敢て本黨に許して差支へない、『是れ以上は解散を賭して正進するが、此點までは交譲を忍ぶ』限界點を心に描き乍ら、提携を試みることにした。

十月のある夕、伯が本黨側の代表者と語つたと云ふ説の眞否は、姑らく措き、表面、若槻内相が、伯の代理として本黨の床次總裁と幾會合を重ねたことは公然の事實であつた。而して其裏には、仙石、志村(源太郎)、床次、榊田(清兵衛)、諸氏の脈絡が、解散なしに第五十一議會を送迎する妥協の大義名分を樹てる爲に幾往復を繰返した。將來は、合同せぬ迄も、大臣を入れて聯合するの意思までは語り合つた。

併し乍ら、政友本黨の内情は、決して安心の出来るものではなかつた。床次、山本、兩氏の立場は随分困難であつた。一方には政本提携の申合せが、兎に角も存在する。黨内には政本合同論者が幾十名か不斷に活躍する。故に憲政會との妥協は、黨の分裂を意味する。併し、人事的に政友會との合同は出来ぬ。而して政策的に、政友本黨は憲政會に近く、然も、『解散』は著るしく黨勢を損する事明白であつたか

ら、憲本提携の方が得策である。たゞ、公黨の面目上から、輕々しく行動を二三にし得ない拘束があつた。本黨は即ち、政策本位の大義名分を強調して政府を其所まで歩ませる外に、安全の途を發見することが出来なかつた。殊に誤まつて解散を受ければ損害は測り難いが、左りとして憲本の提携を見れば合同論者は黨を見棄てるかも知れぬ。心安き日としては無しに、彼等は政治季節を迎へた。

十二月五日、本黨が『政策本位の猛進』と『公明の政治』を宣言し、一方に政本不合同と憲本非提携とを聲明したのは、即ち一は公黨の名分を守り、一は分裂を防止し、また裏面には、憲政の兩黨に對する行動の自由を保留した苦心の作であつた。之に對して憲政會には、妥協論と解散論とがあり、而して後者は可成り有力であつた。併し、伯は、既に心に決めた限度に於て、何とか妥協を遂げやうと努めた。十二月八日の朝、若槻内相は床次氏を三河臺邸に訪ねて、同一意見の政策に對する援助を申入れ、政府の豫算及び税整案の大綱を説明し、政策が同じければ援助する旨の諒解を得た。素より床次氏は、依然として兩派に拘束されぬ政策本位を聲明して政本合同派を抑へやうと努めて居た。洞ヶ峠の麓に津浪が寄せて來ても、氏は其所を

動く術が無かつたのであらう。

その間に、いよいよ議會が迫つた十二月二十四日、政本の分裂を招く事件が起つた。夫れは兩黨間の常任委員長の交渉不調に歸し、互に誠意を疑ぐり合つて提携の斷絶を招いた事件であつた。勢は、自ら憲本提携へと動いた。而して十二月二十八日、各委員長の選舉に當り、豫算委員長は憲政會の藤澤氏に、全院委員長は無所屬の多木氏に歸したので、憲本の提携は、少なくとも無線で繋がつて居ることが、一般に認められた。然るに、翌二十九日、政友本黨内の合同分子二十三名は憤然脱黨し、本黨は遂に、其久しく憂ひたものゝ一つに出會したので、提携の無線は、端なくも少しく妨害される形となつた。

(三) 政策協定と伯の胸中

(地租減の犠牲は重大國策の爲に忍ぶ)

果然、政友本黨の分裂は、提携の諒解に晴れた空模様を、俄にかき曇らした。後から脱黨者が相次では大變である。本黨は、こゝに諒解の扉を急に締め切つて四圍

の交通を絶ち、黨上に一本、『政策本位』の旗を押し樹て、籠城して了つた。新聞紙は、『本黨の硬化』を傳へ、議會は、豫報された無風から、荒天の警報へと移るやうに思はれた。年頭、床次總裁は、『政府は必ずや本黨の政策に共鳴し來るであらう。若しも政府が政策不一致の爲に解散を行ふなら、夫れは寧ろ望む所である』と声明したので、憲政會の幹部中には、御座んなれと、解散を力説する者が多く、濱口、安達、片岡等の閣僚は其主唱者と傳へられ、雲行は漸く怪しいと考へられた。

この間にあつて、伯は今更ら騒がなかつたけれども、心勞は重く且つ大きかつた。十二月初旬から若槻氏を全權として、本黨との間に、地租一分減、義務教育費増額、自作農獎勵等の財政策に關する協定案を進めさせた。素より妥協の限度を肚に定め、夫れ以上は解散斷行と云ふ限界線を操守する決心が付いて居たけれども、出来るだけ此議會を無事に送り度いと願ふ理由があつた。

政府原案と本黨案の差は、政府の地租一分減と二百圓の免税點設置に對し、本黨は、(イ)自作農全免と、(ロ)義務教育費國庫負擔増額を主張する點にあつた。伯は、政府の根本主義は斷じて譲らないが、主要政策の實現の爲には或る程度の交譲は

忍ぶ。即ち最後には、『政府の地租一分減を譲ると同時に、本黨側の義務教育費増額四千萬圓、即ち政府側との開き二千萬圓を歩み寄つて更に一千万圓を認め、増額三千万圓として、その一千万圓の財源は地租一分減の中止によつて浮く九百萬圓を充當する』と云ふ考まで持つて居たと信せられる。

併し、地租一分減を棄て免税點の新設をも犠牲にして教育費を増額することに對しては、濱口藏相は頑強に反對した。單に憲政會の年來の地方的口約で、黨略上可成り重大な意義を持つて居た理由のみでは無く、財政上の主義の問題として頑強に固執されたのである。併し伯は、内閣の税整案が、所得税・營業稅・相續稅を初め、各種の消費稅全般に互つて、負擔公正と課稅原理の適合とを標準に整理される其重大なる效用に照合すれば、地租一分減の政略的一千万圓を、他の重要政策の爲に犠牲にすることは、大局の利害から打算して忍び得ると思つた。それのみでは無い。關稅の全般的改正の大事業（明治四十三年以來彌縫的小改正のみを積んで來たさへも立案を了したのである。顧みて、地租一分減と教育費増額の交換や、自作農問題程度の讓歩は、敢て加藤内閣の鼎の輕重には觸れぬ、また其大政策遂行の爲の捨石として、重きに過ぎる事はないと信じたのである。

(四) 伯の演說の最後のもの

（解散か妥協かの時の上に説く）

言ふ迄もなく、第二次加藤内閣は、伯を家長とする一家族の團欒でもあつた。家長が呼びかける聲は、親の子に對するやうな權威があつた。曾て第一次内閣の末期、農商務省が二分されて農林・商工の二省が獨立した當時、伯は高橋是清氏に向つて兩大臣とも政友會から出して貰ひ度いと誠意を示した。高橋氏は聊か意外とし、『夫れでは憲政會内に不平が……』と言ひかけるのを遮つて、伯は『憲政會内には我輩の意見に反對する者は居らぬから安心し給へ』と微笑み乍ら話したと云ふ。

併し乍ら、家長は無理を言ひ張るやうな下手は一度もしなかつた。命令せず、寧ろ懇談した。而して其懇談が、實は命令以上の效力があつた。反對論を自省させて、快く服従させるのであつた。『いま解散するのが有利である』と云ふ二三の

閣僚に對しては、『憲政會の有利は最後に考へ度い。先づ國家國民の有利を考慮し、夫れが行はれぬやうな政局になつたら、其時は我黨に有利なる行動に出るのが順序である』と説いた。『我が主要政策の大部分を實現する爲には、政友本黨の主張も出来るだけ認めて妥協するが宜い』とも説いた。而して一方に、讓歩の限界點を持つて居たので、終には閣僚も伯の説に従つたが、獨り濱口藏相は、本黨との妥協が讓歩に過ぐるものとして聽かなかつた。之には伯も非常に心配した。一月十八十九の兩日、濱口、早速の兩相を交々自邸に招いて、深更まで協議し且つ説得した。その未だ決しない間に、議會に臨む爲の憲政會の大會は來た(十五年一月二十日)。伯は如何なる所信を述べたか。是れ伯の傳記中の重要記録である。

『外交に於きましては、歐洲大戰後、兎角、國際政局が安定を缺き勝ちでありましたが、以來、幾多の會議が開かれ、殊に過般はロカルノ條約の成立をも見まして、漸く國際間の諒解が進み、その安定を恢復するに至りましたことは、誠に満足に堪へません。支那に於ては、昨年十一月以來ワシントン會議の結果に基く關稅改正の會議が開かれましたが、我國は一は善隣の誼を重んじ、一は兩國の密接不可分の關係にかへりみ、一方支那の正當なる希望と要求は同情を以て之

を迎へ、その達成を期すると共に、他方、彼我經濟上の共存共榮を期することを主眼として、この會議に臨み、折角列國と協調して、本會議の十分の成果を收めんと努力して居りました。然るに、會議半ばにして支那の内争再發し、北支那一帶に互る大動亂となり、殊に我國の特殊利益を有する滿蒙に迄、戰禍が及ばんと致しまして、一時形勢危急を告ぐるものがありました。誠に憂慮に堪へなかつたのであります。が幸に其後一段落を見まして、今や小康を得て居ることは、何よりであります。その間政府の方針が常に絶對に、支那の内政に干渉せず、又その一黨一派に偏依しなかつたことは素よりであります。

税制整理のことは、本議會に於ける最も重要な問題であると信じます。政府は昨年、議會に於ける公約によりまして、議會終了後、歳入に著しき増減を來さざる範圍内に於てこれが整理案を立つることに決しまして、以來、濱口藏相の非常なる努力によりまして、七月の初旬その成案を得まして、今や議會に提案する運びになつて居ります。私はこの濱口藏相が心血をそゝいで立案し、政府に於て之を容れ、且つ國民の多數が歡迎しつゝある本案が、本議會に於て成立し、多年の懸案を解決せんことを望んで已まざるものであります。

行政財政の整理緊縮は、我黨多年の主張で、前議會に於ては二億五千六百萬圓の整理額を擧げましたが、その後も引續き、依然この方針を持続し來りまして、來年度豫算も亦緊縮を旨とし

て編成致しましたが、爲に新事業は多くこれを計上することを得なかつたのであります。併し、時勢の進運と必要に應じまして、小學校教育費、國庫負擔額二千萬圓を増額したる外、農村振興、産業助成、移植民獎勵、治水事業等急施を要する諸經費を計上して居ります。

私共がその局に當つた當時は過去に於ける放漫政策の影響を受けて、財界は極度の不況と不安に満ちて居りましたが、その後政府が緊縮方針を堅持して、自ら整理節約の範を示すと共に、民間に向つても之れに倣はんことを要望いたしましたるに、何れもこれに共鳴して、共に財界の整理に努めた爲め、今や財界の事情も次第に好轉し來り、前途漸く一點の光明を認め得るに至りました。私共は財界の景況が恢復し來るに於きましては、又これに相當すべき施設をなして、以て産業の發達、國運の發展に資する積りであります。いま専ら整理緊縮に努むるのも、一に斯かる時機を一日も早く招徠せんが爲に外ならぬのであります。

普通選舉も、我黨が多年異常の努力を以て之が實現を期したる結果、前議會に於て、その成立を見ましたが、その施行に就いての細則手續の規定を立つること、國民の政治的訓練を進め、普選の施行を眞に遺憾ならしむることは、將來に残された問題であります。その前者に就いては、目下政府において折角進行中でありますが、後者に就いては、各位と共に、今後大いに力を致したい覺悟であります。蓋し、これ、普選を提唱したるものゝ責任としても、當然のことであると考へます。

あると考へます。

本期議會は、政府としても、亦我黨としても、まことに重要な議會であります。この間に善處するが爲には、十分の覺悟と考慮を要することは言を俟ちません。

私共は、在野當時以來、常に陰謀と術數を斥け、道義の基礎の上に政治を運用せんことを期して居りましたが、在朝黨と成つても、ますますこの信念に忠實であることは當然であります。而して今日は私共が國家國民のために圖つて忠なりと確信する政策を實現せんとする外、餘念がないのであります。この確信を貫ぬくには、常に斷然たる決心を持ち、その遂行の障害たるものを排するためには、非常なる勇猛心を要する場合もありませうが、素よりその十分なる覺悟を持つて居ります。』

此演説は即ち、本黨との妥協限界點を私かに確立し、一方に、已むを得ずんば解散の覺悟であることを宣明したものである。而して此演説が、過去十三年の春夏秋冬、黨の總裁として定期的に繰返した大會演説の、最後のものとならうとは——夫れから十日を出でずして幽明境を異にする總理の言葉であらうとは——滿堂一人も豫想し得なかつたのである。

第三章 遂に職に殉ず

(一) 病軀を挺して責任へ政戦へ

(死の一週間前の施政方針演説と其態度)

其冬特に寒く、秩父連山の風雪人寰を壓すること漸く急であつた。大正十五年、六十七歳を迎へた伯の、この二年間、不眠不休の國務精進を積んだ後の健康には、自然は餘りに冷たかつた。國務は餘りに多く、政局は餘りに多難、而して伯自身は又餘りに氣丈であつた。

伯が風邪氣味を感じたのは一月十三日であつた。恰度三年前、この風邪氣味を押した爲に肺炎の症狀を苦験した伯は、普通ならば軽い休養を攝る可きを知つて居たであらう。併し乍ら、少數黨を率ゐて議會を乗切る船長の自覺は、休養を考へる違を奪つた。この大事の前に、何の是れしきの風邪、と云ふ氣丈の本性に立歸つて、依然として多勞少眠の日を續けた。斯くて一日の靜養をも得ない間に、休會明

けの議會は展開されたのである。

だるい身體の體温を計ることをも打忘れて、伯は二十日の議員總會に『勇猛心』を説き、翌二十一日には、首相の責任感に燃えつゝ、その施政方針の壇上に立つた。午前は貴族院に、午後は再び衆議院に、演説各々約二十分、低聲ながら語調嚴肅、議場を傾聽させることを得たけれども、語尾は餘韻を缺いて居た。態度は依然、沈着と重厚の持前を失はなかつたけれども、左手をポケットに出し入れ、右手では時々、頭を搔いたりして、何所となく落ち着かぬ舉措を見せた(新聞漫畫子は之を描いた)。誰か知らん、是れ伯が、獨り病魔と戦ひつゝ、あつた滿身力闘の姿であり、而して此演説が、一週間の後には溘焉として此世を去つた首相の最後の施政演説であらうとは、伯は切々として述べて云ふ。

『諸君、昨年八月、不肖更めて内閣を組織するの大命を拜し、茲に第五十一回帝國議會の開會に當り、重ねて政府所見の概要を陳述致しますることは、私の眞に光榮とする所であります。』

我國と締盟各國との交際のいよゝ親密に赴くことは、世界平和の確保とし

て又人類の福祉増進の爲に、最も喜ばしく思ふ所であります。顧みれば昨年一月、日露間に國交恢復に關する基礎條約が成立致しまして、兩國の間に存在する幾多の懸案を解決すべき基礎が定まつたのであります。其後昨年十二月初めに當り、同條約に基きまして、北樺太に於ける石油、石炭に關する利權の契約が當業者と露國官憲との間に滞りなく締結せられました。此事は日露國交上並に兩國の經濟的發展の爲に、寔に悦ばしいこと、存するのであります。

次に隣邦支那の關稅改正に就きましては、帝國政府は善隣の交誼を以て對支政策の根本方針とするに鑑みまして、支那の關稅自主權恢復の希望に對しては、直ちに主義上之が承認に吝かならざる旨を聲明致しました。是れ聽て、その内政の改善を援助する爲であり、又その産業の發達を要望する爲であるのであります。その他あらゆる點に於て、及ぶ限り同情的態度を持して支那の要求に對し、而して列國と協調を保ちつゝ、我が對支貿易の擁護に違算なきを期する覺悟であります。尙支那に於ける治外法權撤去に就きましても主義としては異論あるべきではありません。唯その茲に至るまでに、支那の行ふべき諸般の施設

の完成が必要であると云ふことは、論を待たないのであります。

昨年十月以來支那に於て又復動亂再發し、我國朝野をして、在支邦人の安危に關し憂慮の念を抱かしめたのであります。政府は徹頭徹尾、内政不干涉の主義を嚴守すると共に、支那に於ける帝國の權利利益の保全に就いては、百方正當なる手段を盡したのであります。其後戰禍は滿蒙地方にも波及し、此方面に於て、帝國の有する最も重大なる權利利益を脅かすの虞あるに及びまして、帝國としては之が擁護の爲に、必要なる手段を講せざるを得ざるに至つたのであります。之より先き、我が滿洲駐在師團の兵は除隊歸休の者のあつたために半減せられて居りましたから、之を以てしては、十分に警備の任を完うすることを得ざるの心配がありました爲に、應急の處置として、朝鮮及び内地より、略ぼ除隊兵を補充するに足るの兵員を派遣したのであります。然るに其後幾何もなく動亂の鎮靜を見ましたから、今や、右派遣兵は全部歸還せしめたのであります。要するに帝國政府の支那に於ける政策並に行動は、全然公明正大を旨とするものであります。此趣旨は結局支那の何れの方面に於ても、よく諒解せらるゝに至るべ

きことを信するのであります。

衆議院議員選舉權は、すでに大いに擴張せられ、所謂普通選舉制が布かれましてに就いては、地方制度に於ける議員選舉も、亦同じく之を擴張するの適當なるを認め、政府は之に關する諸般の法律案を提出する積りであります。而して、同時に益々自治能力を發揮せしむる趣旨を以て、自治體に對する監督の整理を併せ行ひたいと思ふのであります。蓋し斯くの如くして、國民の政治上享有すべき權利は、今日の時勢に於て完きを致すものと考ふるのであります。

斯く國民參政の權利は、既に大いに擴張せられ、其地方自治に參與する權利も亦次いで擴張せらるゝに於ては、國民の政治生活の基礎は、茲に安定したものと云ふべきであります。依つて政府は、今後國民の經濟的、社會的生活の充實安定を圖る上に専ら力を注がなければならぬと思ふのであります。而して之が爲に各種産業の發達に努力すべきは勿論であります。同時に又、諸般の社會政策的施設を行ふことを必要とするのであります。之を以て政府は一面に於て、生産の増加、並に貿易の發展に關し、或は從來の施設を擴張し、或は新なる計畫を立

て種々畫策する所がありますが、他の一面に於ては、久しく問題となつてゐる健康保險法の實施を期しまして、所要の經費を來年度豫算に計上致しました。而して、新に勞働組合法、勞働爭議調停法の制定並に治安警察法の改善の必要を認め、夫れ々法律案を提出することに致して居ります。

蓋し勞働問題は、内外の狀勢に伴ふて、近年著るしく重要な度を加へまして、之が對策は緊要なる政務の一つであります。而して、是等立法は申す迄もなく、社會上、經濟上將た思想上に影響する所甚大でありますから、其制定に就いては、徒らに外國の事例にのみ據る事は出来ませぬ。必ずや我國情に適合すべき妥當なるものでなければならぬのであります。依つて、政府は之が立案に就いて、各種の行政機關をして、反覆調査せしめ、慎重審議を盡さしめたのであります。

我國の租稅制度を、一般的に整理する必要のあることも、多言を要せざる所であります。この事たる朝野多年の懸案であつて、國民もしきりに之を希望し、歴代の内閣も相當に調査を重ねたのであります。今日に至るまで未だ實行を見なかつたのであります。政府は、稅制整理を速に實行するの必要を認めまして、

前議會に於て聲明致しました通り、鋭意調査研究を遂げ、茲にその成案を得ましたので、關係諸法律案を大正十五年度歳入歳出總豫算と同時に今期議會に提出致しました。今回の税制整理は、殆んど國稅の全體に亙る大改正であります。一方廢減税を行ふと共に他方之による收入の減少を補ふため新税を起し、又増税をしたものもあります。その根本の方針は、歳入に著るしき増減を來さざる程度に於て租稅の體系を整へ、國民負擔の均衡を圖ると共に社會政策的見地に立つて、成可く多數國民の福利を増進せんとする點にあるのであります。而して其結果は又現下の經濟狀態に於て事業の基礎を強固ならしめ産業の進展に資するもの少からざるものあるを信するのであります。尙ほ國稅整理と同様の趣旨を以て、之と對應し、地方税制に於ても亦その根本に觸るゝの整理を行ふことゝ致しました。

近年、我國民の經濟生活は、公私を通じて頗る膨脹しました事は、争ふべからざる事實であります。不肖曩に大命を拜するや、深く時弊に顧みる所がありまして、上下心を協せ、勤儉力行を主とし、質素緊縮を旨として、以て他日伸張の素地を

作すべきことを唱へたのであります。政府が行政、財政の整理を執行致し、諸君の御協賛を仰いだのも此趣旨に外ならなかつたのであります。以來一年有半を閲しまして、經濟、財政其他各方面に亙り、多少の成績を擧げつゝあるやうに思はるゝのであります。即ち今は、經濟界轉回の時機に達したるものと考へるのであります。併しながら、今日の場合最早安心を致し、苟くも氣を緩めることがありましては、九仞の功を一簣に缺くの懼があるのであります。

依つて政府は依然として、緊縮の方針を繼續し、唯々時勢の進展に伴ひ、國力の充實に必要な計畫を立つるのみであります。斯くて、官民の一致協力により、他日經濟界の眞の恢復を見るに到りましたならば、十分之に應すべき政策を取り、以て國運の進展に寄與したいと期するのであります。』

(二) 精根盡くるまで議場に臨む

(「斃れるまで演るさ」の一語に微笑む)

施政演説二十分、伯の呼吸は疲れ、倦怠は一層の度を加へたこと必然であつた。伯は、然も靜かに、給仕に運ばせた水を飲んで休む暇もなく、奥平伯の質問に答ふ可く、勇を鼓して再び壇上に起つた。運ぶ足取りに力なく、答辯の語聲著るしく低下したことは、左の速記録が説明する。

『……………政府ニ於キマシテハ財政情況ニ鑑ミ其他種々ノ情況ニ鑑ミマシテ今日爲シ得ルコトヲ出來ルダケ致シタ積リデアリマシテ其點ニ就テ御満足を買ヒ得ナイトイフコトハ、甚ダ遺憾ニ存ジマスルガ、ソレカラ「大聲ニ……………」ト呼ブ者アリ」聞エマセヌカ「聞エマセヌ」ト呼ブ者アリ」ソレカラ奥平伯爵ハ煙草ノコト、通行税ノコト、種々御述ベニナツタノデアリマスガ、是ハ便宜上其案が出タ時ニ議論シタ方ガ宜イカト思フノデアリマス……………」』

その終りの方は、ますます「低聲で、演壇に近い所でさへ、容易に聞き取れなかつたと、當時議場に臨んだ人は記憶する。

其日の午後、衆議院に臨んだ伯の聲は、一層落ちて居た。施政演説に對しても「低聲で聞えない」と叫ぶ者があつたが、更に政友會の山本悌二郎氏に答ふ可く起つた伯は、一言述べかけるや否や「高聲に願ひます」と云ふ叫びに迎へられ「是から段々大きな聲が出ます」と酬いて、縷々整然たる理路を辿つて政友會との政策異同を論じたが、終りに補助艦計畫に言及した頃には、低聲いよゝゝ低く、記者席は遂に一行をも書き取ることが出来なかつたのである。

次で政友本黨の松田源治氏の質問に對し、第一次内閣の瓦解及び第二次組閣の事情を述べた際、伯が議場に對する應酬は、寧ろ悲惨なものであつた。速記録は伯の演説と其模様とを、實に次の通り誌るのである。

『……………大事ナ事ヲ論ジテ居リマスカラ暫ラク御靜聽ヲ願ヒマス。「謹聽」「聞エナイ」「大聲ニ願ヒマス」ト叫ブモノアリ」本當ニ聞エマセヌカ、私ハ大分大キナ聲ヲシテ居ル程リデスガ、「謹聽」ト叫ブ者アリ……………」』

『ソレデ原案稅整案ニハ贊成ヲシナイ、サラバト云フテ已ハ進退モシナイト云フデハ國務ハマルデ停頓シテシマフモノデアリマシテ「ハッキリ言へ」「明瞭ニ願ヒマス」ト叫ブ者アリ』

頻リニ妙ナ評ヲスル人ガアリマスガ……聞エマセヌカ本當ニ……「聞エナイ」「實際聞エナイ」又「聞エマス」ト叫ブ者アリ……頗ル大事ナコトデアリマスカラ静ニ願ヒマス……」

伯は實に此時、最早や自分の聲量に對する自覺を失つて居たのである。

通常の人ならば此儘休養を志すであらう。伯と雖も、平生の場合ならば、當然休んだに相違ない。然れども、責任觀念が人一倍に強い伯は、總理大臣の職責として、開期中の議會に臨むことは『倒れて後已む』可き絶對義務と考へた。眞に涙ぐましい心である。非常なる身體の倦怠感と不快と戦ひ乍ら、更に翌二十二日の議會にも出席したのであつた。而して午前中、前日に引續いた奥平伯の質問に、數字を擧げて比較的長い答辯をしたが、伯は顔色土の如く、口調は頗る苦し氣で、大臣席に戻る足取りは全く大病人の夫れに異ならなかつた。

此日の伯の容子に就いて議席に居た添田壽一博士は左の如く語つた。

『大正十五年一月二十二日午前十時、貴族院に於て質問戦が開かれ、故伯爵も答辯せられし所ありたれど、低聲にて聽き取れざる程で、當日議員席より見上げたる御容態は容易ならずと思惟し、貴族院議事散會後直ちに首相室に故伯爵を見舞ひ、並んでソファアに腰掛けて居ると、伯

爵の息遣ひは劇しく、心臟の鼓動さへ聞える位で、肩はグツタリ落込んで居た。余は速に御歸宅の上、静養の必要を切言した。然るに故伯爵は「午後衆議院の本會議に缺席する譯には參らぬ。斃るゝまで演るさ」と斷言せられたるも、其音聲には毫も勢力が無かつた云々。』

時は丁度藏相の答辯に次で岡田文相が登壇せんとする際であつた。伯は給仕に水を運ばせて喉を濕ほして居た。苦しくて堪らなかつたからである。然るに心なき反對黨の彌次は之を見て冷評するのであつた。速記録に據れば、

「總理大臣ハ酒ヲ飲ンデ居ルノデハナイノデスカ」「注意ヲ願ヒタイ」「無禮言フナ」ト叫ブ者アリ」

○議長粕谷義三君規則ニナキ御發言ハ御慎ミヲ願ヒマス

續いて長岡外史將軍の飛行機演說の際は、伯は殆んど座にも堪へぬ様であつた。併し乍ら、斯る病狀とは知らぬ新聞漫談記者は皮肉な筆法を以て、『長岡外史將軍の飛行機演說……超馬力の質問でも首相加藤さんは、ちつとも危険を感せぬのか、お行儀を崩してウトウトと居眠り格好宜しくの態なのです。加藤さんの席から演壇までは約二間程あるが、加藤さんは、長岡さんに答へるために紙片を片手に、

一步一步豫習しながら演壇に到着しました』と書いて居る。是れ實に、苦痛と戦ひつゝ、議場の責任に斃れたる人の最終の姿を寫したもので無いか……。記者は素より伯の重態を知る由も無かつたのである。

けれども伯は我身に殘る最後の——眞に最後の精力を振つて左の如く答辯するのであつた。實に伯の議會に於ける公人としての悲壯なる絶語となつたものである(速記録に據る)。

『長岡君ヨリ航空機ノコトニ就テ縷々御述ニナリマシタ。航空機ニ就テノ政府ノ所見如何ト云フ御尋デアツタヤウデアリマス。是ハ長岡君ハ既ニ御承知ノ通りニ帝國議會ニ於キマシテ航空事業ノ保護獎勵飛行場ノ建議請願ノ提出ガアリマシテ、政府ハ帝國議會ノ建議請願ノ主旨ニ鑑ミマシテ、種々考慮シツ、アリマスガ、財政上ノ都合モアリ、所期ノ目的ヲ達成シ得ザルハ遺憾トスル所デゴザイマスガ、將來財政ノ許ス限り成ベク速ニ斯術ノ進歩ヲ圖リ、漸ヲ追フテ本邦航空事業ノ發展ヲ期セントスルノデアリマス。ソレダケノコトヲ御話申上ゲテ置キマセウ。』

此答辯は速記臺迄は辛うじて達したが、最早や議場には聞えなかつた。言動共

に全く生彩を失ひ、滿場漸く首相の病篤きを壇上に仰いだのである。實に伯は、責任感一つで、痛む胸を抑へ、硬ばる舌を呵して最後の公務を果した。席に歸つた時は遂に椅子にも堪へず、呼吸困難の様子さへも見えたので、濱口、幣原兩相は、驚ろいて歸宅靜養を懇請した。伯は茲に至つて漸く歸宅を肯んじたが、然も其退席は、人に扶けられて辛うじて果たし得たものであつた。

一抹の暗翳は颯と憲政會席を襲つた。伯の一舉一動に目を離さなかつた人々は、無意識に議席を離れて廊下に飛んだ。見よ、病める伯は、遅々として伏目勝に、幼兒の如き足取りで玄關に向ふ。暗い顔をした秘書官に、殆んど抱へられんばかりにして乗用のキャデラック號に搭じた。見送つた人々は、慘として聲を呑み、恪勤、精勵の悲壯味に打たれて、暫しは其所に立ち盡したのである。味方ばかりではない。居合はせた政敵も亦、崇高にして悲絶なる職責觀の、燃え上つて今や盡きんとする有様に、痛くも胸を打たれるのであつた。斯くて、その夕刻から病床に臥した伯は、遂に再び起たなかつたのである。

(三) 『國家の爲』と夢語しつゝ

(一月二十八日午前八時四十八分永眠)

わづか三十分前まで、議場で必死の——文字通り必死の——應答を續けた首相が、歸宅臥床の第一着に挿んだ檢溫器は、實に三十九度四分を指した。『何度あるか?』。されど、六十七歳の首相に、唐突に告げるには餘りの高熱であつた。寺島主治醫は慌だしく駈付け、三浦博士も侍した。伯は庭に面した十疊に臥す。下二番町の廣い邸内は、茲に戒嚴状態を以て、看病と見舞客の應接に忙殺された。風邪氣味で臥せつて居た春治夫人も、床を疊んで看護に采配を揮つた。

けれども病床の伯は、傍で案ずるよりも元氣があつた。平常の健啖のせいにか、食慾もあり、二十三日朝にも普通の米飯を要求した位であつた(醫師は粥を命じた)。そして牀上尙ほ、胸中は公生活を營んで、只管に議會の形勢のみを案じ暮した。二十四日までは朝夕の新聞を自分で讀んだ(その後は、容態の記事又は宣傳のやうな記事を見ては悪いので、家人が代讀した)。二十三日見舞に來た若槻内相に『二十五日には議會

に出たい』と語り、二十四日、塚本書記官長から議會の模様を聴取し、而して二十五日には、喘息氣味の苦痛を忍びながら、閣議決定事項を精讀して署名した。而して『濱口は讓つたか』『モウ好い加減に妥協して欲しい』と、見舞の閣僚に切言するのであつた。病伯の胸中、只首相の職責あるのみ。

病床日誌も二十五日までは左まで憂ふるに及ばなかつた。熱は三十八度から下つて、食慾も衰へない。併し咳が取れない悪兆があつたので、醫師は絶対靜養を切言したが、素より大事を豫想しなかつたであらう。然るに二十五日、呼吸の喘鳴が急に劇しく爲つた。其夜之が爲に一睡もしなかつた伯の顔容は、二十六日に爲つて目立つて憔悴した。食慾も急に衰へ、屢々夢現の間に假睡すると云ふ有様に急變した。その國務に對する焦慮は變らぬけれども、病勢は到底、自ら政務の決裁を許さぬ状態に陥つた。内閣では遂に二十六日、臨時閣議を開いた結果、上奏御裁可を経て若槻内相を臨時代理總理とした。此報告を受けて伯は病床久々で安堵の微笑を漂はした後、また『濱口君は未だ讓らないか。モウ一度僕から話さうか』と語つた。口にこそ出さねど、本黨との妥協、議會の無事通過を、如何に滿腔の念願

として居たかゞ判る(次章「元老の後継者としての秘録」参照)。然も此時、何人も、此病氣を未だ致命のものとは思はなかつたのである。

二十七日に至つて、朝來伯は元氣を恢復し、國務を案じ、又議會を口にした。主治醫も幾分か心を安んじ、近親も稍や愁眉を開いた程であつた。新聞を家人から取戻して自分で全面を通讀した。而して夕刻には、十。數。分。間。政。治。外。交。に。關。する。演。説。を。試。み。て。床。側。に。侍。した。岡。部。夫。人。を。驚。ろ。か。せ。た。斯。く。病。勢。の。減。退。が。見。え。た。の。で。家。人。も。安。堵。し、近。親。も。夜。半。お。の。／＼。歸。宅。し。た。焉。ん。ぞ。知。ら。ん。夫。れ。は。凶。前。の。小。安。翌。二。十。八。日。の。朝。に。至。り、病。勢。急。に。革。ま。ら。ん。と。は。近。親。が。驚。ろ。い。て。馳。せ。付。け。た。時。に。は。伯。は。既。に。意。識。を。失。つ。て。絶。望。の。狀。態。に。陥。つ。て。居。た。主。治。醫。の。握。る。伯。の。脈。搏。は。忽。ち。細。り、遂。に。種。々。の。注。射。を。施。し。て。も。反。應。も。無。く、國。家。議。會。家。事。……。述。べ。た。か。つ。た。で。あ。ら。う。遺。言。の。一。句。を。も。刻。ま。ず。に。……。伯。の。唇。は。白。く。閉。ぢ。た。床。の。間。に。咲。いた。鉢。植。の。福。壽。草。が、そ。の。尊。い。死。を。見。護。る。う。ち。に、首。相。の。英。靈。は。六。十。七。年。の。生。涯。を。終。つ。て。永。い。眠。に。入。る。時。に。大。正。十。五。年。一。月。二。十。八。日。午。前。八。時。四。十。分。

さり乍ら何たる慌だしい死であつたらう。遂に、取寄せた酸素管は、使ひ切らぬ

前に不用に歸したのである。斯く臨終の急變が慌だしかつたばかりでなく、議會に答辯應酬して一週間足らずの間に、一國の首相が普通の病氣で倒れるとは、何人も思ひ掛けなかつた所である。國民は何れも、呆然として其日の新聞號外を讀んだ。翌日伯邸から病歴を次のやうに發表された。

一月二十四日。一昨日來鼻咽喉加答兒にて發熱の處、鼻腔の方は段々宜敷も喉頭の充血腫脹去らず、爲に熱も咳嗽も持續せり。今朝體溫三十七度、零時十五分三十八度、食氣良。

同 二十五日。昨夜は安靜、午前四時半頃より喘鳴多く、九時の體溫三十七度八分。隨て本日は安靜休息。

同 二十六日。昨夜咳嗽の爲安眠を得ず、今朝體溫三十七度八分、喘鳴は昨日に比し減少す。

正午體溫三十八度一分。

同 二十七日。午前は體溫三十七度九分より漸次下降して午後三十六度に降り、諸症幾分輕快せるが、午後より尿量減少せり。

同 二十八日。五時頃までは別段の事もなかりしに、夫より脈搏漸次弱く、種々なる注射を試みしに恢復せず、終に午前八時四十分危篤の狀態に陥りたり。

首相は豫てより慢性腎臟炎にて蛋白質尿あり、加ふるに僧帽瓣不完全閉鎖と稱する心臟疾患

を有したるを以て今回の發熱の爲急に心臟力衰弱を來し遂に心臟麻痺に陥れり。尙ほ、主治醫寺島學士は、沈痛な面持で新聞記者に次のやうに語つた。

『インフルエンザの症狀で最初は鼻、次ぎに咽喉へ、それから氣管支と云ふ順で冒され、遂に氣管支加答兒となられ、二十六日には肺炎の決定診察をした。首相の微菌を試験した結果、菌は普通の肺炎の菌よりか少し性の悪い菌だったので、十分警戒の手を盡したが何分肺炎だけでも弱るところへ、老年に加へて慢性の腎臓病があり、數年前からの心臟の瓣膜も悪くされてゐたので、結滯が時々起り、これらが皆併發したので、すから、如何とも詮術がなかつた。首相臨終の二三日前からは夢現の中に「國家のため」とか「税制整理」とか云ふ語をしきりに發せられたが、一言も私事に就いてはなかつた。』

十分な手當が其效を奏しなかつたと云へば夫れ迄である。その剛情に近い責任感が、病を押して無理をしたと云へば又それ迄であらう。けれども病床僅か一週間にして、一國の柱石たる宰相が急死した例は、古今東西に稀である。伯の如き眞摯な政治家をば、死ぬまで酷使せねばならない我國現在の習慣、又現宰相をして斯の如き状態に陥らしむる以前に、何とか手を下すことの出來なかつた人智、共に

呪はる可きもの、對象では無いかとの感慨は、伯の薨去に面して、期せずして多くの識者が抱いた所であつた。

夫人、令嬢、令息其他の近親と、憲政會子飼の黨員及び朝野の友人の悲痛は、茲に語る迄もあるまい。二十九日の夕方の納棺式に絞つた涙は、二月二日、青山齋場の葬式に新たにされた。在りし日よりも其人去つての淋しさは、伯に於て最も強く人に感せしめたのである。

葬儀は仙石氏を委員長とし、日蓮宗の佛式を以て營まれた。閑院宮、梨本宮、朝香宮三殿下の御自らの御會葬（零時二十分）に次で、勅使、皇后宮御使、東宮及び東宮妃御使の御着あり、引續き内外朝野の名士數千人の會葬は、素より宰相の葬儀に相應しいものであつた。尙ほ伯の臨終に際して、正二位大勳位伯爵を賜はつた畏き邊りでは、葬儀前、勅使河緒侍従を遣はされて左の誄詞を賜はつたのである。

『出テハ則チ使臣入りテハ則チ閣臣盟ヲ結ヒ約ヲ訂シ功ヲ奏シ績ヲ效ス進トナク退トナク常ニ忠譽ノ志ヲ持シ朝ニ野ニ克ク翊贊ノ道ヲ盡ス遂ニ臺閣ノ首班ニ列シ正ニ國家ノ重寄ニ膺リ聲望愈隆ニ勳勞殊ニ顯ル遽ニ溘亡ヲ聞ク曷ソ

軫悼ニ勝ヘム爰ニ侍臣ヲ遣ハシ賻ヲ齎ラシテ臨ミ弔セシム』

首相として、議會最中に職に殉ず。而して誄詞に弔せらるゝ、最高最後の名譽と、また國民的最深の哀惜の裡に一生を終る。伯は、壘の上、に死んだのでは無い。實に、議。會。政。戰。の。中。議。政。壇。上。に。殞。れ。た。の。で。あ。る。あはれ『公憲院殿剛堂日毅大居士』。實政治に志すものゝ本懷之に過ぐるものありや。斯くて英靈は永へに青山なる瑩域に眠るのである。

(四) 棺を蓋ふて

(批評の中に回顧された特性)

其性格と行藏に徴して、絶對に思ひも寄らなかつた最高の劇的終焉を、伯は自ら期せずして遂げた。『原加藤の對立』と呼ばれた其前者は、刺客の手に映畫的悲劇を以て斃れ、後者たる伯は、其實質に於て、心理的悲劇として議會政治家の最高の臨終を遂げた。斯くて明治、中興の政治を、大正に繼承且つ進展した兩雄の時代は、大正十五年の年頭を以て永へに終る。

さるにても、劇的ならぬその性格が、政治的大悲劇の主人公を生んだのは、責任と勇氣とを背景とする運命劇の當然の結論であらう。國民的の驚愕は兎に角、議場で伯の喘ぐのを彌次つた不謹慎な議員等が、其死を聞いて、肅然襟を正したのは、此劇の教訓的效果でもあつた。眞摯誠意責任勇氣等々、伯の本質を顧みて讚美する聲は、世界的の交響樂として暫らくは止まなかつた。

凡そ責任に斃れたる人の死ほど尊いものは無い。況んや宰相の殉職をや。筆者は前節に於て、伯の病が、事前の休養に救はれた筈の事情と、その責任強行の爲の死因とを略説したが、當時常に伯の政治に側近した若槻濱口の兩相の實感は之を裏書する最有力の證據であらう。若槻氏は『伯が病を祕して議場の責任に邁進したのは宛然古武士の風格其ものと云ふべく、その國家を憂ふる念慮の強烈にして絶大なることは驚ろく可きであつた。伯の死は其責任感に依つて早められた』と語り、濱口氏は同じく『伯は國家の爲め、無理なる活動を續けられたが爲に、斯る悲劇を見るに至つたのである。また私の許で成案を得た税整案の兩院通過の爲に最後まで心身を勞された事を思ふと、今でも胸が迫る。自分は税整案で本黨と

の諒解成立するや、その足で青山の墓に報告した』ことを回顧する。誠に、責任の深い自覺、夫れへの邁進が、死の近因を作つた。

されば一月二十九日の各新聞が、一齊に伯の死を悼んだ中には、生前の不人氣を以て伯を云々するもの無く、蓋棺の衆評一致、伯の眞率を稱し、而して其志を今後に伸ばし得なかつたことを、國家と伯との爲に惜しんだ。反對黨の政客も亦、等しく伯が忠誠なる國士であつた點を力説痛悼した。而して三十日の新聞は、外國に於ける言論界の評論を電報し、世界的の人物として知られた伯の死が、如何に大きい反響を世界に與へたかを傳へるのであつた。

いま其内外の批評の中、お世辭ならぬ適評を纏めることは、偶々傳記編纂者の筆の及ばぬ多方面に、伯の影像を保全する所以であらう。時事新報の社説は、伯の死を痛惜した其一節に『或は遣外使臣として、或は外務大臣として更に總理大臣として、國家の爲めに盡瘁したる其功績は、人の知る通りにして、殊に憲政會内閣の首相として、内外の諸政策に、其一流の主張を行はんとする抱負を有したることならんに、不幸急病の爲めに歿したるは、我輩の一層残念に思ふ所である』と論じた。

又報知新聞は、『大正以後、時局多難の時期をうけて、初めて内閣を組織し素質の異なる三派の勢力を連ねて天下の重望をになひ、多年の問題たる行政財政を整理し、綱紀を肅正し、普通選舉と貴族院改革を斷行し、更に外交の立て直しと軍備整理の大業に成功した事は、上下の信頼にむくひてあまりあつたが、さらに進んで税制の整理の斷行に及び、(中略)その政治上の功業は、ほとんど前例なきほど顯著であつた』と讚美した。その過賞であるか何うかは、人に依つて見る所を異にするであらうが、尙ほその政治家としての本領を指摘して居る。更に、東京日日新聞の社説は、伯の性格に就いて忌憚ない批評を試みたもの、代表であつた。

『首相加藤高明伯の病あらたまり、昨朝つひに薨去した。伯の人となり就いては、世間既に定評がある。外交官として、政黨の總裁として、又國務大臣として、いかなる手腕を揮ひ、又、いくばくの功業を立てたかについても、世論はすでに一決してをる。伯は俊敏といふよりも、寧ろ重厚を以て稱せらるべき人であつた。恭謙よく人に下るたちではなく、傲岸にして、苟しくも許さぬといふ方であつた。國民の友と呼ばんには、その思想も、行動も、あまりに貴族的であつた。女々しい

といふ點は、微塵もなかつた。飽くまでも男性的な小氣味のよいくらひ、思ひ上がつた人であつた。民衆と共に呼吸し、思想し、進止する政治家ではなかつたが、一通り、時務には通じてゐた。

しかも、われ等の伯に多とするところは、伯が何をなすべきかといふことよりも、むしろ、何をなすべからざるかを知つてゐることであつた。綱紀の弛廢せる、いまだ今日より甚だしきはない。この時に當つて、何をなすべきか、問題であることは無論であるが、何をなすべからざるかを知ることがは更に以上必要がある。せざるところに君子を見ろといふ言葉は、ピツタリとわが加藤伯に當てはまる言葉であつた。伯の頭腦は、流動的ではなかつたが、透明であつた。水にすれば、川の水ではなく池の水であつた。その水は飽くまでも澄み切つて、一髪の微をも、鑑せずには置かなかつた。清く、つめたく、それが、死せる加藤伯の性格であつた。國民は加藤内閣の施設に隨喜するものではなかつた。しかも、これをもつて、不安心の政治家と見るものはあまりなかつたであらう。世には、不安なる政治家の多きに堪へぬ。これにつけても、われ等はわが加藤伯の操持

の堅固であつたことに對して、今更ながら敬意を表せぬ譯には行かぬ。あの剛強な意思そのもの、やうなつらだましひは、全く當代の珍であつた。この人今やなし。悲しいかな。謹んでその死をいたむ(後略)。

その他の諸新聞紙いづれも伯の重剛・正義・責任觀念等に論及した。筆者は、『今の輕薄の世の中に』など、云ふ形容詞を用ひることは好まないが、伯の重厚・眞摯・正直・勇氣・聰明等の諸特性が、期せずして衆論一致の筆に上つたのは、現代に顧みて、故人痛悼の一倍強かつた所に起因したものと思ふ。

(五) その名實尚ほ活く

(伯の政策繼承を説く輿論の一致)

伯の死を、死んだ其日附の朝刊に載せた新聞が世界に唯だ一つあつた。倫敦のデーリー・メール紙である。メール紙は、一月二十八日附の朝刊に、日本宰相の急死を特報して全英國を驚ろかしたが、同紙は時差の関係から、同日午前二時頃に到着した伯の訃電を、世界的事件として取扱ひ、版を改め締切を延ばして閲歴と寫眞と

を加へたニュースを正報したのである。

英國各新聞の社説は、翌朝刊に一齊に載つた。其中で、タイムス紙は『加藤伯は大正新日本政治家の典型であつた。その生涯には、明治時代に於ける政治家の光彩を奪ふが如き華やかな機會とはなかつたが、然も明治政治家の政治的能力を繼承して居ることを示すに足るものがあつた。實に伯は首相として多數の批評家が豫想して居た以上に成功を見せた。普選運動當時、機宜の讓歩に依つて惡化の形勢を緩和し、黎明の政治への道を開いたのは特筆に値する。最近にあつては日本經濟界復活の曙光を齎らした。伯の政治的妙腕は能く國家多難の日本に貢獻する所があつた』と賞揚し、またモーニング・ポスト紙は『加藤伯が専ら主張し、また交渉の衝に當つた日英同盟は何れの國にも脅威を與へず、然かも世界平和の確立に貢獻すると共に、日英に共通の對支政策の基礎を作つた。此の對支政策は今後も益々必要である』と云ひ、その他の新聞紙も、伯の日英同盟締結に關する偉業を想起したのであつた。

その他、廣く海外より、伯を心から惜しむ言葉は傳へられ、其所に、眞の値打を格付

ける權威は、後から／＼引續いた。政敵が常に擔ぎ出す所謂二十一箇條が、支那の怨恨を山積すると宣傳される、その當の支那に於ても、伯の死は眞心から痛惜された。外交總長王正廷氏は、伯の内閣の外交が、日支親善を保證する最善のものであつた事を顧みて、時事新報特派員に次のやうに語つて居る(二月二十八日)。

『まだ公電に接しないのであるが、痛悼に堪へない。關稅會議、法權會議に示された日本の好意が、加藤首相の方寸から出たものであることを思ふとき、益々惜しくてならない。自分は日本政界の事情に暗いから、加藤首相の死去に由り内閣が瓦解するか、後繼内閣にどう云ふ政黨が出るのか知らない。併し如何なる内閣が出来るにせよ、日本の對支政策に變更のないことを熱望する。互惠條約締結交渉の纏まつた所へ持つて來て、加藤首相の死去に際したのは返すがへすも残念に堪へない。』

轉じて米國に於ては、費府バブリック・レッチャー、費府インクワイアリー、ボルチモア・サン、ニューヨーク・タイムス等、何れも論評を掲げて、伯の技倆及び眞摯なる性格を賞揚し、日英同盟締結に偉勳あつたことを述べた。其中、タイムス紙は『外務大臣としては對支二十一箇條要求の創作者たりしに拘らず、首相としては支那に對

し穩健政策を遂行したる』を指摘し、サン紙は『輓近日本に於ては誠意と平和を基調として國際關係を處理し、以て國力の伸展に努力する傾向の顯著となり來れるは加藤伯爵が此風潮馴致に與つて力あり』と論じて其死を惜しんだ。

而して我國に於ては、政治的に反對の立場に在る人々も、亦伯の死を惜しまざるは無かつた。前政友會總裁高橋是清氏は『故伯と余との交際は、護憲運動に於て憲政改革三派の提携が成立し、愈々護憲三派の協調内閣が成立した以後のことであると云ふが適切である。其の當時、故伯とは極めて深く往復もしたので、誠意ある人格者としての故伯の總てが余の眼中に映じた。伯は、物事を決定するに當り、非常なる熟慮考究を費し、而して一度決するや、如何なる障礙に遭遇しやうが、斷乎として其の所信を貫徹するまで邁進すると云ふ、信念の固い當今稀に見るの人であつた』と述べ、政友會總裁田中義一男は『故伯の面影を偲ぶとき、先づ腦裡に浮ぶものは、飽く迄も正直で眞面目な政治家であつたといふことである』と回顧し、また當時の政友本黨總裁床次竹二郎氏は『其の人格から見ても、閱歷才幹から見ても、加藤伯の逝去は今の日本に取つて大なる損失であつて惜むべき限りである』と、心

からなる悼意を表したのである。

政黨外の政治上及び社會の名士が、心から惜しんだことは言ふまでもなかつた。貴族院議長徳川公が、伯を評して『實に立派な人であつたの一句に盡きる』と嘆賞したのは其代表的評辭であつた。

一方に、肝腎の政局に對する輿論は、殆んど一致して、伯の政策をその後繼者に遂行させるのが當然であると主張した。而して夫れ等の主張は、決して感情から生れたものでは無かつた。即ち伯の死に同情を寄せる結果として由來したものは無かつた。専ら政策の承認と云ふ觀點から力説されたものであつた。時事朝日、日日、國民、中外商業、報知の諸新聞の一致した論據は、いづれも、伯が第五十一議會に於て其成立を期した税制整理案以下の諸政策を、その儘議場に送るの至當なるを認むる所にあつた。

而して財界名士の所感に至つては、更に一步を進めて、伯の遺策實現を積極的に希望するのであつた。池田成彬氏三井、串田萬藏氏三菱等の銀行代表は勿論、事業家の大多數も亦、伯の緊縮政策を重ねて追認し、尙ほ一段の整理を以て我が財界の

喫緊事と見做し、此點から、後繼内閣が、伯の遺策繼承者に依つて組織されることを希望して已まなかつたのである。

果然、總辭職奏請の翌日、組閣の大命は若槻禮次郎氏に降下し、閣僚全部、伯の第二次内閣の儘で成立した。即ち、伯の心と政策とは、生前の通り活きた。是れ素と憲政の常道、少しも異とするに足りないが、輿論の完全なる一致は、そこに尙ほ伯の活きて居ることを反映したものでは無かつたか。

さて若槻内閣は、本黨との提携成つて伯の意思通りに議會を乗越えた。而して一年餘の後、昭和二年六月兩黨合體して民政黨が生れた。左はあれ、伯が自ら名附け且つ築き上げた由緒ある『憲政會』の名は、伯の後を追ふて此世を去つたのである。是れ亦、伯の本懐なりや否や。

第四章

死して後、眞價顯はる (元老後繼録)

(一) 『加藤はやはり偉かつた』

(伯の人事行政に關する斷案)

死して名を遺すより、死して其名を高めて行く。伯の眞價は、其歿後に於て却つて世に認められて來た。忘れられて行く世の常に反し、『加藤はやはり偉かつた』と、回顧される度びに値打を増す。いかにも、生前の澁い持味を後代に傳へる觀がある。實價は、自ら宣傳しないでも、必ずや正しく評價される時が來る。

伯を、我が政界、否な我國の一柱石として保全しやうとした秘録は、後節に誌るす通りであるが、政治關係に於て、伯が昭和の御代にも、絶えず懷舊の對象となつて居るのは顯著なる事實である。(イ)大政黨の統一、(ロ)在野黨の試煉、(ハ)人事行政等の諸點に就いて、伯の偉かつたことを、今更ら乍ら顧みる世論は高い。茲に一二の例を擧げて見やう。昭和二年十二月十一日の東京朝日新聞には次のやうな記事

があつた。

『近年の總理大臣で偉かつたのは何といつても原敬と加藤高明であつた。(中略)加藤は強腹で、初めのうちは政憲革三つの頭の馬に乗つてをつた。それでも、したい放題のことをやつて中途に病に倒れたが、彼の人事行政と今の(中略)それと比べると、いろ／＼面白いことがある。加藤高明は根が官僚で、きかぬ氣の所があつたので、組閣の時から人事についても彼一流の方針を樹てゝ居た。まづ陸海軍と外務だけはクロウトからといふことにし、内閣書記官長警視總監法制局長官警保局長植民地長官等にはあまり黨人をいれぬことにしてをつた。親任待遇で書記官長をやらせた江木翼は、黨人といへば黨人だが三回も書記官長をやつてをり、もと官僚畑の男である。江木翼が司法大臣になつた後には、すぐ塚本清治を法制局長官から轉任さした(中略)。

そればかりではない、朝鮮總督の齋藤實に對しては、辭を厚うして留任してもらひ、臺灣總督の内田嘉吉は辭めさしたが、其後には貴族院の伊澤多喜男をすゑ、滿鐵社長の川村竹治に詰め腹をきらせた後には、樞密院の安廣伴一郎を差し向くるといふ式であつた。大臣のイスが、内務の若槻と、大藏の濱口と、鐵道の仙石だけしかなかつたので、選にもれた(人名略)はブン／＼いつたが、(中略)加藤の人事行政はザツとこんな工合であつた。

これは自分が十年の間黨の面倒を見てやつたので、はゞを利かしたところもあるが、テんで人のいふことを受けつけなかつた。僅に濱口や江木や伊澤や、どうかすると仙石ぐらゐの進言に耳をかし、あとは獨斷專行であつた(後略)。

右の記事は、伯の人事行政の方針を、他の首相と比較して書いたものであるが、伯の方針を適切に説明して居る。伯は政務と事務とを區別し、また國務と黨略との間に、犯す可からざる一線を劃して、凜乎として之を守つた。大隈内閣の副總理として實權を握るや、直ちに政務官制度を創設して實果を今日に傳へ、一方に於ては、警視總監を政務官から事務官に改めて警務の獨立の爲に計つたのである(其後反對黨内閣は之を逆轉して今日に至る)。

政黨の幹部級に椅子を與へるのが、黨略上最も利益があるのは明白であるが、伯は、先づ國務の運用を第一としたので、前記の樞要なる多くの椅子を、不慣れの黨人に與へず、黨外の専門家に委ね、而して黨内に不平があつても一顧をも與へず、抑へ付けて了つた。政黨の争ひが進むに連れ、伯のやうな『絶對的國家本位』の政治家の出現が渴仰されて來るのは當然であらう。

(二) 理性の人事行政

(公正第一の強行と裏面の情)

伯の人事行政を、一言で云ひ現はす爲には「理性の人事行政」と云ふ辭が一番適切である。而して之は、普通の政黨首領の容易に企て及ばざるものであつた。

自分の可愛がつた黨員、何かの椅子を與へれば直ぐに不平を去つて働らく黨員——夫れ等の人々をも、伯は國務に適任と信せぬ限り、決して登用しなかつた。また、國務上の效果の爲には、「好きな適任者」を棄て、も、尙ほ「好かない最適任者」を採つた。第一次内閣に、憲政會が僅か三つの椅子を持つた時、他に一二の適任者があつたのに拘らず、強ひて老齡の仙石氏を起用したなどは其適例であつた。而して至難なる三派の協調の持續には、仙石氏の存在が與かつて力があつたこと、周知の事實である。

世に人事行政の上手と云ふのは、多く、情實を巧みに處理することを指すやうである。夫れで人事は丸く治まつて統制が執れて行くのであるが、その反面には、仕事の上、多少能率の缺ける所が出来易い。然るに、伯は之とは反對に、國務の最高能率を規準とし、理性の高所から冷靜に人事を決定し、而して統制の實を擧げたのである。蓋し、勇氣と實力との産物であつて、困難な業ではあるが、首領たるもの、人事行政としては、一方の範とす可きであらう。

實に、黨内人事に關しては、伯は專制君主であつた。而して「殖民地、内閣官房、法制警務の頭には、黨人を使はずに専門家を頼む」と云ふ主義を實行するに當り、其黨外人事は、多く伊澤氏等の説を聞き、之を若槻、濱口、仙石、江木の諸領袖に諮つて實行する風であつた。然も、是等の人々も、伯の主義と信念とに對しては、政黨的立場からの註文を遠慮して居た。心の中で、「政黨として困る」と思つても、伯の理論と至誠とに面しては、聲を呑んで快諾する外は無かつたと云ふ。

伯の地方官更迭の嚴正の如きは其一例であり、また、伯の「公正」を語る實證でもあつた。地方官更迭は、政黨内閣の人事安全瓣である。この機會に、自黨の知事級浪人を復活して反對黨系の知事を退ける演り方は、定石のやうに行はれる。然るに、伯が内務省に命じた地方官更迭の原則は次の如き趣旨であつた。

(イ) 模範とす可き公正を期すること。

(ロ) 眞の老朽並びに所謂札付を整理すること。

(ハ) 浪人を起用せざることを。政黨常用の浪人復活策を斷禁し、總て國務の能率向上を唯一の規準とすること。

湯淺内務次官(倉平氏)が苦心を重ねて立案した地方官更迭は、伯の此趣旨を忠實に履行したものであつた。憲政會は、之に對し、湯淺氏を罵倒して其無理解を憤つたが、本家本元の伯は、之を『公正なる人事』として歡んだ。然も、伯は、整理された自派の老朽や、復活を得なかつた自黨の知事級浪人には、國務以外に於て、夫れ〴〵適任の就職を世話する事を忘れなかつた。食べて行けるやう、各方面の知人に奔走した。伯から、誰れ彼れのことを頼まれた有力者は、實業界にも少なく無い。茲に公務と離れて、伯の『情』があつた。

伯は、『綱紀肅正』を唱ふることに十年、一日として倦まなかつたが、この政綱は、まことに、伯にして初めて、微塵の後顧も無しに力説し得るものであつた。情實や請託や、みな、伯の前には朝霧の間も止どまり得なかつた。伯の周圍は、塵一つとゞめぬ清掃の庭のやうに、爽やかなる淨麗を保つた。その中央に坐して、伯は、國務本位と人事嚴正のタクトを揮ひ、複雑多難なる政黨を統べて、十餘年の政治公生活を一貫したのであつた。

(三) 『舵取に聲を掛けぬ』主義

(專管大臣の責任と權限とを尊ぶ)

伯の人事行政並びに統制に關して操守した他の一つの有名なる主義は、『舵取に聲を掛けぬ』ことであつた。この點は、第一編(概念篇)に述べた『加藤型の政治』の一面としても詳述せねばならない。伯は、その内閣統制と行政方針とに關する此特別の主義を、遺憾なく遂行した。常に責任第一の信條から、これを閣僚に求めると同時に、その閣僚をして完全に責任を取らせるやう十分の權限をも認め、茲に『國務連帶・省務專管』の持論を完全に實行したのである。

護憲内閣第一回の閣議に於て、伯が、首相として閣僚一同に指示した第一言は、實に此主義の實行であつた。『各省大臣は、内閣の主義主張の範圍内に於て、自省の事

務に關する最高の責任者でなければならぬ。その權限を與へられねばならぬ。依つて他省大臣は濫りに容喙してはいけない。自分も亦、專管大臣の主張には常に敬意を表する決心である」と力強く語つた。高橋、犬養の兩黨首を初め、閣僚一同はこの主義を奉じ、責任を痛感して國務を周到に遂行する一方、閣議は常に專管大臣の所説に同情を以て應接したから、内閣は、政憲分裂の最後の争ひを例外として、一絲亂れぬ統制を保ち、不落の牙城を築いて居たのである。

大正十四年三月三十一日、伯が、第五十議會後の議員總會に臨んで試みた演説に、『陸軍所管の四箇師團減少も容易ならぬ仕事であつた。私は宇垣陸相に信頼して全然一任して置いた云々』と言ひ、また税整及び普選の大事業に就いても、之を所管大臣に一任して置いた次第を説き、『第五十議會の前半は濱口君の議會、後半は若槻君の議會であつた』と述べたのは、閣僚の功績を賞揚して自ら謙遜する美德の發露でもあつたが、事實に於ても、伯は專管大臣の權限と責任とを飽くまで尊重して、他からの一切の妨害を排除し、大臣に思ふ存分の活動と成果とを期待したのである。總ての閣僚は、所信の大綱に就いて、豫め必ず伯の諒解を得たもので、其

場合には、伯は高所から幾多の忠告も試み、剴切なる知識を示すのが常であつたが、然も、其實行は一切を專管大臣に任せ、自他ともに露ほども干渉せぬ方針であつたとは、當時の閣僚の一致して感謝する所である。

裏面の各種の運動を防止するに就いても、伯は豫め用心した。第一回の閣議で、前記の責任主義を指示した後、『いろ／＼運動が行はれても、夫れは一切取合はぬこと、閣僚は成るだけ他省大臣へ運動の紹介をせぬこと、また、總理が斯く／＼の意見など、と觸れ込む言葉は、皆目嘘と思つて排斥した、／＼正當と信ずる所を敢行され度い』旨を添へたのも、用意の一端を語るものであつた。

故に日露交渉は幣原外相に預けて一言も干渉せず、海軍補充の難問題も、財部、濱口兩相の交渉を自分が裁定する以外には、他の閣僚の論議を遠慮させ、着々と事務の進捗を遂げた。蓋し、伯の統制力と豊かなる見識とが、與かつて力あつた事は勿論ではあるが、其主義を言葉通りに實行して、行政の最高能率を擧げやうと努めたのは、往々にして船頭の多過ぎる閣議を、『舵取には聲を掛けるな』の格言通りに導いたもので、茲にも一つの範例を残したものと云はねばならない。

人氣は第二とし、上下に媚びず屈せず、敏捷には適しないが、堂乎として頼もしく、軍艦ならば完全に『超ド級戦艦』に譬へられるのが、伯の政治家としての姿であつた。奇襲せずして常に正攻し、術に苦心するよりも、其實力で押し、而して其間、一貫不變の主義主張を操守したのである。

是等を『加藤型』と銘打つて其特徴を傳へるのは、少しも不自然では無いであらう。この型の政治家は、餘り人間が小伶俐に趨る政界には、多くの再現を望めない。されど、世が小手先の上手に見飽き、ひたすら實力の展現を渴仰する日が來るとき、大正の政界に伯の存在した史實が、懐かしい追憶の的となるのは、寧ろ當然の數でなければならぬ。

(四) 伯の人物採用法

(五時間も試験された濱口雄幸氏)

伯の獨特の印象として、最後に書き加へねばならぬことは、その『人物採用法』である。伯の人事行政は、積極的には其統制力、消極的には其信用に依つて光輝を殘

した。然るに斯かる人事的成功の根底を檢討する時は、そこに伯の一貫不變の人物採用法が嚴存した事を發見するのである。而して夫れは、人を率ゐる者にとつての手本を殘したとも見る事が出来る。

伯は、世に謂ふ『第一印象』に依つて人を差別しなかつた。自分の下に人を使ふ場合には、人知れず嚴重なるメンタルテストを施行するのを常とした。而して其テストは氣長に、且つ綿密に行はれた。濱口雄幸氏の如きは、最も嚴密なる試験を課せられた一人である。之に就いて同氏は回顧して語る。

『加藤伯と知己になつたのは、大正二年十月の同志會近畿大會の時からである。その時は、自分も伯と同行し、就中京都では一日嵐山の清遊を共にしたけれども、未だ親しい間柄としては許されなかつた。然るに歸京して間もなく、午餐を共にし度いからと云はれるので番町の伯の家へ行つて見た。差向ひで話が始まつた。すると伯は、外交内政財政經濟勞働と、夫れから夫れへと問題を出して私の意見を質すのであつた。途中で、自分は試験をされて居るのだなと感付いたが、結局五時間程休み無しに受験せざるを得なかつた。遂に、夜食まで共にして歸宅したが、其時初めて伯の該博な知識に驚ろくと同時に、嚴しい試験にも驚ろいた云々。』

既に次官級以上の人物を、五時間も抑へて試験する確信には、流石の濱口氏も一驚を喫せざるを得なかつたであらう。一週間程して今度は、第二次の試験が三時間ばかり續けられた。而して其後は、伯の態度が目立つて親しくなり、機密を要する事なども打明けるやうになつたと云ふ。つまり濱口氏は及第したのである。而して今日、伯の政系の後継者となつて顧みれば、大正二年十月の大試験は、氏の忘れ得ない思ひ出でなければなるまい。

併し乍ら、その二回のメンタルテストの中に、『人物』の試験が含まれて居たことは、當の受験者も、後に至つて思ひ當つたのである。伯は、『能力』と『人物』とを、的確に分けて觀測し、之を人物採用の二標準として居たのである。

(イ) あの男は使へる。役に立つ。

(ロ) あの男は肚がある。信頼が出来る。

この二つの區別を、伯は常に忘れなかつた。『あの男は調法ではあるが信頼は出来ん』と云ふ用語を、伯の口から直聞した人は、少なく無いであらう。而して又、前記の『信頼し得る男』に就いて、伯は次の定義を嚴守して居たのである。

(イ) 何事にも嘘を言はぬこと、

(ロ) 何人に向つても『否』と答へ得ること

の二點こそ、伯が『信頼』の根底として、常に人物採用の最後の規準とした所である。自己の信念に忠實であり、且つ勇氣ある人のみが、權柄に對しても、誘惑に面しても『否』と答へ得る。而して伯は此勇氣こそ、正しい政治を行ひ得る根本動力であると信じて、之を最も高く評價した。また斯かる人こそ、自分の股肱として眞に頼もしい人格であると考へて居たのである。思ふに是等は、實に伯の性格の生地の發表でもあつた。伯は、外國人の謂ふストロングマンを其まゝ活かしたやうな強い人格であつた。而して人は、同じ傾向の人を好む。即ち其人物採用の試験標準は、伯自身に外ならなかつたと言へる。

顧みるに『苦節十年』は、伯のみが守り得た艱難の記録では無かつたか？ 日本今後の歴史に於ても、在野黨を統御すること八年、然も百名を下らぬ政陣を維持し得るやうな人格は生れるであらうか。恐らくは絶望に近いと信せられるその成功の根底には、實力と人格との外に、前記の試験を経て選ばれた人々の存在を忘れ

る譯には行かない。

伯個人は政治家として、比類なく虐められた。而して遂に萬難に打ち克つた。實力と信用と、而して鐵の意思とがあつた爲である。憲政會も亦、同じ運命を辿つた。而して同じく最後の勝利を得た。そこに伯を守つた一派の眞の結束があつた爲である。伯を逐ひ出す陰謀さへあつた。憲政會の分裂を危ぶまれる危機もあつた。然も八年の暗雲を護憲の聖風に拂つて、政黨政治の牙城に凱旋するを得た。而して其中堅は、伯が嚴査の結果採用した人々の結合であつた。左れば、伯の人事行政の成功の根底は、其性格を規準とする「人物」採用の主義一貫に在つたと結論しても過言では無いであらう。

(五) 元老の後繼者としての秘録 (上)

(人格と思想と閱歷の三條件を完備して)

伯の眞價を染めるベトヂが、その終りに於て、最高度の燭光に輝やく可き事實は、伯の『元老』後繼に關する秘史でなければならぬ。元老の優遇は、西園寺公を以

て終るとしても、我國が元老と同じ國機に參與する人格を必要とする限り、西園寺公の後繼者は加藤高明伯、また若しも、後繼者を數人の一團とすれば、伯は其筆頭に位す可きものとして夙に諒解されて居たのである。

西園寺公は、『後繼者』とは言はなくとも、少なくとも自分の信賴する相談役を切實に欲して居た。其相談役には、(イ)正しい人、(ロ)立派な經歷を持つた人の二條件を要した。換言すれば、嚴正、公平、謹肅なる性格で、皇國の理解最も正鵠深遠なる人、また總理大臣の經歷を有して然も傷つかず、以て國民の師表と仰ぎ得る人格で無ければならなかつた。その唯一の候補者が伯であつた。

伯が『政は正なり』を玉條として終始し、綱紀の肅正、人事の公正を主義として、超政黨的なる人格の一面を表現したことは既に明白である。また、謹嚴は、伯に於て最も自然に備はつた特質であつた。些の装ふことなしに、單衣一枚でくつろぐ姿にも、『謹嚴』は伯の身を包んで居た。最も打ち解けて語り合ふ親睦の對坐にも、一分の犯し難い嚴肅が漂つて居た。畢竟、伯の身心から生れる性格の雰圍氣に外ならなかつたのである。

謹嚴は『重も味』を伴つた。衣裳なく、髪形なき一貫の素貧に仕立て、も、伯には、何所となく『重も味』があつて、寔に堂々たる風容を具現するのであつた。この内面的條件は、その風貌と體格との外面的條件に補はれて、一層その堂々たる態度を高調した。伯が如何に、總理大臣らしかつたかは、萬目の感じた所である。それに、『澁ぶ味』は又、特質の一を形成した。輕率や急躁は露ほども無かつた。斯かる性格と、精密な頭腦とは、幅もあり深さもある『澁い政治家』を作り上げ、頼もしい重も味を、客觀の定評に導いたのであつた。

皇國に關する赤誠と理解とに於て、伯は又珍らしい人格であつた。皇室と國民との關係に就いても高遠なる見識を持つて居た。進歩的思想の持主であつたが、同時に、革命的急進を否定する信條と力とを備へて居た。自由主義の花壇に保守的の花弁を養ふと云ふ行き方は、西園寺公と全く軌を一にした。誰れ言はずとも、穩健・着實そのものが、伯の持ち味であつた。安んじて、國家の大事を託し得る者は、我國に於て、特に、此種の人物に俟つ可きであらう。

伯の閱歷は又、『元老』への最後の條件を完全に備へた。同志會の總理、憲政會の

總裁としての政黨的履歷、駐英大公使、及び外務大臣を四回まで勤めた勳功、その爲の授爵、而して内閣を組織すること二回に及んだのであるから、國家に獻じた功勞に於ては、優に一流のリストに數へられる。加ふるに、人格も思想も、其安全なる點に於て、現存政客中に嶄然と卓んで居た。即ち、近い將來に、御下問に奉答す可き國家最高の責任者を繼承するには、實に誂へ向の人であつた。

西園寺公が、眼中皇國あつて黨派なく、夙に自分の後繼者、もしくは相談役に（或は後繼者團の筆頭に）伯を擬して動かなかつたと想定されるのは——この想定は單なる想像では無い——最も合理的の深慮と言はねばならない。今にして顧みれば、極めて當然の發見であつたと首肯されるのである。

(六) 元老の後繼者としての秘録 (下)

(戦ひ盡して傷つかぬ人——残れる抱負)

西園寺公が伯に繋いだ信頼は、伯が首相となつて後に、幾何級數的に増大した。首相となる前の十年間は、伯の政黨主義と獨尊的性行との爲に、西公とは没交渉で

過ぎた。總理大臣となつて後、一は内閣の統制振り、一は直接會見の機會とに於て、公は伯の眞價を發見し、その頼もしさを痛感するに至つたのであらう。

公は、伯が第二次首相を無事に勤めた上、その邊で政界を勇退し、來つて皇室と國事に就いて喜憂を共にすること、を懇望して居た。この間、靈犀一點相通する所があつた。編者はいま、其事實を確筆することを憚るけれども、伯が第五十一議會を無事に乗切つた所で勇退する決心であつたことだけは、茲に特筆大書して差支へ無からうと思ふ。

『傷つかざる前首相』を、西公は伯の身の上に望んで已まなかつた。之に應じて、伯は其十年力説した諸政綱を實現して公約を果した上、完全なる閱歷を以て政界から勇退するに決して居た。健康の點もあつたが、第五十一議會解散の有利なるを知つても、敢て之を戦はず、出来るだけ、政友本黨との妥協に依つて無事に通過しやうと欲求した裏面の大原因は、實に此點に在つたのである。之を知つて其當時を顧みると、伯の態度は一層明かに首肯されるであらう。

更に追想すれば、伯は、勇退と同時に、或は後繼者(若槻氏に決めて居たをして、適當の

時機に、政權を第二黨たる政友會に奏薦委讓し、茲に、政黨政治の常道を、自分の手に依つて(或は間接に)日本に初めて實現しやうと考へて居たと信せられるのである。倒されるまで、政權に嚙り付くと云ふ執着は、伯の潔よしとしなかつた所である。

自分の掲げて來た政綱——國民への公約——を果した上は、時勢人心の歸趨を見極めた上、自ら政權を返上して第二黨に讓るの勇氣と聰明とを把持して居た。伯は、日本に未だ曾て正式に行はれた事のない此政權交互制の明るい原則を、自分の手で實現して見たいと云ふ壯圖を胸に秘めて居たと信せられる理由がある。

議會後に政界を勇退する意思是、政黨外の二三の親友には判つて居た。伯をして尙ほ數年の天壽あらしめたならば、我が政界は、未曾有の光明に照らされ、陰謀その他の暗い常習は、隅の隅まで消毒されて、『政治の公明』などと云ふ標語を全然不必要にしたことであらう。伯が在野時代、政權を第二黨に讓る可きを反覆主張したのは、反對黨としての單なる主張のみでは無く、實に、政治家としての信念の響であつたのである。宜なる哉、大正十四年の晩秋の一夜、『政策以外に、未だ自分の爲す可き仕事がある』と嚴肅に昵近の人に語つた其一語こそ、この間の壯圖を暗示す